

# 平成29年度 第1回野田市男女共同参画審議会

## 次 第

開催日時：平成29年8月4日（金）

午後2時から

開催場所：市役所8階 大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 会長挨拶

4 議 題

(1) 第3次野田市男女共同参画計画の進捗状況について

(2) その他

5 閉 会

## 第 3 次野田市男女共同参画計画（改訂）

### 進捗状況調査表

### 【第3次野田市男女共同参画計画に掲げる基本目標】

基本目標	具体的施策番号
I 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり	1～37
II 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶	38～68
III 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充	69～78
IV ワーク・ライフ・バランスの推進	79～127
V 生き生きと安心して暮らせる社会づくり	128～151

### 【社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目】

重点項目	具体的施策番号
1 様々な活動の場における男女共同参画の推進	69～71・78
2 女性（異性）へのあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	11・38・40・46・53・61
3 ワーク・ライフ・バランスへの取組の推進	33・35・82・85・87・90～92・ 94・98・99・105～107・109・ 110・123～126・131～133

### 【女性活躍推進法に基づく国の基本方針に掲げる施策に対応する具体的施策】

<b>1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置</b>	<b>具体的施策番号</b>
○女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定	85
○公共調達を通じた女性の活躍推進	85
○企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等	72・83
○中小企業における女性活躍推進に向けた取組の促進	72
○非正規雇用における雇用環境等の整備	79
○女性の登用促進のための支援	69・70～72・77
○再就職支援	107・122～125
○起業・創業支援	74・126
○女性の参画が少ない分野での就業支援	75・122・126
○キャリア教育等の推進	24～27・126
○女性の職業生活における情報の収集・整理・提供	36・79・80・107・125
○女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動	72・79・80
<b>2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備</b>	<b>具体的施策番号</b>
○男性の意識と職場風土の改革	33・37・72・81・116
○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	82・86～90・93～99・103・105
○長時間労働の是正・休暇の取得促進	79・81
○職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進	72・81
○柔軟な働き方の推進	72・82
○職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討	71
○ハラスメントのない職場の実現	60～62

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
1	34	人権教育・啓発の推進		人権に関する講演会や講座を開催し、様々な人権に対する啓発を推進します。	<p>人権教育・啓発を図るために人権に関する各種講演会や講座等を開催した。</p> <p>○「人権擁護委員の日」記念講演会 実施日：6月26日(日) 実施場所：市役所8階大会議室 参加人数：76名</p>	<p>「人権擁護委員の日」に合わせて、人権擁護の趣旨周知及び人権尊重意識の普及を図るため、講演会を実施した。 人権擁護委員の活動推進のため、市も引き続き協力し、効果的な実施に向けて内容等を検討する。</p>	0	<p>人権教育・啓発を図るために人権に関する各種講演会や講座等を開催した。</p> <p>○「人権擁護委員の日」記念講座 実施日：6月3日(土) 実施場所：川間公民館講堂 参加人数：52名</p>	0	人権・男女共同参画推進課
					<p>○人権週間記念講演会 講演会の見直しにより、補助金(地域ネットワーク事業)がある年に実施する。次回は29年度。他の年度は人権出前講座を実施。</p>	<p>より多くの市民が参加できるよう工夫はしているが、現実問題として参加人数が伸びないことが課題となっており、「多くの市民に効果的に周知する」との観点から、費用対効果の面で効率的になっているかが疑問である。 したがって、国・県の補助を活用し効果的に実施することとする。</p>	0	<p>○人権週間記念講演会 実施予定日：10月28日(土) 実施場所：興風会館 ※補助金(地域ネットワーク事業)対象</p>	1,137	人権・男女共同参画推進課
					<p>○人権出前講座 実施日：2月26日(日) 実施場所：中央公民館1階講堂 参加人数：43人</p>	<p>県の委託事業がない年度は、効果的な人権啓発を実施する中で、各種団体に出向き講演会を実施していく。</p>	50	<p>○人権出前講座 29年度は人権週間記念講演会を実施するため、人権出前講座は実施しない。</p>	0	人権・男女共同参画推進課
					<p>○企業人権教育研修会 実施日：2月17日(金) 実施場所：市役所8階大会議室 参加人数：49人</p>	<p>人権啓発推進企業連絡協議会会員及び指名業者等、市幹部職員を対象に、「人権啓発推進企業連絡協議会」と共催にて開催しており、効果的な実施が可能と判断する。</p>	130	<p>○企業人権教育研修会 実施予定日：2月16日(金) 実施場所：市役所8階大会議室</p>	150	人権・男女共同参画推進課
					<p>○人権学習会 ①実施日：2月8日(水) 実施場所：関宿会館 参加人数 45人 ②実施日：2月16日(木) 実施場所：島会館 参加人数 56人</p>	<p>社会教育課と福祉会館との共催で人権学習会を実施し、多くの地域住民の参加があった。今後も人権課題の解消に向け、人権意識の啓発を行っていくことが必要であると考えられる。</p>	30	<p>○人権学習会 実施月：1月、2月を予定 実施場所：福祉会館3施設(七光台、島、関宿会館の各会館) ※谷吉会館と七光台会館は隔年実施。</p>	90	福祉会館 社会教育課
					<p>○市民セミナー 実施月：11月～2月(4回) 実施場所：南部梅郷公民館 参加者：56人</p>	<p>高齢者の就業や生活設計、遺言・相続、介護問題等をテーマに、高齢期に訪れるであろう出来事に対し、誰もが自分らしく心豊かに過ごすためにできることを学び、互いの人権を尊重する人間関係やつながり、支え合う互助について理解を深めた。人権意識への新しい気づきとともに身近な問題としてとらえられるテーマ設定が、今後も必要である。</p>	90	<p>○市民セミナー 実施月：11月～2月(4回) 実施場所：南部梅郷公民館</p>	60	社会教育課 公民館
2	35	性同一性障害を抱える児童、生徒の相談環境の整備等		性同一性障害を抱える児童、生徒の相談や悩みに応えるため、相談しやすい環境の整備等を図ります。	<p>人権教育や特別支援教育の理念に則り、理解を深めていく研修を行った。8月1日に開催した野田市学校人権教育指導者養成講座では、性的思考の多様化について「すこたんソーシャルサービス」を主宰する伊藤悟氏を講師に招き講義を受けた。</p>	<p>性的少数者である方の話を直接聞くことで、学校現場において、児童・生徒の不安や悩みを共感的に受け止め、児童・生徒の立場に立って対応することを意識するようになった。保護者の意向も十分配慮することも更に必要となる。</p>	50	<p>7月25日に人権・男女共同参画推進課職員を講師に招き、学校人権教育指導者養成講座を開催した。 受講者は、夏季休業中の校内研修等を活用し、人権教育の一つとして周知を図る。</p>	50	指導課

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
3	35	コミュニティサイトに起因する人権侵害等の予防、啓発の推進		インターネット利用に起因する人権侵害や性犯罪等の予防、啓発に向けて、人権に関する知識を習得し、理解を深めるため、学校等における講演会等を開催します。	<p>昨今はインターネットが加速的に普及し、端末もスマートフォン、タブレット等に移行してきたことで幼児から高齢者まで多くの人々がこれを利用するようになった。そんな中、青少年の健全育成にとって悪影響を及ぼす情報は益々氾濫し、子ども達自身も、人を傷つけ陥れるような情報を発信し、あるいはそれがきっかけとなっていじめ、自殺、傷害等に繋がるといった事件を数多く引き起こしている。こうした環境から子どもたちを守るには、インターネットの危険性について多くの大人が理解し、こうした情報が子ども達に及ばぬよう阻止する対策、子ども達が危ない情報等を発信しないような教育を講じていかなければならない。そうした思いから毎年ペアレンタルコントロール講習会を実施し、子ども達が安心して過ごすためにはどうしていくべきか考える機会をPTAの方々並びに先生方、そして一般の方々にも周知しながら開催している。</p> <p>○ペアレンタルコントロール講習会 実施日：7月3日(日) 実施場所：市役所8階大会議室 対象者：小中学校の保護者・教諭・青少年相談員・青少年補導員・一般市民 参加人数：56人</p>	<p>より多くの方々に参加いただき、子ども達が日頃利用しているインターネットの危険性について認識を深めていただくと共に、子ども達との関わり方について根本から考えていただくという点では一定の効果は上がっていると考える。しかし、本当に講習会に出席してもらいたい保護者の方々が出席してくれているのかという点で疑問が残る。各学校、PTAに働きかけより一層効果のある講習にする必要がある。</p>	118	<p>大人が子ども達にインターネットを使う上で守るべきルールを教えていかなければならないということを、講習会をとおし啓発していく。</p> <p>○ペアレンタルコントロール講習会 実施日：8月4日(金) 実施場所：保健センター3階大会議室 対象者：小中学校の保護者・教諭・青少年相談員・青少年補導員・一般市民</p>	50	青少年課 人権・男女共同参画推進課
					<p>学校やPTAにおいて、市で業務提携している情報モラルサービス業者等の外部講師による指導を中心に、児童生徒向けに学習会をしたり、保護者向けに講演会を実施したりした学校があった。その中で情報モラルについて取り上げ、誹謗中傷をする言葉や画像などは残ってしまうことなど、インターネットの危険性について指導し、人権に関する内容を取り扱った。</p>	<p>情報モラル教育が多くの学校で進められたことにより、インターネットの使用方法について改めて考える家庭も増え、家庭でのルール作りなども行われている。その中に「使ってはいけない言葉」など、人権的指導も行われている。しかし社会の情報化が急速で家庭によってはこういったことに対応しきれていないケースもまだまだ多く見られるので、今後も継続していくことが必要である。</p>	0	<p>市内各校において、社会科・技術家庭科・道徳・等の教科等の時間に日常的に情報モラル教育を実施し、人権意識の向上に努める。</p> <p>各学校において、外部講師等を迎えた児童生徒向け及び保護者向けの専門的な情報モラル授業を実施し、人権侵害の予防に努める。</p>	0	指導課 人権・男女共同参画推進課
4	35	子ども人権作品展の開催		<p>小・中学校において、人権に関する作品づくりを通して人権意識を高めるとともに、児童生徒の作品展を通して市民への人権啓発の推進を図ります。</p>	<p>人権尊重意識を養うために小中学校において人権に関する作品づくりを行うとともに作品展を通して市民への人権啓発を図った。</p> <p>○子ども人権作品展 実施日：12月1日～12月6日 実施場所：市役所1階ふれあいギャラリー</p>	<p>小・中学校において、人権に関する作品づくりを通して人権意識が高まってきている。また、児童生徒の作品展を通して市民への人権啓発を図った。さらに繰り返し啓発活動に努めたい。</p>	47	<p>○子ども人権作品展予定日 11月30日～12月5日 実施場所：市役所1階ふれあいギャラリー</p>	50	指導課

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
5	35	子どもじんけん映画会、小学生人権教室、中学生人権講演会の開催		他人への思いやりやいたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的に、人権に関わるアニメビデオの上映や小学生人権教室、中学生人権講演会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもじんけん映画会 開催日：10月15日(土) 産業祭時に開催 実施場所：総合福祉会館第3会議室 上映作品：「ともだちみつけた」「それいけ!アンパンマン」 来場者数：合計229人(3回上映)</li> <li>○小学生人権教室 ①実施日：12月6日(火) 実施場所：北部小学校 参加人数：114人(4年生) ②実施日：12月9日(金) 実施場所：山崎小学校 参加人数：131人(3,4年生) ③実施日：12月14日(水) 実施場所：宮崎小学校 参加人数：85人(4年生)</li> <li>○中学生人権教室 ①実施日：6月2日(木) 実施場所：二川中学校 参加人数：258人 ②実施日：6月3日(金) 実施場所：福田中学校 参加人数：185人 ③実施日：7月4日(月) 実施場所：川間中学校 参加人数：306人 ④実施日：7月7日(木) 実施場所：北部中学校 参加人数：473人</li> </ul>	開催日を産業祭当日に合わせ、事前広報として市報へ掲載した。また、映画の上映前に産業祭会場において来場者にチラシの配布を行った。その結果、多くの親子に映画を見てもらうことができ、人権意識豊かな子どもの成長を手助けすることができた。	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもじんけん映画会 幼児、児童を対象に人権啓発ビデオを上映する。 実施予定日：10月14日(土) (産業祭に合わせて開催予定)</li> <li>○小学生人権教室 市内小学校4校程度で12月実施予定</li> <li>○中学生人権教室 ①実施日：6月20日(火) 実施場所：岩名中学校 参加人数：369人 ②実施日：7月5日(火) 実施場所：第一中学校 参加人数：693人 ③実施日：7月6日(水) 実施場所：第二中学校 参加人数：340人 ④実施予定日：9月20日(水) 実施場所：関宿中学校</li> </ul>	6	人権・男女共同参画推進課
6	35	市の刊行物等における固定的な男女像の見直し		市の刊行物等において、性別に基づく固定観念にとらわれた表現がないか、職員一人一人が男女共同参画の視点に立って見直しを行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」に則り、各課における刊行物等を作成する際の間合せに対応するとともに新規採用職員研修会で固定的性別役割分担意識の改革を視点に啓発を行った。</li> <li>○新規採用職員研修(4月採用) 実施日：4月5日(火) 実施場所：市役所5階511・512会議室 参加人数：32人</li> <li>(7月採用) 実施日：7月1日(金) 実施場所：市役所3階321会議室 参加人数：7人</li> </ul>	各課における刊行物の作成に際しての間合せには、引き続き内閣府の手引きにより対応していくことが必要と考えている。新規職員を対象に研修会を行うことで男女共同参画の啓発に効果があると考えている。	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」に則り、各課における刊行物等を作成する際の間合せに対応するとともに新規採用職員研修会で固定的性別役割分担意識の改革を視点に啓発する。</li> <li>○新規採用職員研修(4月採用) 実施日：4月5日(水) 実施場所：市役所5階511・512会議室 参加人数：34人</li> <li>(7月採用) 実施日：7月3日(月) 実施場所：市役所7階701会議室 参加人数：3人</li> </ul>	0	人権・男女共同参画推進課 各課
7	35	メディア・リテラシーの向上		メディア・リテラシーの一環として、男女の人権を尊重した表現等を認識できるような教育を進めるとともに学習の機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国語、社会科、総合的な学習の時間等の学習をとおして、様々なメディアから必要な情報かどうか読み取る学びを図る。</li> <li>外部講師を迎えた児童生徒向け及び保護者向けの情報モラル授業により、インターネットから適切な情報を選ぶ能力を高め、人権に配慮した判断力の向上を図る。</li> </ul>	情報モラルに関する大人の理解度に差がある中、LINE等の適切でない利用により新たな情報モラルに関する課題も出てきている。野田市教育研究会との連携を図りながら、メディアリテラシーの向上に努めたい。	0	市内各校において、社会科・技術家庭科・道徳等の教科等の時間に日常的に情報モラル教育を実施し、人権意識の向上に努める。外部講師を迎えた児童生徒向け及び保護者向けの情報モラル授業により、男女の人権を尊重した表現の仕方を学ぶなど、人権に配慮した判断力の向上を図る。	0	指導課 公民館
8	36	一般市民相談の充実		日常生活の悩みごとや相続、離婚等の一般相談に対し、今後の対応方法のための助言や専門相談機関等の案内を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談：毎日実施 914件</li> <li>・法律相談：月6~7回 686件</li> <li>・税務相談：月1回 95件</li> <li>・行政相談：月2回 1件</li> <li>・不動産相談：月1回 70件</li> <li>・交通事故相談：月2~3回 59件</li> </ul>	一般相談を除く専門の相談員による相談は、受付可能枠に対し約70%の予約率となっており、概ね有効に利用されていると推察される。今後は、関係各課との連携が課題であると考えている。	3,200	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談：毎日実施</li> <li>・法律相談：月6~7回</li> <li>・税務相談：月1回</li> <li>・行政相談：月2回</li> <li>・不動産相談：月1回</li> <li>・交通事故相談：月2回</li> </ul>	3,239	広報広聴課

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
9	36	人権相談の充実		あらゆる人権問題について、人権擁護委員が市民の相談に応じ、相談者の自主的な問題解決に助言等を行い、問題解決に努めます。	毎月4回実施 市役所 : 毎月7、17、27日 いちいのホール: 第3木曜日 相談件数: 9件	今後も市民が気軽に相談できるよう他の相談窓口と連携を図るとともに、内容の充実に努める必要がある。	42	引き続き人権擁護委員による相談を実施する。 毎月3回実施 市役所 : 毎月7、27日 いちいのホール: 第3木曜日 相談件数: 2件(6月末実績)	48	人権・男女共同参画推進課
10	36	女性のための相談窓口の充実		女性が抱えているあらゆる問題、悩み等について、女性カウンセラーが相談者と一緒に考え、問題解決に努めます。	DV問題を含む女性が抱える悩みや問題に対しカウンセリングを中心とした「女性のための相談」を毎月定期的実施した。 ・相談件数: 137件	女性が抱えている問題や悩みの相談に女性カウンセラーが相談者と一緒で考えることで、相談者の悩みや問題解決への助言に努めている。	1,063	女性が抱えている問題、悩みについて、女性カウンセラーと一緒に考える女性のための相談事業を実施する。(毎週木曜日(第1から第4)及び第2土曜日実施) 【6月末実績】 相談件数: 38件	1,063	人権・男女共同参画推進課
11	36	DV相談窓口の充実		DV(配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力)被害女性の相談に対し、被害女性の意思を踏まえた上で、最善の支援策や法制度の教示を行います。 また、行政支援が必要な相談者に対し、市職員が適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援を行います。	DV被害者にとって話しやすい環境づくりを心がけるとともに被害女性の意思を最優先に据え、本人の心情や置かれている状況等に十分に配慮した上で相談対応に努めている。 また、支援策や法制度を分かりやすく説明・提示し、本人に寄り添った支援・対応に努めている。 ・相談件数: 282件	一定の成果は得られたが、DV防止法の改正(26年1月3日施行)に伴い、保護対象の拡大が図られたことから、相談内容等も複雑・深刻化すると予想される。 DV被害女性の身の安全を最優先に、それぞれのケースに応じて、さらに適切、迅速かつ丁寧な対応を図ることが必要である。	87	DV被害者にとって話しやすい環境づくりを心がけるとともに被害女性の意思を最優先に据え、本人の心情や置かれている状況等に十分に配慮した上で相談対応に努めるとともに支援策や法制度を分かりやすく説明・提示し、本人に寄り添った支援・対応に努めている。 【6月末実績】 相談件数: 28件	223	配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)
12	37	母子家庭・婦人相談の充実		母子家庭等の自立を図るため、母子・父子自立支援員が相談者のニーズに合った情報提供や生活相談の助言を行います。	知識の向上を図り相談者のニーズに応られるよう母子自立支援員(現:母子・父子自立支援員)を対象に市主催の研修会を開催し、千葉県主催の研修会に参加した。 ・千葉県母子・父子自立支援員及び婦人相談員連絡協議会研修 ○第1回 実施日: 5月12日(研修内容確認) 内容: 「生活困窮者自立支援制度の理解と活用について」 講師: 市川市生活サポートセンター専ら主任相談支援員 朝比奈ミカ氏 ○第2回 実施日: 3月13日 内容: 「母子・父子自立支援員及び婦人相談員研修報告会」4団体報告 「母と子の新たな出会いが生まれます」 講師: 母子生活支援施設 国府台母子ホーム施設長 川口 学氏 ・母子・父子自立支援員研修会 実施日: 3月24日 内容: 「養育費・面会交流をめぐる諸問題について」 講師: 養育費相談支援センター職員 【相談実績】 ・母子家庭相談: 773件 ・父子家庭相談: 16件 ・婦人相談: 120件	母子・父子自立支援員の研修を独自に実施し、スキルアップの向上に努めたが、ひとり親家庭等となつて間もない家庭は多くの問題や困難を抱えており、育児や養育費、就労といった幅広い分野にわたってきめ細かに対応することが必要のため、母子・父子自立支援員の資質の向上のため、引き続きスキルアップを図っていく必要がある。	0	母子・父子自立支援員の資質向上及び相談技能の向上や相談機能の向上を図るため、自己啓発に努めるとともに、独自の研修会の実施や県主催の研修会等に積極的に参加する。 実施内容及び実施日 ・千葉県母子・父子自立支援員及び婦人相談員連絡協議会研修 ○第1回 実施日: 5月9日 内容: 「ひとり親家庭等に対する各種支援」 講師: 千葉県健康福祉部児童家庭課 ひとり親家庭班 小椋班長 内容: 「相談員のレジリエンスを高める、日々の相談業務を手応えあるものにするために」 講師: 家庭相談士 吉澤ゆかり氏  以下の予定は未定	0	児童家庭課
13	37	「男性のための総合相談」の情報提供		男性が抱える様々な悩み、男性ならではの悩みについて、県が実施する「男性のための総合相談」に関する情報を提供します。	誰もが自分らしく生きていけるように様々な悩みを抱える男性の相談に応じている県が実施する「男性のための総合相談窓口」の情報提供を行うとともに、「男性のための総合相談窓口カード」を市役所1階男性トイレに設置して周知に努めている。	加害者が被害者を装って、一時保護の対応などを聞いてくるケースも考えられることから、本人の心情や置かれている状況等に十分に配慮した上で、男性のカウンセラーが相談に応じている県の総合相談窓口などの情報提供を行う必要がある。	0	誰もが自分らしく生きていけるように様々な悩みを抱える男性の相談に応じている県が実施する「男性のための総合相談窓口」のカードを市役所1階男性トイレに設置するとともに、男性のための総合相談について情報提供を行う。	0	人権・男女共同参画推進課

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
14	37	児童・青少年問題についての相談事業の充実		多様化・複雑化している児童や青少年の悩みを解消するため、家庭児童相談、青少年相談の相談機能の充実を図り、男女平等の視点に立った指導を推進します。	・相談対応件数 17,468件 (虐待含む) 家庭児童相談員2名により市内各保育所、学童保育所、子ども館、園庭開放などにて巡回相談を実施した。 <巡回相談実績> 認可保育所 21か所 (相談148件) 学童保育所 32か所 (相談123件) 子ども館 6か所 (相談 6件) 園庭開放 1か所 (相談 2件) 合計 60か所 (相談279件)	児童に関する様々な問題について取扱い、当事者への助言や専門機関への斡旋など、解決に向けた支援を行った。 保健センター母子保健係、子ども支援室とは、随時ケース会議を開くなどの連携を図ることができた。 巡回相談では、施設利用者や職員などへの相談支援を行い、問題が小さなときから支援することで虐待防止に寄与している。発達など母子保健分野の相談があるため、今年度は家庭児童相談員の巡回に保健師も同行することに対応した。	0	虐待などの未然防止のため、今後も継続して全ての市内各保育所、学童保育所、子ども館などで巡回相談を実施する。 前年度に引き続き、家庭児童相談員の巡回に保健師も同行する形とし、発達等の相談に対応する。 児童福祉法の改正により設置が努力義務とされた子ども家庭総合支援拠点を児童家庭課が担うため、業務システムの導入等体制整備を図る。	0	児童家庭課
					○青少年相談 相談内容により関係機関と連携を図り、対応している。 千葉県主催の研修等に参加し、相談員(社会教育指導員)の資質向上に努めている。	非行問題の低年齢化により青少年に関する問題が数多く発生していることから街頭補導の充実に努め、また相談内容により関係機関に協議し、迅速に相談内容の解決にあたる必要がある。	0	来所相談や電話相談により的確な判断を構築して関係機関に協議し回答を求める。	0	青少年センター
15	37	児童虐待相談受付電話「子どもSOS」の運営と周知		虐待を受けている子ども本人や虐待の疑いのある親子を発見した人からの通報及び虐待をしているのではと悩んでいる保護者等からの電話相談に対応し、児童虐待の未然防止や早期発見等に努め、関係機関との連携を密に図りつつ、きめ細かな支援を行います。	「子どもSOS」相談件数 33件 内訳 ・相談件数のうち、虐待に関するもの 16件 ・相談件数のうち、18歳未満からのもの 3件	「子どもSOS」の電話番号をホームページに掲載、カードサイズの啓発リーフレットを作成し市内関係機関に配布した。 全国共通ダイヤル「189」が普及してきたこともあり、件数に大きな増減はない。 相談内容については、子育ての不安等も寄せられており、虐待の予防においても効果を得ている。	75	子どもSOSについては、引き続きホームページ等により啓発を行い、児童虐待の未然防止や早期発見に努める。 子どもSOSの電話番号を記したリーフレットについて前年度は携帯しやすいカードサイズとしたが、引き続き効果の高い啓発物資を作成し、児童や関係機関に配布する。	90	児童家庭課
16	37	障がい者総合相談の充実		障がいのある人が、生きがいをもって自立した生活ができるよう支援するため、障がいのある人やその家族等に対し、日常生活上の相談を受けるとともに、就労に関する相談は、「障害者就業・生活支援センターはひとつ」にその機能を集約し、連携しながらきめ細かな支援を図ります。	障害者差別解消法及び障害者虐待防止法に基づく対応を含めたケース管理票に見直しを行ない、障がい者のある方からのあらゆる相談に対応するための障がい者総合相談を実施した。 ・相談件数 971件 ・障害者差別対応件数 2件 ・虐待対応件数 11件 ・成年後見市長申立件数 1件 ・主な支援内容 不安の解消・情緒安定に関する支援 福祉サービスの利用等に関する支援 家族関係・教育に関する支援 等	電話相談、来所相談、訪問、個別支援会議等により、障がいのある方に支援を実施した。 今後も多様化する相談内容に応じて、地域の社会資源(千葉県、地域活動支援センター、相談支援事業所、通所施設、病院等)と連携を密に支援業務に取り組んでいく。	3,521	引き続き障がいのある方からのあらゆる相談に対応するため障がい者総合相談を実施していく。 また、相談内容が多様化し専門性が求められるなかで適切に相談者へ対応できるよう、千葉県や地域活動支援センター、病院等の専門機関等と連携を図り事業を実施していく。	4,014	障がい者支援課
17	39	子育てに関する講座の充実		男女が平等に共同して子育てを担っていく意識を醸成するため、両親学級や家庭教育学級等の学習機会の充実を図ります。	(公民館) ○ひのき教室(4歳児と保護者対象) 実施月:6月~2月(13回) 実施場所:関宿中央公民館 参加者:300人	4歳児とその保護者を対象とした子育てに関する講座として実施しているが、毎年好評で口コミによる受講者が増えており、男女平等の子育て意識を啓発することができた。 今後もより多くの方に参加していただき、人と人のつながりを大事にしながら受講生相互の交流を深め、講座内容を充実させていくことが課題である。	155	(公民館) ○ひのき教室(4歳児と保護者対象) 実施月:6月~1月(12回) 実施場所:関宿中央公民館	210	公民館 児童家庭課 保健センター
					(児童家庭課) 「心のケア講演会」 母子家庭等ひとり親家庭が増加している中で、ひとりで抱え込みがちである子育ての精神的負担を解消し、子育てを支援するため講演会を開催。 開催日:3月11日(土) テーマ:今だから子どもたちに体験させたいこと~子ども一人ひとりが力を発揮し現代をより良く生きるために~ 参加者数:77人	市報、ホームページ、児童扶養手当受給者への通知などで広報しているが、子育て世帯に対する一層の周知が必要。	65	近年は、ひとり親家庭に特化したテーマではなく、子育てに関する適切なテーマを選定していることから、他の子育て世帯を対象とした講演会との統合も検討していく。	74	



第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
18	39	家庭教育学級の充実		<p>幼児、小・中学生の保護者に対し、子どもの成長にともなう発達理解や保護者の役割等、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性を学び、互いを尊重し協力する意識啓発を推進します。</p>	<p>○家庭教育学級</p> <p>①幼児コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央コース 実施月：6月～7月(5回) 実施場所：中央公民館 参加者：171人</li> <li>関宿コース 実施月：10月～1月(6回) 実施場所：関宿中央公民館 参加者：117人</li> </ul> <p>②小学コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央コース 実施月：6月～11月(5回) 実施場所：中央公民館 参加者：1,571人</li> <li>東部コース 実施月：6月～11月(5回) 実施場所：東部公民館 参加者：801人</li> <li>南部コース 実施月：5月～12月(6回) 実施場所：南部梅郷公民館 参加者：794人</li> <li>北部コース 実施月：6月～12月(6回) 実施場所：北部公民館 参加者：324人</li> <li>川間コース 実施月：6月～12月(6回) 実施場所：川間公民館 参加者：123人</li> <li>福田コース 実施月：6月～12月(5回) 実施場所：福田公民館 参加者：177人</li> <li>関宿北部コース 実施月：6月～12月(6回) 実施場所：二川公民館 参加者：1,034人</li> <li>関宿南部コース 実施月：6月～12月(6回) 実施場所：木間ヶ瀬公民館 参加者：878人</li> </ul> <p>○就学時健康診断時家庭教育講演 実施月：10月～11月 実施場所：市内小学校(20校) 参加者：1,302人</p> <p>○中学校出前家庭教育講演 実施月：12月～2月 実施場所：市内中学校(10校) 参加者：1,411人</p>	<p>○家庭教育学級</p> <p>親などが家庭で子供の教育を行う時に必要な心構え、留意点などを提供することで、家庭教育の充実に資することができた。保護者のライフスタイルの変化等で家庭教育学級の参加者を募るのが難しくなっているが、いじめや虐待等子どもを取り巻く環境は決して楽観はできないため、これらの現代的課題解決に取り組む必要がある。また、今後もより一層の情報収集を図り、新たな講師の開拓にも努めていきたい。</p> <p>○就学時健康診断時家庭教育講演、中学校出前家庭教育講演</p> <p>両講演とも現状では、年間1回の開催であるが、学校との連携を密にし、保護者への啓発の機会を増やす必要がある。家庭教育の役割について、学校・家庭・地域の関係の中で学び合うことができた。より多くの保護者の参加を図ることが課題である。</p> <p>学校と協力し、会場を学校として実施することにより参加者は増加傾向にあるが、関心の低い方にも参加してもらえようような内容の工夫が必要である。</p>	1,043	<p>○家庭教育学級</p> <p>①幼児コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央コース 実施月：6月～7月(5回) 実施場所：中央公民館 参加者：92人</li> <li>関宿コース 実施月：10月～1月(6回) 実施場所：関宿中央公民館</li> </ul> <p>②小学コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央コース 実施月：6月～11月(6回) 実施場所：中央公民館</li> <li>東部コース 実施月：6月～12月(5回) 実施場所：東部公民館</li> <li>南部コース 実施月：5月～12月(6回) 場 所：南部梅郷公民館</li> <li>北部コース 実施月：6月～12月(6回) 実施場所：北部公民館</li> <li>川間コース 実施月：6月～12月(6回) 実施場所：川間公民館</li> <li>福田コース 実施月：6月～12月(5回) 実施場所：福田公民館</li> <li>関宿北部コース 実施月：6月～12月(6回) 実施場所：二川公民館</li> <li>関宿南部コース 実施月：6月～2月(6回) 実施場所：木間ヶ瀬公民館</li> </ul> <p>○就学時健康診断時家庭教育講演 実施月：10月～11月 実施場所：市内小学校(20校)</p> <p>○中学校出前家庭教育講演 実施月：12月～2月 実施場所：市内中学校(11校)</p>	1,391	公民館
19	39	家庭教育に関する意識の醸成		<p>幼稚園や保育所、小・中学校等異年齢、異学年との交流活動及び保護者や地域の人々との交流活動を通して、男女平等意識の醸成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリア教育(職場体験)</li> <li>中根保育所 37人</li> <li>福田保育所 15人</li> <li>乳児保育所 14人</li> <li>小学校との交流(5歳児の就学前交流)</li> <li>福田保育所 41人</li> </ul>	<p>地域、家庭との協力や連携により推進していくことが重要と考える。また、幼稚園、保育所での体験を継続実施するとともに幼稚園や小学校との更なる連携強化が必要となっている。</p>	0	<p>引き続き、幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人との交流活動を通してさまざまな年齢層との触れ合いの場を設ける。</p>	0	保育課 指導課

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
20	39	家庭教育指導の推進		妊娠中から家族で妊娠、出産及び育児に対する意識の向上を図るため、母子健康手帳、父子健康手帳等を交付する際に家庭教育等を実施します。	・両親学級コースⅠⅡ 30回開催 ・父子健康手帳交付数 204件	子ども支援室において、妊娠届出時に保健師等の面接により母子健康手帳を交付し、妊娠から出産までの切れ目のない支援を行えた。 両親学級については土曜日の開催を設けたことにより、父親の参加数や関心が増えた。父子健康手帳は両親学級参加者に交付し、家族で妊娠・出産・育児に対する意識の向上ができるよう適切な情報提供が行えた。	0	引き続き子ども支援室において、妊娠届出時に保健師等の面接により母子健康手帳を交付し、妊娠から出産までの切れ目のない支援を行う。 父子健康手帳は両親学級参加者に交付し、家族で妊娠・出産・育児に対する意識の向上ができるよう適切な情報提供を行っていく。	0	保健センター
21	39	ブックスタートの推進		絵本を仲立ちとした子どもへの言葉かけ、特に乳幼児への言葉かけを意識的に増加させるため、ブックスタートを推進します。	「ブックスタートパック」の交付 ・交付件数 897件	3か月児健診受診予定者の98.1%に交付することができました。 保育所や学校における読書活動へつなげるよう継続性、一貫性を考慮した取組が必要です。 定期的に募集をかけると同時に、新規加入のブックスタートボランティアの定着を目指します。	1,850	「ブックスタートパック」の交付 ・29年度交付予定件数 1,100件 (5月末までの交付数 148件)	1,914	保健センター 興風図書館
22	39	おやこの食育教室の開催		保健センターの調理室等を活用した食事づくり等、親子での体験活動を通して食育を推進します。	・おやこ・こどもの食育教室 3回 子39人、保護者21人 ・離乳食講習会 12回 149組(子147人、保護者164人)	おやこ・こどもの食育教室については、3回実施し、定員いっぱいの集客があり、好評であった。調理実習やエプロンシアターを通して、食に親しむ中で、楽しく「食育」を行うことができた。 離乳食講習会では、離乳食についての正しい知識の習得とともに、育児の中で前向きに楽しく食事に取り組みるように促すこともできた。 食生活の多様化に伴い、食をめぐる諸課題(生活習慣病、朝食欠食等)が顕在化していることを踏まえ、市民一人一人が自らの食について考え、正しく判断する力を身に付けられるよう、更に食育を推進していく必要がある。	104	・おやこ・こどもの食育教室を3回開催 ・離乳食講習会を12回(各月1回)開催 子どもの食生活は、親に依存しているため、親子で調理を行うことで食生活を見つめ直し、正しい食生活についての理解と実践を図る。 子どもが“食”に関心を持ち、知識や体験を深めることで、食品を正しく選択・判断する力を育む。	117	保健センター
23	40	人権教育、男女平等教育の推進		毎年、人権教育研究校2校と男女平等教育推進校1校を指定し、男女の協力や家庭と家族に関する適切な学習活動を推進します。	学校における人権教育の在り方について研修を深め、日々の実践に生かすため、学校人権教育研究校を指定し公開研究会を行った。 研究校(28年度公開)：福田中学校 公開日：12月1日(木) 研究校2(29年度公開)：岩木小学校	教科指導やホームルームの中で、相互の理解と男女の協力を重点に、教育活動が行われた。参観した教職員は、日常の教育活動での実践方法を学んだ。参観者が少数のため、参観者個々が自校教職員に周知を図り、実践に繋げる手立てが必要である。	194	人権教育研究校2校を指定し、学校や家庭、社会における男女平等の意識の深化が図れるような人権教育を研究する。 研究校(29年度公開)：岩木小学校 公開日：11月17日(金) 研究校(30年度公開)：木間ヶ瀬中学校	140	指導課
24	40	技術・家庭科教育の充実	○キャリア教育等の推進(理工系分野で活躍する女性の支援等)	保育学習における乳幼児との交流等を通して、お互いが協力して家庭生活を築いていくという意識が身に付くような教育を推進します。	・キャリア教育(職場体験) 中根保育所 37人 福田保育所 15人 乳児保育所 14人 ・小学校との交流(5歳児の就学前交流) 福田保育所 41人	地域、家庭との協力や連携により推進していくことが重要と考える。また、幼稚園、保育所での体験を継続実施するとともに幼稚園や小中学校との更なる連携強化が必要となっている。	0	引き続き、幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人との交流活動を通してさまざまな年齢層との触れ合いの場を設ける。	0	保育課 指導課
25	40	個性重視の進路指導の充実	○キャリア教育等の推進(理工系分野で活躍する女性の支援等)	固定的な男女別の職業観にとらわれず、本人の適性、希望を踏まえ、主体的に進路の選択ができるよう、指導の充実を図ります。	「職業調べ」「職場訪問」「講話」等、「職場体験学習」を中心とするキャリア教育と関連させながら、将来の夢を描くことの必要性を認識させ、将来の夢を実現させるための進路指導を各中学校で行った。	様々な職業観を学ぶことで、将来の選択肢としての知識の幅が広がりつつある。 将来の夢に対する希望を持ってない生徒への支援が必要である。	0	「職場体験学習」を中心とするキャリア教育と関連させながら、将来の夢を描くことの必要性を認識させ、将来の夢を実現させるための進路指導を各中学校で行う。	0	指導課

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
26	40	キャリア教育の推進	○キャリア教育等の推進(理工系分野で活躍する女性の支援等)	職場見学や職場体験学習、男女平等教育資料「自分らしく」を活用し、キャリア教育を推進します。	中学校2年生の「職場体験学習」や小学校6年生の「職業に直接関わる体験活動」を通して、社会への適応力を養った。また、総合的な学習の時間や道徳、特別活動において、男女平等教育資料「自分らしく」を活用したり、地域の社会人等による講演会を実施したりしてキャリア教育の推進を図った。	「キャリア教育」の有効性について、学校・家庭・地域が連携して進めていくよう、より一層の働きかけが必要である。体験はきっかけであり、事後につながる指導を各校で工夫して取り組んでいくことが必要である。小学校における職場訪問を実施する学校が増えてきた。取り組み内容についても、充実するように指導していく。	1,039	中学校2年生の「職場体験学習」や小学校6年生の「職業に直接関わる体験活動」を通して、望ましい職業観・勤労観を身につけ、自分なりの生き方を見つける。また、総合的な学習の時間や道徳、特別活動において、男女平等教育資料「自分らしく」を活用したり、地域の社会人等による講演会を実施するなどしてキャリア教育の推進を図っていく。	970	指導課
					小・中学校に男女平等教育資料を配布し、活用している。隔年(2年ごと)で男女平等教育資料を作成しており、28年度に作成作業を行った。	男女平等教育資料「自分らしく」により、キャリア教育やワーク・ライフ・バランスを取り入れて職業等を見つける教育に取り組んでいる。	128	小・中学校に男女平等教育資料を配布し、活用している。	0	人権・男女共同参画推進課
27	40	国際理解教育の推進	○キャリア教育等の推進(理工系分野で活躍する女性の支援等)	小・中学校における地域人材の活用や外国語指導助手(ALT)による国際理解教育の推進を図ります。	8人のALTのうち、3人を中学校、5人を小学校に配置し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に役立てた。また、英語に堪能な地域人材の活用により、児童のコミュニケーション能力の向上に役立てた。	ALTや地域人材を活用した、より効果的な指導方法の工夫や配置計画の見直しを行う必要がある。	27,774	8人のALTのうち、3人を中学校、5人を小学校に配置し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に役立てる。また、英語に堪能な地域人材の活用により、児童のコミュニケーション能力の向上に役立てる。	30,174	指導課
28	40	性教育の充実		児童、生徒の発達段階に応じて、性を総合的にとらえ、知識を得るだけでなく、男女それぞれの特性を知り、互いを尊重し、協力する態度を育てます。	中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習した。(主に1年生で学習)小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習した。(4年生)	性教育については、性についての興味関心の個人差が大きく、また受け止め方にも差がある。指導方法や表現など、学年や男女の別、実態等をふまえて適切に行う必要がある。今後はLGBTについても触れる必要があるが、年齢により伝え方が困難であると思われる。	0	中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習する。小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習する。	0	指導課
29	41	教職員研修の充実		男女共同参画社会づくり及び人権教育の一環として、教職員に対し、男女平等教育に関する研修等の充実を図ります。	人権教育及び、男女平等教育の推進を図るために、市内小中学校の教諭を対象とした学校人権教育指導者養成講座を実施した。参加人数：31人	学校人権教育指導者養成講座では、「すこたんソーシャルサービス」主宰伊藤悟氏を講師に、性の多様性について研修を行った。参加者は、性の多様性と社会における人権について理解を深めた。	0	学校人権教育指導者養成講座を開催し、人権感覚の深化を図り、男女平等教育の視点を学ぶ。講座実施予定日：7月25日、11月17日参加予定人数：31人	0	指導課
30	41	公民館主催事業の充実		幅広い分野で男女共同参画の実現につながるよう、市民ニーズ等に応じた内容の講座を適宜織り込み、意識啓発を図ります。	○福祉のまちづくり講座 実施月：6月～7月(3回) 実施場所：南部梅郷公民館 参加者：50人 ○福祉のまちづくり講座 実施月：10月～11月(3回) 実施場所：二川公民館 参加者：45人	各分野で男女共同参画の促進を踏まえて講座を開設した。男女を問わず幅広い年代層の参加者が交流を深めることができた。今後もより一層情報収集を行うとともに新たな企画づくりに努めていく必要がある。	110	○福祉のまちづくり講座 実施月：6月～7月(3回) 実施場所：北部公民館 参加者：58人 ○福祉のまちづくり講座 実施月：10月～11月(3回) 実施場所：木間ヶ瀬公民館	110	公民館

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
31	41	女性セミナー等の充実		女性問題についての理解と認識を深めるため、幅広い女性向けセミナーや講座等を企画し、意識啓発を図ります。	<p>女性問題についての理解や認識を深めるため講座やセミナー等を開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人会員講座 実施月：6月～1月(7回) 実施場所：中央公民館 参加者：377人</li> <li>○サークルあさひ育成事業 実施月：4月～2月(10回) 実施場所：東部公民館 参加者：172人</li> <li>○南部梅郷女性大学 実施月：7月～3月(6回) 実施場所：南部梅郷公民館 参加者：124人</li> <li>○北部女性セミナー 実施月：7月～2月(5回) 実施場所：北部公民館 参加者：191人</li> <li>○川間女性学級 実施月：10月～3月(4回) 実施場所：川間公民館 参加者：134人</li> <li>○福田女性大学 実施月：10月～3月(6回) 実施場所：福田公民館 参加者：467人</li> <li>○(関宿公民館)利用者交流会 実施月：3月(1回) 実施場所：水戸市 参加者：36人</li> <li>○二川さわやか女性教室 実施月：6月～3月(9回) 実施場所：二川公民館 参加者：247人</li> <li>○レディス・コム 実施月：10月～2月(5回) 実施場所：木間ヶ瀬公民館 参加者：71人</li> </ul>	<p>幅広い女性向け講座を企画し、意識の啓発を図った。レクリエーションや創作活動により仲間づくりや話しやすい環境づくりに努め、会員の教養の向上や相互の親睦を深めることができた。</p> <p>講座は、実技・講話・健康体操・移動学習等内容の違うものを実施した。手先を使い脳を刺激することから、その良さが注目されている折り紙の紹介や、地域の食材を生かした食育講座など身近に生かせる内容を取り入れた。</p> <p>引き続き女性が地域社会に積極的に参加するための幅広い講座を実施していくことが必要である。また、受講生の高齢化が見られるため、新しい参加者層の拡大が課題である。また、今後もより一層の情報収集を図り、新たな講師の開拓にも努めていきたい。</p>	635	<p>女性問題についての理解や認識を深めるため講座やセミナー等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人会員講座 実施月：6月～1月(6回) 実施場所：中央公民館</li> <li>○サークルあさひ育成事業 実施月：4月～3月(10回) 実施場所：東部公民館</li> <li>○南部梅郷女性大学 実施月：7月～3月(6回) 実施場所：南部梅郷公民館</li> <li>○北部女性セミナー 実施月：7月～2月(5回) 実施場所：北部公民館</li> <li>○川間女性学級 実施月：10月～3月(6回) 実施場所：川間公民館</li> <li>○福田女性大学 実施月：11月～3月(5回) 実施場所：福田公民館</li> <li>○(関宿公民館)利用者交流会 実施月：3月(1回) 実施場所：未定</li> <li>○二川さわやか女性教室 実施月：6月～3月(8回) 実施場所：二川公民館</li> <li>○レディス・コム 実施月：10月～2月(5回) 実施場所：木間ヶ瀬公民館</li> </ul>	642	公民館
32	41	男性向け講座等の充実		男性のための料理教室等、楽しみながら調理実習を行い、生活上の自立を支援します。さらに、実生活に即した講座を開設するなど、講座内容の充実を図ります。	<p>生活上の自立や健康増進を図るため市内の男性を対象とした料理教室及び実生活に即した講座を開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○男の家庭料理 実施月：3月(3回) 実施場所：野田公民館 参加者：12人</li> <li>○男性の料理教室 実施月：6月～11月(8回) 実施場所：福田公民館 参加者：91人</li> <li>○福田男性大学 実施月：10月～3月(6回) 実施場所：福田公民館 参加者：177人</li> <li>○男の料理教室 実施月：10月～1月(5回) 実施場所：関宿中央公民館 参加者：59人</li> </ul>	<p>食を通じて健康を考え、日常のなかで料理に取り組むきっかけとなる講座を実施した。また、家庭の仕事における男性の出番を調理の場面で応援することができたが、課題として男性の一人暮らしや高齢者にも調理を楽しむ工夫が必要である。</p> <p>今後、男女・年齢を問わず、生活の変化が予想される中、男性に対しても家事や育児に対する疑問や不安を共有し、ともに解決の道を探ることのできるような取組を提供していくことが重要と考えている。</p>	254	<p>生活上の自立や健康増進を図るため市内の男性を対象とした料理教室及び実生活に即した講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○男の家庭料理 実施月：3月(3回) 実施場所：野田公民館</li> <li>○福田男性大学 実施月：11月～3月(5回) 実施場所：福田公民館</li> <li>○男の料理教室 実施月：10月～1月(5回) 実施場所：関宿中央公民館</li> </ul>	197	公民館

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
33	42	男女共同参画に関する講演会等の開催	○男性の意識と職場風土の改革(男性ロールモデルの提示や好事例の普及等)	一般市民を対象とした講演会等の開催に当たり、テーマや講師の選定等において工夫を重ねるとともに、より効果を高めるため、目的や対象等を絞った出前セミナー等を開催します。	一般市民を対象とした講演会等に関する講演会等については、男女共同参画審議会の意見を踏まえ、市民一人一人の意識改革の推進を目的として、「ワーク・ライフ・バランス」をテーマに、NPO法人「のだフレンドシップ青い鳥」と共催し、基調講演会とトークショーを開催した。 実施日：2月4日(土) 実施場所：市役所8階大会議室 基調講演会：「自ら進めるワーク・ライフ・バランス～第3の居場所づくり～」 トークショー：「ワーク・ライフ・バランスを推進させるには～職場と家庭の両面から考える～」 参加人数：62人	一般市民を対象とした講演会等については、男女共同参画審議会の意見を踏まえて、市民の関心を引くテーマを選定するとともに地元資源を生かして幅広いテーマで男女共同参画につなげるような工夫をして実施することが求められている。	117	一般市民を対象とした男女共同参画に関する講演会等については、市民の関心を引くテーマや講師を選定するなど開催方法を工夫し、目的別に沿って対象を絞った講演会等を実施する。 実施日：30年2月予定 実施場所：未定	95	人権・男女共同参画推進課
34	43	啓発情報誌の発行		市報折込みににより、男女共同参画推進だより「フレッシュ」を定期発行し、男女平等意識の啓発や男女共同参画に関する情報の提供を行います。	男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性や具体的施策を明示した男女共同参画推進だより「フレッシュ」を発行し、全世帯に配布することで、広範囲な情報提供に努めている。 市報29年3月15日号と合わせて配布。	男女共同参画推進だより「フレッシュ」を毎年発行し、全世帯に配布することで、配布後に男女共同参画に関する問い合わせがあるなどの反響もあり、啓発の役割を果たしている。	210	男女共同参画推進だより「フレッシュ」を毎年発行し、全世帯に配布することで、広範囲な情報提供に努める。市報30年3月15日号と合わせて配布。	243	人権・男女共同参画推進課
35	43	市職員研修の充実		階層別の職員研修に男女共同参画問題を取り入れ、職員の一層の意識の深化を図ります。また、女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための参加機会の拡大を図ります。	○新規採用職員研修「人権問題の取組・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：4月5日(火) 実施場所：市役所5階511・512会議室 参加人数：32人 ○係長級職員研修「男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：5月12日(木) 実施場所：市役所8階大会議室 参加人数：12人 ○課長補佐級職員研修「人権問題の取組・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：7月27日(水) 実施場所：市役所2階中1・2会議室 参加人数：11人	階層別の研修により、職責ごとの説明内容の研修ができたため、男女共同参画への理解の浸透が図られた。さらに全職員への意識の深化に努めるため継続的に実施する必要がある。	0	○新規採用職員研修「人権問題の取組・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：4月5日(水) 実施場所：市役所5階511・512会議室 参加人数：18人 ○係長級職員研修「人権問題の取組・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：5月11日(木) 実施場所：市役所8階大会議室 参加人数：22人 ○消防職員研修「人権問題・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：6月23日(金)、7月7日(金)、7月21日(金) 実施場所：関宿分署2階会議室 参加人数：164人 ○課長補佐・課長級職員研修「人権問題の取組・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：10月予定	0	人事課 人権・男女共同参画推進課
36	43	市施設における男女共同参画に関する情報提供の充実	○女性の職業生活における情報の収集・整理・提供	市役所、支所の行政資料コーナー及び興風・せきやど図書館の女性情報コーナーにおいて、男女共同参画に関する情報提供の充実を図ります。	市役所・支所の行政資料コーナーに男女共同参画に関する冊子、チラシ等を置き情報提供するとともに興風図書館内及びせきやど図書館内に女性情報コーナーを設置し、女性をテーマとした様々な分野の蔵書の充実を図り、利用に供している。 購入冊数：39冊 (興風図書館32冊、せきやど図書館7冊) 貸出冊数：621冊	男女共同参画に関する冊子、チラシ等を配置するとともに女性をテーマとした様々な分野の蔵書の充実を図ることにより、市民への情報提供等の役割を果たしている。	54	市役所・支所の行政資料コーナーに男女共同参画に関する冊子、チラシ等を置き情報提供するとともに興風図書館内及びせきやど図書館内に設置した女性情報コーナーにおいて、女性をテーマとした様々な分野の図書を計画的・継続的に整備し、利用に供する。 購入予定冊数：36冊	51	人権・男女共同参画推進課
37	43	男女共同参画に関する関係資料の収集及び提供	○男性の意識と職場風土の改革(男性ロールモデルの提示や好事例の普及等)	男女共同参画に関する資料や情報を収集し、広く適切に市民への情報提供を行います。	国・県及び市町村、各種団体等が発行する男女共同参画に関する情報資料を男女共同参画課窓口を設置するとともに、必要に応じて男女共同参画推進だより「フレッシュ」へ掲載し、情報提供に努めている。	男女共同参画社会の実現に向けて資料や情報を収集し、広く適切に市民への情報提供を行う必要がある。	0	国・県及び市町村、各種団体等が発行する男女共同参画に関する情報資料を男女共同参画課窓口を設置するとともに、必要に応じて男女共同参画推進だより「フレッシュ」へ掲載し、情報提供を行う。	0	人権・男女共同参画推進課
38	45	女性(異性)に対する暴力防止に関する啓発活動の拡充		DVに対する正しい認識と理解を深めるため、講座、講演会の開催、情報誌、広報誌における記事の掲載等、啓発活動の拡充を図ります。	市ホームページを活用してDVに関する情報提供を実施し、市民への啓発を行うとともに、野田市の成人式参加者へDV及びストーカーに関するチラシを配布し、啓発活動を行っている。	DVに対する正しい認識と理解を深めるため、啓発活動の拡充を図る必要がある。	0	市ホームページを活用してDVに関する情報提供を実施し、市民への啓発を行うとともに、野田市の成人式参加者へDV及びストーカーに関するチラシを配布し、啓発活動を行う。	0	人権・男女共同参画推進課



## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
39	45	市職員に対する共通理解の浸透の推進		二次被害の防止等各窓口でDV被害女性への適切な対応が図れるよう、職員への研修を実施するとともに、職員対応マニュアルを更新します。	「二次被害の防止」に注意しながら、DV相談の窓口である配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)に情報提供または引継ぎをするまでの手引きとなるよう、DV被害者支援マニュアル(職員向け)を作成し、関係課へ配布している。	窓口職員の対応により二次被害が発生した事案が報道されていることを踏まえて、適正な対応が図れるように努めていく必要がある。	0	各職員への理解を深めるため、職員への研修を実施するとともに、職員対応マニュアルを更新し、引き続き二次被害防止に努めている。	0	人権・男女共同参画推進課
40	47	DV被害防止に向けた若年層等への啓発の拡充		DV被害は若年層の間でも広がっていることから、デートDVに関する理解と予防に向けて、生徒や教職員等を対象にデートDV講演会や研修等を実施し、啓発活動の拡充を図ります。	市内の高校生を対象とした「デートDV講演会」を実施し、これらを通じDVに関する正しい知識や理解度を深めるための啓発に努めるとともに男女共同参画推進だより「フレッシュ」及び市ホームページを活用し、DVの内容及び支援策等について案内し、周知・啓発に努めている。 ○デートDV講演会 参加人数 575人 ①実施日：7月15日(金) 実施場所：野田中央高校 参加人数：319人(3年生) ②実施日：11月17日(木) 実施場所：清水高校 参加人数：162人(2学生) ③実施日：1月12日(木) 実施場所：関宿高校 参加人数：94人(2年生)	高校生に対する啓発については、学校側から高評価を得ている。男女共同参画推進だより「フレッシュ」、市ホームページ等の情報をもとに、相談の申し込み等があることから、啓発の役割を果たしている。	105	男女共同参画推進だより「フレッシュ」、市ホームページ等を活用し、DVの内容及び支援策等について周知・啓発を図るとともに市内の高校生を対象とした「デートDV講演会」を実施し、これらを通じてDVに関する正しい知識を習得し、理解度を深めるための啓発を行う。 ○デートDV講演会 ①実施予定日：11月16日(木) 実施場所：清水高校 参加者：164人(1年生) ②実施予定日：12月7日(木) 実施場所：野田中央高校 参加者：360人(1年生) ③実施予定日：1月25日(木) 実施場所：関宿高校 参加者：91人(2学生)	105	人権・男女共同参画推進課
41	47	法制度や各種支援策の周知、啓発の充実		市ホームページ等をはじめ、効果的な方法、手段を活用して、DV防止法をはじめとする関係法令の内容及び各種支援策の周知、啓発の充実を図ります。	ホームページにDV相談、女性のための相談窓口などを掲載するとともに、各施設の女性トイレに配偶者暴力相談支援センター及び女性のための相談カードを設置して啓発活動に努めている。	各種支援策の周知、啓発の充実に努める必要がある。	0	ホームページにDV相談、女性のための相談窓口などを掲載するとともに、各施設の女性トイレに配偶者暴力相談支援センター及び女性のための相談カードを設置して啓発活動を行う。	0	人権・男女共同参画推進課
42	47	「男性のための総合相談」の情報提供(基本目標I 13再掲)		男性が抱える様々な悩み、男性ならではの悩みについて、県が実施する「男性のための総合相談」に関する情報を提供します。	誰もが自分らしく生きていけるように様々な悩みを抱える男性の相談に応じている県が実施する「男性のための総合相談窓口」の情報提供を行うとともに、「男性のための総合相談窓口カード」を市役所1階男性トイレに設置して周知に努めている。	加害者が被害者を装って、一時保護の対応などを聞いてくるケースも考えられることから、本人の心情や置かれている状況等に十分に配慮した上で、男性のカウンセラーが相談に応じている県の総合相談窓口などの情報提供を行う必要がある。	0	誰もが自分らしく生きていけるように様々な悩みを抱える男性の相談に応じている県が実施する「男性のための総合相談窓口」のカードを市役所1階男性トイレに設置するとともに、男性のための総合相談について情報提供を行う。	0	人権・男女共同参画推進課
43	47	啓発情報誌の発行(基本目標I 34再掲)		市報折込みににより、男女共同参画推進だより「フレッシュ」を定期発行し、男女平等意識の啓発や男女共同参画に関する情報の提供を行います。	男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性や具体的施策を明示した男女共同参画推進だより「フレッシュ」を発行し、全世帯に配布することで、広範囲な情報提供に努めている。 市報29年3月15日号と合わせて配布。	男女共同参画推進だより「フレッシュ」を毎年発行し、全世帯に配布することで、配布後に男女共同参画に関する問い合わせがあるなどの反響もあり、啓発の役割を果たしている。	210	男女共同参画推進だより「フレッシュ」を毎年発行し、全世帯に配布することで、広範囲な情報提供に努める。市報30年3月15日号と合わせて配布。	243	人権・男女共同参画推進課
44	47	「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱(野田市DV被害女性支援基本計画)」の見直し		第3次野田市男女共同参画計画等に沿って、「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱(野田市DV被害女性支援基本計画)」の見直しを行います。	第4次千葉県DV防止・被害者支援基本計画(29年3月策定)及びデートDV講演会アンケート調査結果(文科省補助事業により千葉大学が実施)、並びにDV被害者支援団体のNPO法人フレンドシップ青い鳥のDV支援状況等を踏まえて、「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱(野田市DV被害女性支援基本計画)」の見直しを検討していたが、デートDV講演会アンケート調査結果が年度内で間に合わなかったため、次年度に見直しを検討する。	DV相談件数が増加傾向にあることから、DV被害女性への支援などの各種施策を実施する必要がある。	0	第4次千葉県DV防止・被害者支援基本計画(29年3月策定)及びデートDV講演会アンケート調査結果(文科省補助事業により千葉大学が実施)、並びにDV被害者支援団体のNPO法人フレンドシップ青い鳥のDV支援状況等を踏まえて、「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱(野田市DV被害女性支援基本計画)」の見直しを検討する。	0	人権・男女共同参画推進課

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
45	48	DV相談窓口の充実(基本目標I 11再掲)		DV(配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力)被害女性の相談に対し、被害女性の意思を踏まえた上で、最善の支援策や法制度の教示を行います。 また、行政支援が必要な相談者に対し、市職員が適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援を行います。	DV被害者にとって話しやすい環境づくりを心がけるとともに被害女性の意思を最優先に据え、本人の心情や置かれている状況等に十分に配慮した上で相談対応に努めている。 また、支援策や法制度を分かりやすく説明・提示し、本人に寄り添った支援・対応に努めている。 ・相談件数：282件	一定の成果は得られたが、DV防止法の改正(26年1月3日施行)に伴い、保護対象の拡大が図られたことから、相談内容等も複雑・深刻化すると予想される。 DV被害女性の身の安全を最優先に、それぞれのケースに応じて、さらに適切、迅速かつ丁寧な対応を図ることが必要である。	87	DV被害者にとって話しやすい環境づくりを心がけるとともに被害女性の意思を最優先に据え、本人の心情や置かれている状況等に十分に配慮した上で相談対応に努めるとともに支援策や法制度を分かりやすく説明・提示し、本人に寄り添った支援・対応に努めている。 〔6月末実績〕 相談件数：28件	223	配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)
46	48	緊急一時保護施設(シェルター)による保護等の支援の実施		DV被害女性の安全の確保を最優先として、DV被害女性の視点に立って、保護から自立まで一貫した、きめ細かな支援を行います。	保護を求めているDV被害女性の安全確保を図るとともに自立に向けた各種支援を行っている。 また、県との委託契約に基づき、市民以外の保護・受入れを行うなど、広域的な支援を行っている。 ・保護件数：2件(4人) 内訳 市民2件(4人)	DV被害女性の意思を踏まえて、状況に応じた自立支援を行っていく必要がある。また、県及び埼玉県との委託契約に基づき、広域的な支援を行うことが必要である。	2,628	保護を求めているDV被害女性の安全確保を図るとともに自立に向けた各種支援を進めている。 また、県との委託契約に基づき、市民以外の方の保護・受入れを行うなど、広域的な支援を行っている。 〔6月末実績〕 保護件数：0件	2,380	配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)
47	48	緊急生活支援資金の助成		所持金を持たないシェルター入所中の被害女性(市民)に対し、自立に向けて必要な関係機関への相談や保護命令の申立てに必要な経費等を助成します。	・助成件数：1件	入所中のDV被害女性(市民)に対し、退所後の自立生活に向けて必要となる経費を助成している。	25	〔6月末実績〕 助成件数：0件	50	配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)
48	49	カウンセリング受診の助成		シェルター入所中の被害女性(市民)が心身の健康を回復させるため、本人の意思に基づき、医学的又は心理学的な治療として、市内精神科医によりカウンセリングを受診した場合、その経費を助成します。	・助成件数：0件	精神疾患が判明している被害女性については、原則としてシェルター(緊急一時保護施設)への入所を制限しているが、入所後に精神的に不安定となり受診を必要とするケースを対象としている。助成実績はないが、一時保護による心身への影響を考慮し、事業を継続する必要がある。	0	〔6月末実績〕 助成件数：0件	55	配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)
49	49	ステップハウスの活用		市営住宅を目的外使用し、シェルター入所中の被害女性等が精神的ケアと経済的自立に向けた生活の準備をするために活用します。	・現在まで活用実績はない。※16年7月設置	実績はありませんが、今後の利用に備え施設の維持管理に努めていく必要がある。	0	市営住宅を目的外使用し、シェルター入所中の被害女性が精神的ケアと経済的自立に向けた生活の準備をするために活用します。	0	配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課) 営繕課
50	49	市営住宅における入居資格条件の緩和		シェルターに入所していた被害女性(市民)で、離婚が成立していない場合においても、ひとり親家庭と同等とし、市営住宅における入居資格条件を緩和します。	・入居資格条件緩和者 0件	制度の周知に努めていく必要がある。	0	シェルターに入所経験のある市民を離婚が成立していなくても、ひとり親家庭と同様に扱い、市営住宅における住居条件を緩和します。	0	営繕課 配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)
51	49	民間賃貸住宅入居時家賃等の助成(DV被害女性要件)		緊急に居住の場を確保する必要があるシェルター入所中の被害女性(市民)で、市内、市外の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成します。	・相談件数 0件 ・申請件数 0件 ・助成金交付決定件数 0件 助成額 0円	DV被害女性要件はありませんでした。制度の周知に努めてまいります。	0	(6月末実績) ・相談件数 0件 ・申請件数 0件 ・助成金交付決定件数 0件 助成額 0円	2,050	営繕課 配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
52	49	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援の実施(DV被害女性要件)		連帯保証人が確保できないなどの理由により、市内の民間賃貸住宅への入居に困窮しているシェルター入所中又は入所していたDV被害女性世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、低額所得者等の場合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。	・相談件数 0件 ・申請件数 0件 ・入居保証 0件 ・情報提供 0件	保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。契約時の条件として、親族などの緊急連絡先の確保が必要などの条件があり確保できない場合は契約が難しいなどの問題があります。	0	(6月末実績) ・相談件数 0件 ・申請件数 0件 ・入居保証 0件 ・情報提供 0件	11	営繕課 配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)
53	50	民間団体との連携による支援体制の強化		シェルターの運營業務の一部を民間団体に委託し、官民が協働した支援体制の強化を図ります。	シェルターに入所中のDV被害女性及び同伴家族に対する支援について、市と委託先である民間団体との間で協力体制を構築し、きめ細かな対応・支援に努めている。 また、民間団体との緊密な連携を図り、被害者への支援体制の強化に努めている。 (委託先) NPO法人のだフレンドシップ「青い鳥」 (委託業務内容) 1 入所者の生活支援(安否確認、食材等の調達) 2 入所者の精神的ケア(相談、外出等) 3 同行支援(住居確保、就業等)	NPO法人のだフレンドシップ「青い鳥」と緊密な連携を図り、被害女性への対応、自立に向けた支援に努めている。	0	シェルターに入所中のDV被害女性及び同伴家族に対する支援について、市と委託先である民間団体との間で協力体制を構築し、きめ細かな対応・支援に努めている。 また、民間団体との緊密な連携を図り、被害者への支援体制の強化に努めている。 (委託先) NPO法人のだフレンドシップ「青い鳥」 (委託業務内容) 1 入所者の生活支援(安否確認、食材等の調達) 2 入所者の精神的ケア(相談、外出等) 3 同行支援(住居確保、就業等)	0	配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)
54	50	ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実		ひとり親家庭となった直後の生活や育児支援のため、ヘルパーや保育士を派遣する事業を、野田市母子寡婦福祉会に委託し、実施しています。求職活動時等にも支援できる体制に拡充しており、さらに事業の周知を図ります。	【日常生活支援事業実績】 子育て支援及び生活援助利用者数 ・子育て支援：10人 延べ72日 393時間 (うち保育所待機時利用1人延べ11日 63時間) ・生活援助：1人 延べ2日 6時間	支援員の協力により急な要望にも派遣することができ、適正に対応した。 母子家庭等が安心して子育てをしながら、求職活動や就業を行うため、保育所入所申請時の待機時に対応できるよう23年10月より保育所入所申請時の待機者への派遣の拡充をしたが、本事業のニーズはあるものの、27年度から保育所でもひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても入所要件が拡充されたため、利用自体は減少しているが、当該事業では利用負担額が安価であり、非課税世帯では無料となることから、利用者の経済状況も含め制度の周知が必要である。また、28年4月から、国の制度改正に伴い、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大され、あわせて周知を図る必要がある。	824	本事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であり、事業の周知について、寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携するとともに、引き続き、母子・父子自立支援員の離婚直後の面談時や就業等の相談時に制度の説明とあわせ事業の一層の周知に努める。また、急な要望の場合の対応について、事前に家庭生活支援員の状況を把握するなど、委託先である母子寡婦福祉会と調整し、事業を円滑に進める。 (6月末実績) 子育て支援：4人 延べ11日 66時間 生活援助：0人 (保育所待機時に利用はなし)	1,258	児童家庭課
55	50	広域的な対応を図るための他自治体への理解と協力依頼		市民以外のDV被害女性も柔軟に受け入れることとし、自治体間依頼に基づく市民以外の保護については、住所地自治体に対し、本人の自立の意思確認や援護等の実施責任等を要請します。 一方、DV被害女性(市民)が他自治体での自立を目指す際には、市民以外のDV被害女性を柔軟に受け入れてもらえるよう、他自治体への理解と協力を要請するとともに、情報提供や支援を行います。	・他市での自立を目指した者：1人 ・協力を要請した他市町村の数：0市 ・他市等からの受入れ人数：4人	市民が他自治体での自立を目指すに当たり、受入れに際して、他自治体の理解と協力を要請するとともに情報提供と支援協力を行っている。	0	(6月末実績) ・他市での自立を目指した者：1人 ・協力を要請した他市町村の数：1市 ・他市等からの受入れ人数：1人	0	配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)



## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
56	50	野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会による連携体制の強化		関係機関等の連携体制を強化し、迅速な対応を図るため、野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会による情報交換を密にし、情報の共有化を推進します。	効果的なDV対策の推進を図るため、関係機関等の担当者で構成する「野田市ドメスティック・バイオレンス対策協議会」を開催し、事例発表等を通じ情報交換を行うとともに情報の共有化を図り、迅速な対応に努めている。 開催日：3月28日(火) 実施場所：市役所5階512会議室	「野田市ドメスティック・バイオレンス対策協議会」を開催し、関係機関との連携体制の強化を図っている。	0	効果的なDV対策の推進を図るために関係機関等の担当者で構成する「野田市ドメスティック・バイオレンス対策協議会」を開催し、事例発表等を通じ情報交換を行うとともに情報の共有化を図り、迅速な対応に努めている。 30年2月に開催予定	0	配偶者暴力相談支援センター(人権・男女共同参画推進課)
57	51	児童虐待相談受付電話「子どもSOS」の運営と周知(基本目標I 15再掲)		虐待を受けている子ども本人や虐待の疑いのある親子を発見した人からの通報及び虐待をしているのではと悩んでいる保護者等からの電話相談に対応し、児童虐待の未然防止や早期発見等に努め、関係機関との連携を密に図りつつ、きめ細かな支援を行います。	「子どもSOS」相談件数 33件 内訳 ・相談件数のうち、虐待に関するもの 16件 ・相談件数のうち、18歳未満からのもの 3件	「子どもSOS」の電話番号をホームページに掲載、カードサイズの啓発リーフレットを作成し市内関係機関に配布した。 全国共通ダイヤル「189」が普及してきたこともあり、件数に大きな増減はない。 相談内容については、子育ての不安等も寄せられており、虐待の予防においても効果を得ている。	75	子どもSOSについては、引き続きホームページ等により啓発を行い、児童虐待の未然防止や早期発見に努める。 子どもSOSの電話番号を記したリーフレットについて前年度は携帯しやすいカードサイズとしたが、引き続き効果の高い啓発物資を作成し、児童や関係機関に配布する。	90	児童家庭課
58	51	野田市要保護児童対策地域協議会による連携体制の強化		千葉県柏児童相談所をはじめとする関係機関との連携及び情報の共有化を進め、児童虐待の未然防止、早期発見及びケースの進行管理による児童虐待の重篤化を防ぎます。	○要保護児童対策地域協議会の運営 代表者会議2回 実務者会議 2回 進行管理会議12回 個別支援会議 9回 関係機関への研修会 11月21日に開催(参加者67名)。 ○児童虐待相談対応件数 延べ3,941件(相談実人数207人) ○進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面による情報交換 ○進行管理台帳に登録した特定妊婦 24人、ハイリスクケース 60人 ○居住実態が把握できない児童について児童家庭課への情報提供件数 22件 安全確認、出国確認等により対応済みの件数 22件 ○児童虐待防止推進月間の取り組み ・「わたしの願う家族・家庭」ポスター展 応募総数632点(小学校526点・中学校106点) 優秀作品を市ホームページにて公開。 児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内事業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図った。	児童虐待相談受付件数は増加傾向にあるが、関係機関との連携による早期発見・早期対応や、個別支援会議等のケース会議の開催によって、継続的に家族支援を行うよう努めた。 乳幼児健診未受診等で保健師等が訪問しても居住実態が把握できない児童について、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携により確認するシステムを構築し、早期発見、早期対応を実行している。 保健センター母子保健係、子ども支援室とは、随時ケース会議を開くなどの連携を図っているため、特定妊婦とハイリスクケースの件数が増加し、支援が充実している。	0	28年3月に改定した「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、今後も、代表者会議や実務者進行管理会議等を開催し、関係機関と連携及び情報の共有化、研修会の開催等を行い、また、全ケースの進行管理による児童虐待の未然防止や重篤化の防止に努めていく。 児童福祉法の改正により、児童家庭課が子ども家庭総合支援拠点を担うため、業務システムの導入等体制整備を図る。また、「野田市児童虐待防止対応マニュアル」に法の趣旨を反映させるとともに、時点修正を行い、早期発見・早期対応が適切に行えるよう内容を見直す。 居住実態が把握できない児童については、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携によるシステムを適切に運用し、早急の実態を把握するよう努める。 児童養護施設に一時的に入所させる子育て短期支援事業(ショートステイ)については、子育てへの疲労、育児不安を抱えた保護者などに対しレスパイト(休息、息抜き)目的の利用を促進する。	0	児童家庭課
59	51	乳児家庭全戸訪問事業の実施		全ての乳児の家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、居宅において子育て支援に対する必要な情報提供を行うとともに、様々な不安や悩みを聴取し、要支援児童の早期対応を図ります。	・新生児訪問及び生後4か月までの訪問数 延818件 ・保健推進員による生後2か月児訪問数 延1,225件	訪問時に育児不安等がある場合には、再訪問や来所・電話による継続した支援を実施した。必要に応じて育児支援事業を紹介するなど、他機関との連携を図った。 産後育児への不安が強い母が増えている傾向があり、専門職によるきめ細かい対応ができた。	1,154	全ての乳児の家庭を訪問し子育ての孤立化を防ぎ、居宅において不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供を行う。 育児支援、育児不安対策のアプローチの充実のため、担当者教育等の充実を図る。 フォロー体制の充実のため、引き続き専門職(保健師・助産師)による全戸訪問とする。	1,489	保健センター
60	52	民間企業におけるあらゆるハラスメント(セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等)に対する防止対策の促進	○ハラスメントのない職場の実現(妊娠・出産等による不利益取扱いの防止等)	「男女雇用機会均等法」及び同法に基づく指針について周知を図り、事業主等の認識を高めるため、相談体制の確立及び職場研修等の実施を働きかけます。	関係資料を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センターや商工観光課窓口で提供した。	民間企業におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進のため、事業主に対して「男女雇用機会均等法」の周知、啓発を図った。	0	関係資料を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センター、商工会議所や商工観光課窓口で提供する。	0	商工観光課 人権・男女共同参画推進課

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
61	53	市におけるあらゆるハラスメント(セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等)に対する防止対策の推進	○ハラスメントのない職場の実現(妊娠・出産等による不利益取扱いの防止等)	あらゆるハラスメント(セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等)防止に係る市全職員の意識啓発の徹底及び苦情相談員の周知を図り、相談等に適切に対処する工夫を図ります。	セクシャルハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、人事課職員のほか、人権・男女共同参画推進課の職員、野田市男女共同参画推進庁内連絡会の男女共同参画推進部会の女性職員を相談員として配置。 庁内掲示板を通して苦情相談の受入体制を周知すると共に全庁的にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント(セクシャルハラスメント等)の防止を推進。	庁内掲示板を通して苦情相談の受入体制を周知すると共に全庁的にセクシャルハラスメント等の防止のため一層の意識啓発の徹底、苦情相談員の周知を継続的に実施する必要がある。	0	セクシャルハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、人事課職員のほか、人権・男女共同参画推進課の職員、野田市男女共同参画推進庁内連絡会の男女共同参画推進部会の女性職員を相談員として配置している。 庁内掲示板を通して苦情相談の受入体制を周知すると共に全庁的にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント(セクシャルハラスメント等)の防止を推進していく。	0	人事課
62	53	学校におけるあらゆるハラスメント(セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等)に対する防止対策の推進	○ハラスメントのない職場の実現(妊娠・出産等による不利益取扱いの防止等)	学校におけるあらゆるハラスメント(セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等)防止のための啓発や相談体制の拡充を図るとともに、教職員研修を実施し、防止対策の充実を図ります。	○わいせつ・セクハラ等不祥事根絶についての指導 実施日：4月2日(校長会)、5月25日(校長会)、6月1日(教頭会)、6月27日(校長会)、7月8日(教頭会)、10月28日(校長会)、11月7日(教頭会)、11月22日(校長会)、12月20日(校長会)、1月16日(校長会)、1月24日(教頭会)、2月13日(校長会)、2月23日(教頭会)、3月29日(校長会) ○不祥事根絶校内研修会での指導 指導者：学校教育部長、学校教育課長、管理主事 実施回数：合計16回(小学校16回、中学校3回) ○セクシャルハラスメントに関する実態調査 実施日：12月1日～1月31日 ・小学校教職員 509名 ・小学校児童 8,356名(全学年) ・中学校教職員 304名 ・中学校生徒 4,007名(全学年) ○モラルアップ委員会代表者会議の開催 実施日：6月22日、2月1日 ○野田市立小中学校不祥事根絶委員会の開催 実施日：6月22日、2月27日 ○教職員及び児童生徒に対する「セクシャル・ハラスメント」相談窓口のを全校に設置している。 ○「教育相談箱」を全校に設置している。	モラルアップ委員会代表者会議、及び野田市小中学校不祥事根絶委員会を、それぞれ前期、後期1回ずつ実施することができた。 各学校の不祥事根絶に向けての取組状況を確認するとともに効果的な実践を共有することができ、不祥事根絶に向けての研修をさらに充実させることができた。 効果的な研修ができるよう、内容を工夫し各学校に情報提供し、教職員の綱紀の肅正、不祥事根絶に向けた意識の高揚に努めていく。	0	○わいせつ・セクハラ等不祥事根絶についての工夫のある効果的な指導(「チームのだ」通信) ○不祥事根絶校内研修での指導 ○セクシャルハラスメントに関する実態調査 実施日：年度末に実施予定 ○モラルアップ委員会代表者会議の開催 実施日：前期1回 後期1回 ○野田市立小中学校不祥事根絶委員会の開催 実施日 前期1回 後期1回 ○教職員及び児童生徒に対する「セクシャル・ハラスメント」相談窓口のを全校に設置 ○「教育相談箱」を全校に設置	0	学校教育課 指導課
63	53	ストーカー規制法の周知、啓発の推進		被害女性をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。	被害女性の心の負担を軽減するために、女性カウンセラーによる「女性のための相談」を案内した。また、関係機関等との連携強化を図るとともに、被害女性をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法等の周知、啓発を行う。	男女共同参画推進だより「フレッシュ」にストーカー行為等に係る内容や被害を受けた場合の対応を掲載し、情報提供と啓発に努める。	210	被害女性の心の負担を軽減するために、女性カウンセラーによる「女性のための相談」を案内するとともに、男女共同参画推進だより「フレッシュ」にストーカー行為等に係る内容や被害を受けた場合の対応を掲載し、情報提供と啓発に努める。	243	人権・男女共同参画 推進課
64	54	性犯罪被害者の支援の実施		性犯罪の被害に遭った際の相談に対応するため、職員の知識の習得等を図るとともに、相談窓口等の情報提供を行います。	「女性被害110番」、女性相談所の活用や被害に遭った際の性被害者相談窓口の情報提供を行う。	性犯罪被害者の支援を実施していく必要がある。	0	「女性被害110番」、女性相談所の活用や被害に遭った際の性被害者相談窓口の情報提供を行う。	0	人権・男女共同参画 推進課

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
65	54	売買春等の防止対策の広報、啓発の推進		児童に対する性的暴力や児童買春等を許さない社会づくりに向けた広報、啓発を推進します。また、売買春は女性の性を商品化するものであることから、女性の人権を尊重する広報、啓発を推進します。	近年の高度情報化社会では様々な情報が氾濫しており、その中には少なからず青少年の健全育成にとって悪影響を及ぼす情報も含まれている。こうした環境から子どもたちを守るために、大人である私達が何をすべきなのか、あらためて考える機会として講習会を実施している。 ○ペアレンタルコントロール講習会 実施日：7月3日(日) 実施場所：市役所8階大会議室 対象者：小中学校の保護者・教諭・青少年相談員・青少年補導員・一般市民 参加人数：56人	多くの方々に参加いただき、子ども達のネット事情を知っていただきながら、子ども達に利用させる際には使い方について子ども達とよく話し合うこと、そしてフィルタリングの重要性についてあらためて認識していただいている。	118	大人が子ども達にすべきことは何かを、講習会を通し啓発することとする。 ○ペアレンタルコントロール講習会 実施日：8月4日(金) 実施場所：保健センター3階大会議室 対象者：小中学校の保護者・教諭・青少年相談員・青少年補導員・一般市民	50	青少年課 人権・男女共同参画推進課
					・街頭補導の実施 実施回数735回、延べ従事者数1,888人、(補導員187人、社会教育指導員1,701人) 補導少年数 男32人、女24人  ・地域環境浄化活動の実施 市内の電柱及び電話柱の違法ビラの撤去を実施している。 実施回数：1回 22枚撤去 参加者：青少年補導員8人、青少年相談員5人、社会教育指導員4人、青少年課2人	子どもたちのための安全・安心な環境づくりに向け、これまで以上に家庭、学校及び関係機関と連携を図る必要がある。	0	街頭補導については、引き続き登下校時、学校行事、その他地域における状況などを見ながら実施していく。 地域環境浄化活動については、29年度以降についても計画を予定しているが、近年違法ビラが減少するなど成果が見られ、実施回数が減っているため、今後の状況を踏まえながら活動内容を検討していく必要がある。	0	青少年センター 人権・男女共同参画推進課
66	54	地域での防犯体制の推進		自治会等と行政が適正な役割分担のもと、連携を図り、自主防犯パトロール隊を全市的に広げ、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯推進員による「まめばん」での見守りや青色回転灯搭載車両を利用した防犯パトロールを実施します。	野田市防犯組合に設立された17の支部による各種防犯活動が実施されるとともに自治会を単位とする自主防犯組織による防犯パトロールが継続的に実施された。 また、防犯施設「まめばん」は毎日14時から19時まで警察官08が365日駐在した。2台の青色回転灯搭載車両を使用したパトロールは市内全小中学校を下校時刻に合わせて年間243日実施した。安全安心メールの防犯情報を配信した。	市民個々の防犯意識の向上から防犯組合の各支部及び自主防犯組織におけるパトロールが活発に実施され、28年の市内の犯罪件数は1,226件と前年比349件減となった。	11,626	防犯組合各支部、野田警察署と連携し各地域の防犯活動を推進する。 防犯推進員による「まめばん」での見守りや防犯相談、青色回転灯搭載車両を利用した防犯パトロールを実施する。 安全安心メールを利用し、市内の犯罪発生状況の周知を行う。	11,473	防災安全課
67	54	防犯灯の計画的整備		夜間の女性の通行の安全を確保するため、防犯灯の計画的整備を図ります。	新設及び寄附 197灯 撤去 5灯 累計 20,376灯(うちLED8,302灯)	球切れの頻度が少ないLED型防犯灯の設置を積極的に行った。	101,571	引き続きLED型防犯灯の設置を推進していく。	87,249	防災安全課

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
68	54	コミュニティサイトに起因する人権侵害等の予防、啓発の推進(基本目標I 3 再掲)		インターネット利用に起因する人権侵害や性犯罪等の予防、啓発に向けて、人権に関する知識を習得し、理解を深めるため、学校等における講演会等を開催します。	昨今はインターネットが加速的に普及し、端末もスマートフォン、タブレット等に移行してきたことで幼児から高齢者まで多くの人々がこれを利用するようになった。そんな中、青少年の健全育成にとって悪影響を及ぼす情報は益々氾濫し、子ども達自身も、人を傷つけ陥れるような情報を発信し、あるいはそれがきっかけとなっていじめ、自殺、傷害等に繋がるといった事件を数多く引き起こしている。こうした環境から子どもたちを守るには、インターネットの危険性について多くの大人が理解し、こうした情報が子ども達に及ばぬよう阻止する対策、子ども達が危ない情報等を発信しないような教育を講じていかなければならない。そうした思いから毎年ペアレンタルコントロール講習会を実施し、子ども達が安心して過ごすためにはどうしていくべきか考える機会をPTAの方々並びに先生方、そして一般の方々にも周知しながら開催している。 ○ペアレンタルコントロール講習会 実施日：7月3日(日) 実施場所：市役所8階大会議室 対象者：小中学校の保護者・教諭・青少年相談員・青少年補導員・一般市民 参加人数：56人	より多くの方々に参加いただき、子ども達が日頃利用しているインターネットの危険性について認識を深めていただくと共に、子ども達との関わり方について根本から考えていただくという点では一定の効果は上がっていると考える。しかし、本当に講習会に出席してもらいたい保護者の方々が出席してくれているのかという点で疑問が残る。各学校、PTAIに働きかけより一層効果のある講習にする必要がある。	118	大人が子ども達にインターネットを使う上で守るべきルールを教えていかなければならないということを、講習会をとおし啓発していく。 ○ペアレンタルコントロール講習会 実施日：8月4日(金) 実施場所：保健センター3階大会議室 対象者：小中学校の保護者・教諭・青少年相談員・青少年補導員・一般市民	50	青少年課 指導課 人権・男女共同参画推進課
69	56	審議会等における女性委員の登用率の拡大	○女性の登用促進のための支援(ロールモデルの普及促進)	各種審議会等の委員について、女性委員の割合を50%にすることを旨とするともに、女性のいない審議会等の解消を図り、定期的な把握、公表を行います。	○28年4月1日現在 女性の登用率：45.8% 審議会等の数：45(うち女性委員が在籍する審議会等 43) 公募により女性委員を登用した審議会等の数：9 24年4月から「審議会等への公募委員の導入に関する基本方針」に基づき、委員の公募を行う際に女性の登用率の拡大に努めているが、2つの審議会等で女性委員がいない状況となっている。	女性委員の割合を50%にすることを旨とするともに、女性のいない審議会等の解消を図るため、関係各課と連携を強化し、女性委員の登用促進に努めている。	0	各種審議会等における女性の目標登用率50%を目指し、引き続き審議会等における女性の登用率の拡大を図るとともに女性委員のいない審議会等の解消に努める。 ○29年4月1日現在 女性の登用率：43.7% 審議会等の数：45(うち女性委員が在籍する審議会等 43)	0	人権・男女共同参画推進課 各課
70	56	市女性職員の人材育成	○女性の登用促進のための支援(ロールモデルの普及促進)	市女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための参加機会の拡大を図ります。	○女性職員研修(キャリアアップ) 実施日：10月25日(火) 実施場所：市役所5階511・512会議室 参加人数：15人  ○主任主事級職員研修「女性職員指導者研修」 実施日：1月20日(金) 実施場所：保健センター4階404会議室 参加人数：22人	さらなる人材育成のため、研修の充実を図る必要があり、既存の研修を実施するとともに、若手職員のキャリアアップ意識の向上を目的とした研修を実施する必要がある。	281	○女性職員研修(キャリアアップ) 実施日：5月26日(金) 実施場所：市役所5階511・512会議室 参加人数：15人	141	人事課
71	57	市女性職員の登用及び能力活用	○女性の登用促進のための支援(ロールモデルの普及促進) ○職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討	市女性職員の管理監督職への登用を積極的に進めるとともに、幅広い分野のポストに積極的に配置し、能力の活用を図ります。	○女性の活躍分野を広げるため、女性消防士の採用について積極的な広報を実施。 ○28年4月1日現在の管理監督職の女性職員の状況 課長補佐相当職以上総数185人。 うち女性課長相当職3人、女性課長補佐相当職8人	女性消防士の採用について、ホームページ等で広報した結果、29年4月採用者が2人。管理職に登用した女性職員が定年前に多くが退職したため、現在、女性の管理職登用が少ない。女性活躍推進法による行動計画に基づき、女性職員の採用、女性の管理的地位にある職員及び役職者の拡大を進める。	0	○29年4月1日現在の管理監督職の女性職員の状況 課長補佐相当職以上総数199人。 うち女性課長相当職2人、課長補佐相当職12人	0	人事課 人権・男女共同参画推進課

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
72	57	企業、団体等への広報、啓発の充実	<p>○企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等(顕彰、好事例の発信等)</p> <p>○中小企業における女性活躍推進に向けた取組の促進(情報提供、財政的支援等)</p> <p>○女性の登用促進のための支援(ロールモデルの普及促進)</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動</p> <p>○男性の意識と職場風土の改革(男性ロールモデルの提示や好事例の普及等)</p> <p>○職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進(育児休業取得者支援等)</p> <p>○柔軟な働き方の推進(テレワーク導入支援等)</p>	<p>企業、団体等の方針決定過程への女性の参画を促進するため、各種講演会や講座等の充実及び出前セミナーの実施等、広報・啓発活動の充実を図ります。</p>	<p>○ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 実施日：2月4日(土) 実施場所：市役所8階大会議室 参加人数：62人</p>	<p>企業、団体等の方針決定過程への女性の参画を促進するため、事業主に対して講演会の周知、啓発を図った。</p>	0	<p>○ワーク・ライフ・バランスセミナーを30年2月に実施予定。</p>	0	<p>商工観光課 人権・男女共同参画推進課</p>
73	58	地域、市民団体等への広報、啓発の充実		<p>各種講演会や講座等の充実及び出前セミナーの実施等により、女性リーダーを育成し、その能力と意思により、地域・市民団体等の方針決定過程への参画を促進します。</p>	<p>(人権・男女共同参画推進課) 千葉県男女共同参画センターフェスティバル2016&amp;ネットワーク会議及び東葛地域男女共同参画推進員講演会へ参加するとともに、男女共同参画に関する講座等の広報啓発を実施した。</p>	<p>男女共同参画に関する出前講座を実施し、女性の参画促進に努めているが、一層の充実が必要である。</p>	0	<p>(人権・男女共同参画推進課) 千葉県男女共同参画センターフェスティバル2017&amp;ネットワーク会議及び東葛地域男女共同参画推進員講演会へ参加するとともに、男女共同参画に関する講座等の広報啓発を実施する。</p>	0	<p>公民館 人権・男女共同参画推進課</p>
74	58	女性商工業者(自営業)等への経営参画の促進等	<p>○起業・創業支援</p>	<p>女性の経営的地位向上及び経営参画促進のため、各種講演会や講座等を充実するなど、広報・啓発活動の充実を図ります。</p>	<p>○ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 実施日：2月4日(土) 実施：野田市役所8階大会議室 参加人数：62人</p> <p>講演会、講座等の開催情報を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センターや商工観光課窓口で提供した。</p>	<p>女性商工業者等への経営参画を促進するため、事業主に対して講演会、講座等の周知を図った。</p>	117	<p>○ワーク・ライフ・バランスセミナーを30年2月に実施予定 講演会、講座等の開催情報を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センター、商工会議所や商工観光課窓口で提供する。</p>	95	<p>商工観光課</p>
75	58	農家における家族経営協定の普及促進	<p>○女性の参画が少ない分野での就業支援</p>	<p>家族経営内において、家族一人ひとりの役割を明確にし、女性農業者の経営参画と後継者育成を図るため、「家族経営協定」の締結を促進します。</p>	<p>・締結件数1件</p>	<p>27年度の締結実績はなかったが、26年度は1件、24年度2件と締結総数は微増している。今後、認定農業者数増加のための取り組みの一つとして、併せて周知していきたい。</p>	0	<p>農業事務所棟と連携し、より一層の周知・理解を深め、女性の経営参画を活発にしてい</p>	0	<p>農政課</p>
76	59	男女の性別に配慮した「地域防災計画」の見直し		<p>男女のニーズの違い等を把握し、男女双方の視点に十分配慮した防災体制づくりを推進するため、必要に応じて地域防災計画の見直しを行います。</p>	<p>28年度は災害医療の見直し及び、法令等の改正の反映、並びに名称等の軽微な変更について、地域防災計画の見直しを行った。</p>	<p>28年度の災害医療の見直しに伴う変更のみを行った。</p>	0	<p>災害対策基本法の一部改正や男女の性別に配慮した地域防災計画の見直しの必要性を検討し、修正を行っていく。</p>	0	<p>防災安全課</p>
77	59	防災会議等における女性委員の参画促進	<p>○女性の登用促進のための支援(ロールモデルの普及促進)</p>	<p>防災会議、国民保護協議会における女性委員の参画を促進し、女性ならではの被災状況や支援策の把握を図ります。</p>	<p>・防災会議委員34名中、女性委員13名。女性登用率38.2% ・国民保護協議会委員30名中、女性委員9名。女性登用率30.0%</p>	<p>委員の委嘱・任命を行う際、各団体等に対し女性の参画について説明し、委員の推薦を促した。</p>	65	<p>引き続き、委員の委嘱や任命の際、各団体に対し女性委員の推薦を促していく。</p>	390	<p>防災安全課</p>

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
78	59	地域の自主防災活動への女性の参画促進等		消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進するなど、地域住民が男女を問わず防災対策に取り組むとともに、活動しやすい環境の確保を図ります。	・消防団員数 713名 うち女性消防団員数10名 (29年3月1日現在)	女性消防団員については、19年度より任命し、応急手当指導員講習の実施、普通救命講習会や各種消防団諸行事の参加及び啓発活動を行っているが、新規団員の確保が難しくなっている。	0	女性消防団員の加入促進を図るため、市ホームページに団員募集の記事を掲載するとともに、市内公共施設、各駅自由通路に団員募集のポスターの掲示をする。 更に、女性が多く参加する普通救命講習会や春秋の火災予防キャンペーン等で女性消防団員募集のパンフレット等を配布し、積極的な加入促進を実施する。	0	消防総務課
					自治会・自主防災組織の集会や防災活動に出向き、女性が参画する防災体制や活動について推進した。	新たに自主防災組織5団体が設立され、206組織、組織率50.2%となった。 自治会・自主防災組織が主催する集会・訓練等において防災講話等を実施。6団体に対し講話を実施。	0	新たに自主防災組織を設立する自治会や防災活動を実施する自主防災組織に、女性が参画する防災上の意義や防災活動について周知していく。	0	防災安全課
79	61	労働者の権利の周知、啓発の推進	○非正規雇用における雇用環境等の整備(正社員への転換支援等) ○女性の職業生活における情報の収集・整理・提供 ○女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動 ○長時間労働の是正・休暇の取得促進	職場において男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、「男女雇用機会均等法」や「育児休業・介護休業法」等関係法令の周知、啓発を図ります。	関係資料を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センターや商工観光課窓口で提供した。	労働者の権利の啓発のため、事業主に対して「男女雇用機会均等法」や「育児休業・介護休業法」等の周知、啓発を図った。	0	関係資料を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センター、商工会議所や商工観光課窓口で提供する。	0	商工観光課
80	61	労働関係資料の収集及び提供	○女性の職業生活における情報の収集・整理・提供 ○女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動	各種労働関係資料を積極的に収集し、広く市民に提供します。	関係資料を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センターや商工観光課窓口で提供した。	就労支援として、市民に対して各種労働関係資料の周知、啓発を図った。	0	関係資料を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センター、商工会議所や商工観光課窓口で提供する。	0	商工観光課 人権・男女共同参画推進課
81	62	企業における育児休業制度等の充実促進	○男性の意識と職場風土の改革(男性ロールモデルの提示や好事例の普及等) ○長時間労働の是正・休暇の取得促進 ○職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進(育児休業取得者支援等)	未だに職場内に残っている男性優位の考え方や、固定的性別役割分担意識に基づく不平等や不均衡の問題に対する見直しと、育児休業・介護休業制度等の充実を図るための啓発に取り組み、職場の意識や職場風土の改革を促進します。	関係資料を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センターや商工観光課窓口で提供した。	企業における職場環境の整備促進のため、事業主に対して育児休業・介護休業制度等の周知、啓発を図った。	0	関係資料を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センター、商工会議所や商工観光課窓口で提供する。	0	商工観光課
82	62	「ワーク・ライフ・バランス」についての広報、啓発の推進	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備 ○柔軟な働き方の推進(テレワーク導入支援等)	あらゆる年代を対象として、育児休業・介護休業制度等の周知及び地域のキャリアアップの推進及び地域社会の大切さ等に関する各種講演会や講座等を開催し、広報、啓発を推進します。	○ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 実施日：2月4日(土) 実施場所：市役所8階大会議室 参加人数：62人	「ワーク・ライフ・バランス」についての啓発を推進するため、事業主に対して講演会を開催した。	117	○ワーク・ライフ・バランスセミナーを30年2月に実施する予定。	95	商工観光課 人権・男女共同参画推進課



第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
83	62	「野田市特定事業主行動計画」に基づく職場環境の整備	○企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等(顕彰、好事例の発信等)	平成37年3月まで延長された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「野田市特定事業主行動計画」の周知を図り、育児休業や各種休暇制度の利用を促進するなど、市職員が率先して「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組を推進します。	従来の次世代育成支援対策推進法に基づく子育て支援の行動計画に、女性活躍推進法に基づく女性が十分に能力が発揮できる環境整備の推進を盛り込み、従来の「子育てに関する行動計画」を「野田市職員の子育て及び女性活躍に関する行動計画」に改訂し、28年4月から各種施策を実施。育児及び看護をしている職員の職場環境の向上のため、28年度から遅出勤務の導入を開始し、2人が制度を利用。 新規採用職員研修、係長級職員研修及び課長補佐級職員研修の「男女共同参画を目指した職場づくり」において、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組についてのカリキュラムを設けるとともに、仕事と子育て両立するための研修を実施。 内容：仕事と子育て両立研修「社会・職場環境の変化と対応、復職に求められる心・技・体」 実施日：5月10日(火) 実施場所：市役所3階301会議室 参加人数：6人	遅出勤務制度の更なる周知を図る必要がある。 「仕事と子育ての両立研修」は、同じ境遇の職員間の交流、両立するためのスキルを学ぶ場として受講生から好評を得ている。 職員がワーク・ライフ・バランスの実現に向け、より一層の理解と実践を促す必要がある。	100	職員研修では、昨年度に引き続き29年度も新規採用職員研修、係長級職員研修及び課長補佐級等職員研修の「男女共同参画を目指した職場づくり」において、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組についてのカリキュラムを設けるとともに、育児休業から復帰した職員に対し「仕事と子育ての両立」を支援する研修の実施。 ・内容：「子育て・介護と仕事を両立する研修」 ・実施日：11月予定 ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、時間外勤務の縮減に努めるとともに、遅出勤務制度の周知を行う。	120	人事課
84	62	市職員研修の充実(基本目標I 35再掲)		階層別の職員研修に男女共同参画問題を取り入れ、職員のより一層の意識の深化を図ります。また、女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための参加機会の拡大を図ります。	○新規採用職員研修「人権問題の取組・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：4月5日(火) 実施場所：市役所5階511・512会議室 参加人数：32人 ○係長級職員研修「男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：5月12日(木) 実施場所：市役所8階大会議室 参加人数：12人 ○課長補佐級職員研修「人権問題の取組・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：7月27日(水) 実施場所：市役所2階中1・2会議室 参加人数：11人	階層別の研修により、職責ごとの説明内容の研修ができたため、男女共同参画への理解の浸透が図られた。さらに全職員への意識の深化に努めるため継続的に実施する必要がある。	0	○新規採用職員研修「人権問題の取組・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：4月5日(水) 実施場所：市役所5階511・512会議室 参加人数：18人 ○係長級職員研修「人権問題の取組・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：5月11日(木) 実施場所：市役所8階大会議室 参加人数：22人 ○消防職員研修「人権問題・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：6月23日(金)、7月7日(金)、7月21日(金) 実施場所：関宿分署2階会議室 参加人数：164人 ○課長補佐・課長級職員研修「人権問題の取組・男女共同参画を目指した職場づくり」 実施日：10月予定	0	人事課 人権・男女共同参画推進課
85	62	市の公共工事等の入札におけるインセンティブ強化	○女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定(評価とインセンティブの付与等) ○公共調達を通じた女性の活躍推進(女性の活躍に取り組む企業の受注機会の増大等)	市の入札において、総合評価方式における発注者別評価点の見直しを行い、女性の雇用に取り組む企業のインセンティブ強化を図ります。	総合評価方式における発注者別評価点で、「高齢者又は女性の雇用」の項目を「高齢者の雇用」と「女性の雇用」に分け、それぞれについて1点を加算した。	女性の雇用について、明確に判断できるようになった。	0	総合評価方式における発注者別評価点で、引き続き「女性の雇用」の項目を設け、女性の雇用がある場合に1点を加算し評価する。	0	管財課
86	64	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	育児休業制度の普及を踏まえ、今後見込まれる産休明け保育の利用ニーズに留意しつつ、子ども・子育て支援新制度における基本指針を踏まえ、事業の充実を検討します。	・利用実績 乳児保育所 0人 聖華保育園 0人 コピープリスクールのだ保育園 0人 コピープリスクールせきやど保育園 0人 アスク七光台保育園 0人 アスク川間保育園 0人 コピープリスクールさくらのさと保育園 0人 すくすく保育(分園含む) 0人 アスク古布内保育園 0人 コピープリスクールあたご保育園 1人 ひばり保育園 0人	公立保育所1か所、民間保育所9か所、事業所内保育所1か所での利用者数と利用希望者の推移を見極めたうえで、今後の体制整備を検討する。 また、利用についての普及活動を検討するとともに育児休業制度の普及により、利用者が減少していると思われるのでニーズの把握が必要である。	0	新制度における事業計画の基本指針の1つである「産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保」を踏まえ、ニーズの把握をしたうえで事業の充実を検討していく。	0	保育課

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署																								
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)																									
87	64	延長保育の充実	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	就労形態の多様化等に対応するため、全公立保育所において、午前7時から午後7時までの延長保育を行うとともに、指定管理者を導入した公立保育所及び民間保育所において、午後8時以降の延長保育を行います。	<p>子ども・子育て支援新制度施行により、保育標準時間の原則的保育時間は、午前7時から午後6時までとなり、午後6時を超えた時間を延長保育としている。</p> <p>・延べ利用児童数</p> <table border="1"> <tr> <td>公立</td> <td>(月極利用)</td> <td>(日割利用)</td> </tr> <tr> <td>午後7時まで</td> <td>2,054人</td> <td>9,603人</td> </tr> <tr> <td>午後8時まで</td> <td>115人</td> <td>2,473人</td> </tr> <tr> <td>午後9時まで</td> <td>0人</td> <td>131人</td> </tr> <tr> <td>午後10時まで</td> <td>0人</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,169人</td> <td>12,220人</td> </tr> </table> <p>私立 (月極利用)</p> <table border="1"> <tr> <td>午後7時まで</td> <td>1,633人</td> </tr> <tr> <td>午後8時まで</td> <td>526人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,159人</td> </tr> </table>	公立	(月極利用)	(日割利用)	午後7時まで	2,054人	9,603人	午後8時まで	115人	2,473人	午後9時まで	0人	131人	午後10時まで	0人	13人	計	2,169人	12,220人	午後7時まで	1,633人	午後8時まで	526人	計	2,159人	遅い時間帯までの延長拡大については、実績が少ない現状もあり、今後の利用状況等を見極めながら検討する必要がある。	0	引き続き、既存の全保育所に加え、聖華未来のこども園(4月開園)でも延長保育を実施する。 民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られているが今後、延長時間の拡大等については、これまでの実績を踏まえ、今後の利用ニーズを検討する。	0	保育課
公立	(月極利用)	(日割利用)																																
午後7時まで	2,054人	9,603人																																
午後8時まで	115人	2,473人																																
午後9時まで	0人	131人																																
午後10時まで	0人	13人																																
計	2,169人	12,220人																																
午後7時まで	1,633人																																	
午後8時まで	526人																																	
計	2,159人																																	
88	64	休日保育の充実	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	休日出勤やその他の理由により保育できない場合等に対応するため、指定管理者を導入した公立保育所1カ所及び民間保育所1カ所で休日保育を行います。	<p>・休日保育利用人数</p> <table border="1"> <tr> <td>コピープリアスクールあたご保育園</td> <td>申込実人数</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延べ利用者数</td> <td>406人</td> </tr> <tr> <td>尾崎保育所</td> <td>申込実人数</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延べ利用者数</td> <td>48人</td> </tr> </table>	コピープリアスクールあたご保育園	申込実人数	30人		延べ利用者数	406人	尾崎保育所	申込実人数	11人		延べ利用者数	48人	休日保育の事業拡大については、実績と今後の利用ニーズを踏まえ、利用状況等を見極める必要がある。	0	引き続き尾崎保育所及びコピープリアスクールあたご保育園で休日保育を実施し、ニーズの把握にも務める	0	保育課												
コピープリアスクールあたご保育園	申込実人数	30人																																
	延べ利用者数	406人																																
尾崎保育所	申込実人数	11人																																
	延べ利用者数	48人																																
89	64	病児・病後児保育の充実	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態等に対応するため、小張総合病院内に開設している「ひばりルーム」に委託し、保育を行います。	<p>・病児・病後児保育</p> <p>小張総合病院「ひばりルーム」 延べ 283名</p>	開設日数293日に対して、実際に利用した人数が283人。一日平均利用人数が0.97人となっており、定員4人に対する1日の利用者人数には余裕があるので、今後も引き続き周知をしていく必要がある。 感染症により利用を断った例もある為、感染症における対応の検討及び利用の制限等について検討する必要がある。	14,481	病児保育事業実施要綱の改正に基づき、対象児童の年齢引き上げや保育士・看護師等の常駐が要件としなくなったことから、事業内容の見直しを行った。29年度から対象年齢が小学校6年生までと引き上げとなりより幅広いニーズ量への対応ができるようになった。 より利用者の利便性の向上に配慮すると共に、感染症における対応を検討するとともに、利用の制限等について理解を得るため周知を図る。	5,981	保育課																								
90	64	保育所の施設整備の推進	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	子ども・子育て支援新制度に基づく次期エンゼルプランにおける事業目標量及び待機児童の推移を踏まえ、民間活力の導入を基本とした最適な方策により整備を図ります。	<p>4月からの定員見直しについて、指定管理事業者及び私立保育所運営事業者と協議を実施し、清水・北部・木間ヶ瀬・聖華・コピーせきやど・アスク七光台・アスク川間で各10人増員。 ・4月「すくすく保育園分園」の開園。</p> <p>・(3月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>定員(21か所)</td> <td>2,109人</td> </tr> <tr> <td>入所実績</td> <td>2,211人</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公設公営(3か所)</td> <td>397人</td> </tr> <tr> <td>公設民営(7か所)</td> <td>922人</td> </tr> <tr> <td>私立(10か所)</td> <td>878人</td> </tr> <tr> <td>事業所内(1か所)</td> <td>14人</td> </tr> </table>	定員(21か所)	2,109人	入所実績	2,211人	(内訳)		公設公営(3か所)	397人	公設民営(7か所)	922人	私立(10か所)	878人	事業所内(1か所)	14人	待機児童と入所保留者の状況を踏まえつつ、保育所整備の検討が必要となる。	0	待機児童・保留者解消野田計画による待機児童及び入所保留者ゼロに向けて、必要に応じて保育所、小規模保育所等の整備を検討する。 ・4月「聖華未来のこども園(定員69人)」の開園。	0	保育課										
定員(21か所)	2,109人																																	
入所実績	2,211人																																	
(内訳)																																		
公設公営(3か所)	397人																																	
公設民営(7か所)	922人																																	
私立(10か所)	878人																																	
事業所内(1か所)	14人																																	



第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
91	64	訪問型一時保育の実施		子ども・子育て支援新制度の地域子ども子育て支援事業に位置付けられる一時預かり事業の基準への合致を念頭に置きつつ、引き続き、NPO法人への委託により、保護者が病気等の場合に一時的に児童の居宅に保育士を派遣し、保育を行います。	自宅で保育している保護者が、病気や冠婚葬祭等で一時的に児童の保育ができない場合に、生後57日目から小学4年生までの健康な児童を対象として、自宅に保育士等を派遣して児童を保育する(NPO法人に委託して実施している)。 ・利用児童数延べ 17人 (延利用時間 76時間) ・利用世帯数: 9世帯	専業主婦や育児休暇中の方が利用する事業のため、利用者は少ない傾向にある。 27年度から乳児の3ヶ月健診時に、チラシを配布して周知を図る。	333	自宅で保育している保護者が、病気や冠婚葬祭等で一時的に児童の保育ができない場合に、生後57日目から小学4年生までの健康な児童を対象として、自宅に保育士等を派遣して児童の保育を、NPO法人に委託して実施する。 ○利用児童数 (6月末実績) 延べ利用児童数: 2人 利用世帯数: 1世帯	430	児童家庭課
92	65	一時保育の実施		子ども・子育て支援新制度の地域子ども子育て支援事業に位置付けられる一時預かり事業の基準を踏まえつつ、引き続き、保護者が病気等の場合に一時的に児童の預かり保育を行います。	・利用状況(延べ人数) 聖華保育園 985人 コビープリスクール せきやど保育園 155人 コビープリスクール さくらのさと保育園 504人 アスク七光台保育園 295人 計 1,939人	年間の利用状況は26年度をピークに減少傾向にあることから必要量は充足しているものと思われる。 今後は子育てサロン等、他の地域子育て拠点事業も含めた一時預かり事業の適切な実施と内容の充実を図る必要がある。	6,399	既に実施している民間保育園4園に新たに新設された「聖華未来のこども園」の1園を加えて、引き続き実施する。 現状では一時預かり事業の必要量が充足していることから、今後は利用状況を見極めつつ、民間活力を導入する際に改めて実施の有無を検討する。	12,619	保育課
93	65	駅前保育の整備	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	駅前等の利便性の高い場所で保育サービスを提供することについて、需要バランスに配慮しつつ、民間保育所の動向を注視しつつ、整備の必要性について検討します。	・4月「すくすく保育園分園」の開園	保護者の通勤形態等を検証し、駅前保育所の利用ニーズ等を見極める必要がある。	256,316	駅前保育所の必要性を改めて検証する。	0	保育課
94	65	学童保育所の受入れ体制の整備	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	子ども・子育て支援新制度に基づく、学童保育所の新たな基準への対応を図るとともに学校区単位で過密化した学童保育所について、過密化の解消を図るため、新設の学童保育所を検討します。 また、行政大綱の方針に則り市直営の学童保育所の社会福祉協議会への委託を進めます。	学童保育所の過密化を解消するために、現在、全体で32箇所の学童保育所を運営している。 【学童保育所全体数】32箇所 内訳 公設・公営 14箇所 公設・民営 16箇所 民設・民営 2箇所 入所児童延べ人数 公設・公営 4,318人 公設・民営 12,306人 民設・民営 512人 清水第三学童保育所新設工事(29年4月開設)、野田第二学童保育所増設工事(28年12月開設)を実施。 北部学童保育所新築の再設計業務委託を実施。	学童保育所の設備基準としては、「野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上」とされている。この基準を超えて、現在過密化している箇所数は、小学校区単位で5箇所となっている。 野田市エンゼルプラン第4期計画に沿い、小学校区単位で常習的に過密化する場合、第3学童保育所新設を実施していく。	52,047	学童保育所単位で過密化している北部学童保育所に関して、小学校区単位での過密化も解消するため新築工事を実施する。 また、小学校区単位で過密化している宮崎小学校区では、29年度に宮崎第三学童保育所新設工事を実施する。 (6月末実績) 入所児童延べ人数 公設・公営 1,053人 公設・民営 3,302人 民設・民営 100人	15,150	児童家庭課

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
95	65	ファミリー・サポート・センター事業の利用拡大	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	育児支援を受けたい人で行いたい人が会員登録した組織により、保育所までの送迎や保育所閉所後の一時的な預かり等を、社会福祉協議会に運営業務を委託して実施するとともに、多様なニーズに対応するため、提供会員の拡充を図ります。	社会福祉協議会に委託し事業を実施。23年度から利用料助成対象にひとり親家庭を追加し利用者の経済的負担の軽減を図っている。 ○会員数及び利用件数 実績 ・利用会員 451人 ・提供会員 123人 ・両方会員 42人 計 616人 ・延利用者件数 4,583件 ○主な利用内容 学童保育のお迎え及び帰宅後の援助 保護者等の病気、急用の場合の援助 習い事の送迎	利用会員、提供会員、利用件数は年々増えている。 引き続き情報誌「ぼんぼこ通信」を発行することにより広く事業を周知していく。 28年度は利用者件数が初めて4千台になり、利用件数が大幅に増加した。	8,925	社会福祉協議会に委託し、事業を実施している。 ○会員数及び利用件数 (6月末実績) 利用会員 437人 提供会員 115人 両方会員 37人 会員計 589人 延利用件数：1,052件	8,997	児童家庭課
96	66	子育てサロンの整備推進	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	民間活力を活用した多様で柔軟な子育て支援を推進するため、NPO団体が運営する「子育てサロン」事業を支援して、子育て世代の交流や相談、一時預かり等を実施します。子ども・子育て支援新制度に位置付けられる地域子育て拠点事業として、実施事業の共通化を図ります。	子育てサロンを開設し、一時預かりや育児相談を実施し、地域ぐるみで子育て支援を行っているNPO法人に対し、その運営に必要な経費の一部を補助し、子育て支援の充実を図っている。 ○利用者数(延べ) ゆう&みい 8,570人 ゆっくっく 13,421人 野田市どろんこの会 3,552人	利用者数は、例年大きく変動することもなく地域に根づいた活動が出来ていると考えられる。 NPO法人の3団体に事業の一部補助として補助金を支給しているところであるが、子ども子育て支援法の中の13事業に位置付けられたことや、野田市エンゼルプラン第4期計画に沿ったことや、野田市エンゼルプラン第4期計画に沿った事業の共通化を実施する。 共通化のために、新たに「子育て親子交流事業」をゆっくっく、ゆう&みい、どろんこの会で実施する。 また、「野田市地域子育て拠点整備事業費補助金交付規則」を改正し、共通化に必要な「子育て親子交流事業」を補助対象として追加した。	7,762	子育てサロンを開設し、一時預かりや育児相談を実施し、地域ぐるみで子育て支援を行っているNPO法人に対し、その運営に必要な経費の一部を補助し、子育て支援の充実を図っている。 野田市エンゼルプラン第4期計画に沿った交流・相談・情報提供・講座関係の4事業の共通化を継続実施する。 ○利用者数 (6月末実績) ゆう&みい 1,512人 ゆっくっく 3,112人 どろんこの会 902人	8,111	児童家庭課
97	66	つどいの広場事業の充実	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	閑宿地域の子育て支援拠点として、乳幼児を持つ保護者同士が気軽に交流を図り、講座の開催や保護者からの相談にアドバイザーが助言するなど、子育てへの不安感を取り除く場として、NPO団体への委託により実施します。子ども・子育て支援新制度に位置付けられる地域子育て拠点事業として、実施事業の共通化を図ります。	地域の子育て機能の充実を図るため、保護者が交流する場や育児相談を行う場を設け、子育てへの負担感の緩和に努めている。NPO法人に運営を委託し、実施している。 いちいのホール3階で実施。 ○利用者数(延べ) 大人 1,855人 乳幼児 2,568人 計 4,423人	閑宿地区の保護者の交流の場として設置された事業であり、今後も交流の内容や相談について、より利用し易いよう工夫を加えて実施していく。 この事業は、子ども子育て支援法の中の13事業に位置付けられた「地域子育て支援拠点事業」に該当することから、事業の共通化に必要な「サークル活動(親子交流事業)」を新たに実施する。	3,139	地域の子育て機能の充実を図るため、保護者が交流する場や育児相談を行う場を設け、子育てへの負担感の緩和に努めている。NPO法人に運営を委託し、実施している。 事業の共通化のため、「サークル活動(親子交流事業)」を継続実施する。 ○利用者数 (6月末実績) 大人 477人 乳幼児 616人 計 1,093人	3,305	児童家庭課
98	66	地域子育て支援センターの充実	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	地域での子育て相談や親子間の交流等の情報交換ができることで、子育てに対する不安等の解消ができるよう、一層の充実を図ります。子ども・子育て支援新制度に位置付けられる地域子育て拠点事業として、実施事業の共通化を図ります。	・サークル参加人数(延べ人数) 子育て支援センター(東部保育所) 1,281人 さくらんぼルーム(聖華保育園内) 657人 ぼかぼかひろば(アスク七光台保育園内) 669人	子ども・子育て支援新制度において、地域子育て支援事業は13事業の一事業に位置づけられていることから、子育て支援センターと子育て支援拠点事業施設と連携を図り、子育て世代の交流、相談、サークル等の内容の共通化を図った。	0	地域子育て支援センターは指定管理者制度導入2年目になることから、従前の事業に加えて新たな事業を検討する。また、4月に開設した聖華未来のこども園の子育て支援センター「コアルーム」については、利用状況を踏まえ、地域に求められる子育て支援の内容を検討する。	0	保育課

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
99	66	子ども支援室の設置による切れ目ない支援の推進	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	<p>妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談について、ワンストップで総合的に対応できる拠点として、子ども支援室を設置し、保健師、保育士、臨床発達心理士を配置するとともに、子育て支援総合コーディネーター事業を市直営として支援室で実施します。子ども支援室では、全ての妊産婦の情報を把握し、母子保健・子育て支援・発達支援等、ライフステージに応じた継続的で切れ目ない支援体制を築き、妊産婦や子育てする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、発達障がいにおいて重要である早期発見・早期療育へとつなげます。</p> <p>また、妊娠期からの支援等により、望まない妊娠等による児童虐待のリスクの軽減等も図ります。</p>	<p>妊娠から18歳までの子育てに関する相談にワンストップで継続する拠点として27年10月に子ども支援室を開設した。保健師、保育士、臨床(発達)心理士、子育て支援総合コーディネーターを配置し、継続的な支援が必要な人にはケアプランを作成し、関係機関と共に支援した。</p> <p>妊婦面談 879件 妊婦用ケアプラン作成 150件 転入妊婦面談 77件 (転入)妊婦用ケアプラン作成 16件</p> <p>電話相談 651件 来所相談 255件 出張相談 1件 訪問相談 9件</p> <p>子ども用ケアプラン作成 35件</p>	<p>未入籍、若年妊婦、外国人、精神疾患を抱える妊婦等ハイリスクなケースについてプランを作成し保健センター母子保健係や関係課と連携し支援している。</p> <p>発達に課題のある児童の相談等についてもプランを作成し、必要に応じて療育支援会議の議題にするなど関係課と共に支援している。</p> <p>また、平日来室できない方のために、28年10月から、毎月第2日曜日に妊娠届出受付と母子手帳交付を開始したところ、26件の届出があった。</p> <p>今後は、庁内関係課とタイムリーにケースの情報共有できる体制づくりと、庁外関係機関との連携を強化していくことが必要である。</p>	17,395	<p>妊産婦や子育てをする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、児童虐待の発生予防、リスク軽減の観点から、様々な相談に対応できる体制を整える。</p> <p>切れ目ない支援のために必要な支援について、ケース検討や進行管理など、関係機関との連携を強化する。</p> <p>切れ目ない支援と関係機関との情報共有ができるシステム導入を検討する。</p> <p>子育て情報サイト「かるがもネット」のリニューアルと充実について検討する。</p> <p>子育ての総合相談窓口として子ども支援室があることを広く周知するためのPRを進める。</p>	17,649	保健センター 児童家庭課 障がい者支援課 指導課
100	67	相談・支援体制の整備、充実		<p>生活困窮者の自立を支援するため、就職等の相談を含め自立に向けた相談支援事業の窓口の整備、充実を図るとともに、住居確保給付金の支給等の支援を行います。</p>	<p>○相談実績 新規相談者数 239件 継続相談者数 875件 相談者性別 (男性) 143件 相談者性別 (女性) 96件 相談対応数 電話 766件 面接 1073件 訪問・同行 289件 他機関との協議 727件 支援調整会議 12回 (92件) 就労自立者数 40件 評価(最終) 62件 相談内容上位 生活費 149件 フードバンク利用数 182件</p> <p>○住居確保給付金 実績額 221,900円 (内訳) 2か月支給 1人 3か月支給 1人 計 延べ5か月支給 2人</p>	<p>相談件数では継続者の再相談が増加している。これは心の病を持たれた方の長期的な支援が必要であること、さらに直接会って話を聞くことが重要な支援であるため、面接相談も増加している。</p> <p>また近年65歳以上の無年金者の生活費での相談が増加傾向であり、今後その対応が課題である。</p>	19,881	<p>○相談支援 野田市パーソナルサポートセンターにて実施している生活困窮者自立支援事業。 経済的困窮者の就労相談の他、住宅喪失、多重債務、心の健康の問題、DV被害等、様々な社会的排除リスクに直面している方を対象に、自立生活実現のため解決すべき問題に対して、寄り添い型の支援を計画的かつ集中的、継続的に実施する。</p> <p>○住居確保給付 離職により、住宅を喪失している、もしくはそのおそれのある生活困窮者に対し、有期(基本3ヶ月)で家賃相当額の住居確保給付金を支給することで生活の土台を整え、併せてパーソナルサポートセンター支援員による就職支援を積極的に実施することで早期の就労による自立を目指す。</p>	20,000 270	生活支援課(パーソナルサポートセンター)
101	67	学習機会の提供、充実		<p>生活困窮者の自立を支援するため、困窮家庭の子どもへの学習支援を行います。</p>	<p>経済的な理由により学校以外に学習の機会の少ない家庭や病気などの理由で失業・休業中の家庭などの市内在住の中学生1年から3年生までを対象に、英語と数学の無料学習支援「ステップアップセミナー」を開催し、自立した社会生活を営むことができるよう支援を行いました。</p> <p>・4月4日(月)から3月31日(金)まで。 ※学校の授業終了後、平日に週1回実施 (月)中央公民館 49回開催 33人参加 (火)二川公民館 49回開催 10人参加 (水)木間ヶ瀬公民館 50回開催 20人参加 (木)南コミュニティ会館 50回開催 35人参加 (金)北コミュニティ会館 50回開催 36人参加 (金)関宿公民館 44回開催 1人参加 計 135人参加 ※関宿公民館については、開始当初申し込みがなかったため、5月20日から開講した。</p>	<p>年間出席率 60.7% 皆勤者数 688人(44.5%) 中学3年生43人全員進学</p>	5,102	<p>28年度までは、経済的な理由で学校以外に学習機会の少ない市内の中学生を対象に、「野田市ステップアップセミナー」を行ってきたが、29年度からは、対象者の枠を取り払い、市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、新たに数学と英語を中心に無料の学習支援を行う「野田市子ども未来教室」を開設する。</p> <p>「野田市子ども未来教室」は、市内に11か所ある公立中学校の希望する全生徒を対象に、10か所の公民館と2か所のコミュニティ会館及び保健センターを会場に、週1回、数学と英語を中心に19時から21時まで無料で学習支援を行う。</p> <p>2年生と3年生は4月から年間50回、1年生は5月から年間44回の開催を予定。 (7月1日現在実績) 利用申込人数：1年生：325人、2年生：212人、3年生：138人、合計：675人 ※28年度は生活支援課、29年度からは児童家庭課が所管。</p>	15,288	児童家庭課 生活支援課(パーソナルサポートセンター)

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
102	67	子ども医療費助成の拡大		子育て世帯の負担を軽減するため、通院医療費を中学3年生まで助成対象として拡大を図ります。拡大に当たり、受益者負担の原則と受益の公平性の観点並びに制度の安定性を維持するため、通院1件、入院1日当たり自己負担を助成対象の全年齢で300円とします。	子ども医療費助成金 27年8月診療分より、通院・調剤費の助成対象年齢を中学3年生まで拡大した。 なお、自己負担額は200円から300円とした。 (実績) 現物給付 272,796件 486,973,184円 償還払 2,767件 30,874,400円 合計 275,563件 517,847,584円	子ども医療費助成については、県の制度に基づき適正に実施しているが、市民要望や近隣各市の状況を踏まえ、児童福祉審議会の審議を経て27年8月より、通院・調剤費の助成対象年齢を中学3年生まで拡大した。自己負担額については、受益者負担の原則と受益の公平性の観点から200円から300円に引き上げるものの所得制限を設けないこととし、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減に寄与した。 市県民税未申告者に対しても受給券を発行しているが、未申告世帯の児童の医療費は県補助の対象外となることから、未申告世帯を減らすことで県補助対象が増え、市単独助成の軽減が見込める。	540,597	27年8月より、通院・調剤費の助成対象年齢を中学3年生まで拡大したことから、引き続き子ども医療助成を実施し子育て世帯の負担軽減を図る。 市県民税の未申告者に対し税申告を促すため、受給権を発行しない等の対策を検討する。 子ども医療費助成制度について、市町村間で生じている地域格差や不平等の改善のための国での制度化や、補助対象の拡大及び補助率の引き上げ等について、国・県へ引き続き要望を行う。	535,642	児童家庭課
103	68	求職者子育て支援サービスの実施	○職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	求職活動中の保育所申込者で希望する保育所に空きがなく入所許可とならなかった保護者が、求職活動の際に児童の保育のために利用した子育て支援サービス(ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時保育事業)の費用を助成します。	利用実績(※26年6月事業開始) ・問合せ件数 18件 ・利用実績 1件	26年6月から事業を開始したが現在までの利用実績が1件(28年度)である。当該事業は保護者の求職活動をしやすくすることを目的として開始された事業であったが、利用実績がほぼ無いことから、事業内容を見直しする必要がある。	3	利用実績が無いことから事業内容の見直しを図りつつ、他の事業において、同様のサービス提供ができるかを検証する。また、事業の継続性についても併せて検証する。	1	保育課
104	68	母子家庭・婦人相談の実施		母子家庭等の自立を図るため、母子・父子自立支援員が相談者のニーズに合った情報提供や生活相談の助言を行います。	相談実績 ・母子家庭相談 : 773件 ・父子家庭相談 : 16件 ・婦人相談 : 120件  主な相談内容 ・母子家庭相談 資格取得や職業訓練、求職や転職などの就業に係る相談。母子福祉資金の貸付に係る相談。 ・父子家庭相談 児童扶養手当の受給に係る相談。資格取得や職業訓練などの就業に係る相談。 ・婦人相談 離婚に伴う養育費や生活費に係る経済的な相談。家賃助成に係る相談。	離婚直後で精神的に不安定なひとり親や自立に向け就労を希望しているひとり親に対して相談や必要な支援(経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援等)の情報提供を実施した。引き続き制度の周知に努める。	4,407	引き続きひとり親家庭等の支援として相談事業を実施する。 (6月末実績) ・母子家庭相談 : 201件 ・父子家庭相談 : 0件 ・婦人相談 : 44件	4,860	児童家庭課

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
105	68	ひとり親家庭等の生活の向上と児童の健全育成に向けた支援の充実	〇職業生活と家庭生活の両立に向けた子育て支援環境の整備	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、引き続き、母子・父子自立支援員と主任児童委員が連携して母子・父子家庭を訪問する相談事業や、弁護士による養育費等個別法律相談会、母子寡婦福祉会による月1回の養育費等法律相談を効果的な事業として継続します。 また、養育費等個別法律相談会について、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進により寄与するため、国の「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」に定められた「母子家庭等地域生活支援事業」に位置付けて、国庫補助を活用し、実施するよう検討します。 また、税制上、保育料等の算定に当たり不利な扱いとなる未婚の母・父について、寡婦・寡夫控除のみなし適用を対象事業の範囲を検討した上で実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援員と主任児童員による母子家庭訪問 件数：203件</li> <li>母子・父子自立支援員のみの子家庭訪問 件数：68件</li> <li>無料法律相談会 実施：10回 相談者：21人 相談員：法律専門家1名</li> <li>養育費等個別法律相談会 実施日：2月26日(日) 相談者：7人 相談員：弁護士2人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月1度の無料相談会と弁護士による個別法律相談会を実施し、定期的に相談窓口を設けることにより相談事業として一定の成果はあったが、活用を促進するため、更に啓発を図る必要がある。 休日に養育費等個別法律相談会と、希望者には母子・父子自立支援員による就労等の相談を合わせて実施したことにより、よりの確にニーズに応えることができた。 保育所保育料の算定にあたり、未婚のひとり親に寡婦及び寡夫控除を「みなし適用」し、子育てと生計を一人で担う苦勞を背負うひとり親家庭の支援につなげたことで、他の学童保育料等の適用にも幅を広げ、周知していく。</li> </ul>	156	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育費等の問題に悩むひとり親に対して効果的な事業であることから、今後も引き続き母子寡婦福祉会による無料法律相談会と養育費等個別法律相談会を実施する。 無料法律相談については、引き続き母子・父子自立支援員の離婚等の相談の際に「ひとり親家庭支援のご案内」の配布と合わせ法律相談の説明を行ったり、児童扶養手当の通知や窓口などの機会を捉えて積極的に周知とともに、市報への毎月の掲載、ホームページへの掲載を行う。あわせて、秘書広報課市民相談係と連携を図り、養育費等の問題のある方には、児童家庭課に案内を依頼する。あわせて「無料法律相談チラシ」を秘書広報課市民相談係に設置と配布を依頼する。 また、相談事業の国庫補助については、28年度より「就業支援関係事業」と「養育費等支援関係事業」にメニューが分かれ、限度額が増えたことから、補助対象となった。 〇無料法律相談会(6月末実績) 実施：3回 相談者：7人 相談員：法律専門家1名</li> <li>〇養育費等個別法律相談会 実施予定日：2月25日(日) 相談員：弁護士2人 28年4月分からの学童保育料、市立幼稚園保育料、私立幼稚園就園奨励費補助金の算定について、未婚のひとり親に対し寡婦(夫)控除のみなし適用の実施を行う。</li> </ul>	157	児童家庭課
106	69	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化		母子家庭の母及び父子家庭の就業を支援するため、ハローワーク野田や市の無料職業紹介所と連携し、個々の母子家庭の状況やニーズに応じて、きめ細かな自立・就労支援を推進するとともに、支援体制の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラム策定件数：25件(うち父子家庭の父：0件)</li> <li>就業実績 正規雇用：8人 非正規雇用：8人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々のニーズに応じて、きめ細やかな就業支援を実施する母子自立支援プログラム策定事業により、ひとり親家庭の雇用促進に効果を上げた。 母子家庭においては、依然として就労収入が低いため、経済的自立に向け収入増につながる支援をする必要がある。</li> </ul>	778	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進にあたり、収入増につながる支援として、個々の状況とニーズに応じ、資格取得のための情報提供や取得に集中できる生活環境に関する相談など、総合的な支援のためのプログラムを策定して行く。 28年4月より、アフターケアとして、同プログラムで就業した後においても、その後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の定期的な相談支援を実施する。 新たに支援対象となった父子家庭への制度周知について、引き続き、母子・父子自立支援員の離婚直後の面談時や就業等の相談時に制度の説明とあわせ事業の周知に努める。</li> <li>プログラム策定件数：8件(6月末実績)(うち父子家庭の父：0件)</li> </ul>	778	児童家庭課

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
107	69	市の無料職業紹介所を活用したひとり親家庭向け求人情報の開拓及び情報提供	○再就職支援 ○女性の職業生活における情報の収集・整理・提供	市の無料職業紹介所と連携し、ひとり親家庭の雇用を促進するための啓発を図ります。また、平成25年8月に実施した「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果、母子家庭の母の8割が正社員による就労を希望していることから、母子家庭向けの求人開拓を一層推進し、職業適性に配慮した職種の情報提供を図ります。	市の無料職業紹介所の職業相談員と母子・父子自立支援員が連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行っていたが、7月に事業の見直しを行い、8月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。 ・訪問事業所数 79社 ・紹介者数 3人 ・就業者数 2人	7月に事業の見直しを行い、8月から実施しているひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。  ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度については、認識が低いことから、周知を図る必要がある。	4,959	[6月末実績] ・訪問事業所数 6社 ・紹介者数 0人 ・就業者数 0人  ひとり親の雇用を促進するためには、雇用への理解と奨励金の活用への啓発は必要であり、ひとり親に特化した訪問活動を行う。引き続き、求人情報の提供や、職業紹介業務については、無料職業紹介所に協力してもらい、情報の提供に努める。	4,860	商工観光課 児童家庭課
108	69	雇用促進奨励金の活用		ハローワーク野田や市の無料職業紹介所のあっせんにより、ひとり親家庭の父、または母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から賃金の10%を奨励金として交付し、雇用の促進を図ります。	○雇用促進奨励金 152人に支給 (うち、ひとり親3人 64千円)	雇用促進奨励金制度の利用促進を図ることは、ひとり親家庭の雇用対策として効果があるため、事業主に対して制度の周知、啓発を図った。	5,421	○雇用促進奨励金 [29年度予定] 140人に支給予定 (ひとり親以外の高齢者、障がい者を含む。)	4,647	商工観光課
109	70	母子家庭等における自立支援策の活用		母子家庭の母及び父子家庭の父の経済的自立を図るための「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業」や「母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業」等、ひとり親家庭に対する生活支援策の活用を図ります。	母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ・支給人数：11人 (資格の種類) 看護師6人、准看護師4人、作業療法士1人  母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 ・支給人数：5人 (就業実績) 正規4人、進学1人  母子家庭等自立支援教育訓練給付金 ・支給人数：3人 (資格の種類) 介護実務者研修1人、介護職員初任者研修2人	母子家庭等高等職業訓練促進給付金について、長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事業は、正規雇用に結び付いた実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要がある。 母子家庭等自立支援教育訓練給付金について、市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、支給額を受講料の20% (上限10万円) から60% (上限20万円) に引き上げられ事業が拡充されたことから、さらに利用の促進を図る。 25年4月から父子家庭の父も支援の対象となったことから制度の周知に努める。	10,072	母子家庭等高等職業訓練促進給付金について、支援の対象として拡充された父子家庭や28年度より、国の制度改正に伴い、支給期間の上限を2年から3年に延長し、対象資格も修学期間2年以上のものから調理師や製菓衛生師など修学期間1年の資格も対象に追加されたことを含め、経済的自立に向けた施策の中心的な事業として引き続き活用の促進を図る。 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業について、29年度より、国の制度改正に伴い、雇用保険法の一般教育訓練給付金(20%上限10万円)の受給資格者に対しても、当該制度との差額を支給する拡充がされたことから、さらに活用の促進を図る。  母子家庭等高等職業訓練促進給付金 (6月末実績) 支給人数：7人  母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 (6月末実績) 支給人数：0人  母子家庭等自立支援教育訓練給付金 (6月末実績) 支給人数：0人	100,090	児童家庭課



## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
110	70	ひとり親家庭等日常生活支援事業の周知、啓発の推進		ひとり親家庭等の自立のための多様なニーズに柔軟に対応することを目的として、ひとり親になった直後の生活の安定などのために家庭生活支援員を派遣するとともに、経済的自立のため求職活動や残業時にも利用できるよう事業を拡充しており、引き続き、事業の周知、啓発を推進します。	【日常生活支援事業実績】 子育て支援及び生活援助利用者数 ・子育て支援：10人 延べ72日 393時間 (うち保育所待機時利用1人延べ11日 63時間) ・生活援助：1人 延べ2日 6時間	支援員の協力により急な要望にも派遣することができ、適正に対応した。 母子家庭等が安心して子育てをしながら、求職活動や就業を行うため、保育所入所申請時の待機時に対応できるよう23年10月より保育所入所申請時の待機者への派遣の拡充をしたが、本事業のニーズはあるものの、27年度から保育所でもひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても入所要件が拡充されたため、利用自体は減少しているが、当該事業では利用負担額が安価であり、非課税世帯では無料となることから、利用者の経済状況も含め制度の周知が必要である。また、28年4月から、国の制度改正に伴い、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大され、あわせて周知を図る必要がある。	824	本事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であり、事業の周知について、寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携するとともに、引き続き、母子・父子自立支援員の離婚直後の面談時や就業等の相談時に制度の説明とあわせ事業の一層の周知に努める。また、急な要望の場合の対応について、事前に家庭生活支援員の状況を把握するなど、委託先である母子寡婦福祉会と調整し、事業を円滑に進める。 (6月末実績) 子育て支援：4人 延べ11日 66時間 生活援助：0人 (保育所待機時に利用はなし)	1,258	児童家庭課
111	70	民間賃貸住宅入居時家賃等の助成(ひとり親家庭要件)		18歳に達する日以後の3月31日までの児童を持ち、ひとり親家庭となって6か月以内で、市内の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成します。	・相談件数 24件 ・申請件数 17件 ・助成金交付決定件数 17件 助成額 1,446,420円	家賃助成は昨年度より利用者は減りましたが、入居時の経済的負担軽減を図ることができたと考えています。	1,447	(6月末実績) ・相談件数 3件 ・申請件数 0件 ・助成金交付決定件数 0件 助成額 0円	2,050	営繕課 児童家庭課
112	70	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援の実施(ひとり親家庭要件)		18歳に達する日以後の3月31日までの児童を持つひとり親家庭に対し、民間賃貸住宅の情報提供、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、低額所得者等の場合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。	・相談件数 0件 ・申請件数 0件 入居保証 0件 情報提供 0件	保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。契約時の条件として、親族などの緊急連絡先の確保が必要などの条件があり確保できない場合は契約が難しいなどの問題があります。	0	(6月末実績) ・相談件数 0件 ・申請件数 0件 入居保証 0件 情報提供 0件	11	営繕課 児童家庭課
113	71	保育所、学童保育所における児童の受け入れの円滑化		ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の保育所、学童保育所への優先入所等について配慮します。	学童保育所入所において、ひとり親家庭の求職中や職業訓練中における柔軟な受け入れを実施した。 保育所において、27年度に引き上げた指数で利用調整を行い、ひとり親家庭の入所の円滑化を図った。 ○利用実績 ・学童保育所 ひとり親家庭の入所 408人 ・保育所 ひとり親家庭の入所 389人	学童保育所について、求職中や職業訓練中の家庭の児童は1ヶ月間の入所が認められている。また、入所希望者は全て入所することが出来ている。 保育所について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、利用調整基準の見直しを行い、ひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても指数の引上げを行った。	0	ひとり親家庭の親が就業、求職活動や職業訓練を十分に行うことができるように、児童の保育所・学童保育所への優先入所などについて配慮する。 ○利用実績 (6月末実績) ・学童保育所 ひとり親家庭の入所 333人 ・保育所 ひとり親家庭の入所 318人 ・幼保連携型認定こども園(29年4月開設) ひとり親家庭の入所 3人	0	児童家庭課 保育課
114	71	児童扶養手当等の支給事業の推進		ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、制度の情報提供を図るとともに、手当の趣旨を説明し、円滑な支給と適正な運用を図ります。	・児童扶養手当 受給者数：1,290人	児童扶養手当等の的確な情報提供を行うと同時に、居住実態、同居人などの状況を判断し適切に支給する必要がある。また、事実婚などにより返還金が生じている場合があるため、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。 28年4月から国の制度改正に伴い、2子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充があったことから、的確な情報提供と周知のため、市報8月1日号に現況届の届出とあわせ掲載した。	612,231	適正な受給資格の認定を行うとともに、円滑な支給と返還金の対応に努める。 あわせて滞りのない円滑な支給事務を行う。 返還金の滞納について、督促の通知や電話連絡の他に、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は不在通知連絡を行い、納付を促していく。	642,664	児童家庭課

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
115	71	子育て情報の提供		<p>のだし子育てガイドブックを発行します。</p> <p>市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、各種子育て支援サービスの情報を発信する。</p> <p>妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じて、保護者がワンストップで安心して相談できる拠点として設置した「子ども支援室」で子育て支援総合コーディネーター事業を実施する。</p>	<p>のだし子育てガイドブックを新生児世帯(保健センター母子手帳発行時)や転入未就学児童世帯(市民課転入届受理時)に配付する。</p> <p>専用ホームページ「かるがもネット」を活用し、各種子育て支援サービスの情報を発信するとともに子育て中の保護者からの相談に応じ、その家庭の相談内容に適した子育て支援サービスの斡旋等の利用支援を行う。</p> <p>○実績 情報収集 434件 相談 85件 紹介 78件 ホームページ (かるがもネット)閲覧 26,791件</p>	<p>野田市エンゼルプラン第4期計画に沿い、「子ども支援室」を平成27年10月1日に保健センター4階に開設して、妊娠から出産子育て期にわたり、ワンストップで総合的に対応できる拠点とする。</p> <p>27年10月1日より、児童家庭課から子ども支援室に事業を移管された。子ども支援室は保健センター内に設置されているため、保健センターの母子保健事業(乳幼児健康診査等)に必要に応じて子育て支援総合コーディネーターが参加し、希望者に子育て情報を提供した。</p>	3,766	<p>のだし子育てガイドブックは、3年を目安に更新するため、改訂版(平成30年3月発行予定)の作成を実施する。改訂版においては、民間広告を導入し経費節減を実施する。</p> <p>市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、各種子育て支援サービスの情報を発信する。</p> <p>必要に応じて母子保健事業に参加し、子育て情報を提供する。</p> <p>インターネットによる野田市子育て支援情報局「かるがもネット」をより利用しやすくするために、リニューアルに向け、内容を検討する。</p>	6,310	児童家庭課 保健センター
116	72	男性の地域活動への参画促進	○男性の意識と職場風土の改革(男性ロールモデルの提示や好事例の普及等)	<p>男性が地域活動に参画するきっかけとなるような学習機会や情報を提供し、地域、文化及びスポーツ活動等への参画を促進します。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性や具体的施策を明示した男女共同参画推進だより「フレッシュ」を発行し、全世帯に配布することで、広範囲な情報提供に努めている。</p> <p>市報29年3月15日号と合わせて配布。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けて、全世帯に配布する男女共同参画推進だより「フレッシュ」などを活用し、男性が地域活動に参画するきっかけとなるような学習機会等の情報提供を行う必要がある。</p>	210	<p>男女共同参画推進だより「フレッシュ」を毎年発行し、全世帯に配布することで、広範囲な情報提供に努める。市報30年3月15日号と合わせて配布。</p>	243	人権・男女共同参画 推進課
117	72	地区社会福祉協議会の活動の促進		<p>社会福祉協議会を中核とした地区社会福祉協議会において、地域福祉の課題やニーズを受け止め、地域性に応じた各種サロンの開催や訪問を実施するなど活動の促進を図ります。</p>	<p>各地区社会福祉協議会がそれぞれの特色を活かし、ふれあいいきいきサロンなどの活動をしている。</p>	<p>ふれあいいきいきサロン活動を中心に地域性に応じた活動を実施している。</p>	0	<p>各地区社会福祉協議会が特色を活かし、ふれあいいきいきサロンなどの活動を実施。</p>	0	社会福祉協議会
118	72	ボランティア活動に参加しやすい環境の整備		<p>市民誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会を核として各種養成講座を開催するとともに、情報提供や活動のアドバイスのできるリーダーの養成、ボランティア活動の連絡調整や活動の企画等を行う適切なコーディネーターの養成を図ります。</p> <p>あわせて、生涯学習ボランティアの養成を図ります。</p>	<p>○地区社協ボランティアスタッフ懇談会(全2回) (テーマ) 足繁く通いたくなるサロン運営のために～サロン等で取り入れられる交流の場・レクリエーションの紹介～ ・第1回 「多世代間の交流・クラフトについて学ぼう！」 実施日：12月14日 参加者：23名 ・第2回 「室内で出来るレクリエーションについて学ぼう・相談しよう！」 実施日：12月19日 参加者：26名</p> <p>○学校支援ボランティア養成講座 実施月：9月～10月(4回) 実施場所：関宿公民館・関宿小学校 参加者：35人</p>	<p>各地区社会福祉協議会におけるボランティアの養成や地区社会福祉協議会活動・サロン運営等で企画立案の際に活用できる資源情報提供及びレクリエーションの企画を考える際の一助になった。</p> <p>関宿中学校区における学校支援活動を担う人材養成を目的として、関宿小学校の学校図書室の環境整備を主とする「学校支援ボランティア養成講座」を開設し、地域で学校支援を行うことの意義、ボランティアの楽しみ方について理解を深めた。</p> <p>今後の活動を進めて行く上で、学校、学校支援地域本部(地域教育コーディネーター)、公民館の密な連携体制を構築していくことが課題となる。</p>	33	<p>○地区社協ボランティアスタッフ懇談会(全2回) (テーマ) 繋げていこう絆の和～地域で活躍の場を広げているボランティア活動講師の紹介～ (内容) ボランティアとは何か。ボランティアコーディネーターとはどんなことをしているのか等を学び、地域活動や地域におけるネットワーキングの構築、ボランティア活動の経験を活かし、住民と住民の結びつきを強める働きの一助を目的とする。</p>	50	社会福祉協議会
							53	<p>○学校支援ボランティア養成講座 実施月：9月～10月(4回) 実施場所：二川公民館・二川小学校 ○保育ボランティア養成講座 実施月：10月～11月(4回) 実施場所：中央公民館</p>	125	社会教育課



第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
119	73	行政職員の地域活動への参加		地域活動をより活性化し、地域と行政の協働によるまちづくりの推進を図るため、市職員の地域活動への参加を推進します。	市職員が一市民として地域活動に積極的に参加することで、行政全般の情報が適宜提供されたり、事業活動に対する事務的なノウハウが提供されることで、地域課題のスムーズな解決に役立っていると思われるが、具体的な啓発活動は行っていない。	地域と行政の協働によるまちづくりの推進を図るため、具体的な市職員の参加方法について検討をする必要がある。	0	市職員が一市民として地域活動に積極的に参加することで、行政全般の情報が適宜提供されたり、事業活動に対する事務的なノウハウが提供されることで、地域課題のスムーズな解決に役立っている。	0	生活支援課 人事課
120	73	託児サービスの拡充		育児期における女性の社会参加を支援するため、各種講演会等の行事の際の託児サービスの拡充を図ります。	子育てを行っている保護者対象の子育て支援講演会及び就業支援パソコン講習会実施の際等に「野田市母子寡婦福祉会」に委託している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を活用し託児サービスを実施した。 【日常生活支援事業実績】 ・心のケア講演会 1人 1日 3時間 ・就業支援パソコン講習会 5人 延べ56日 308時間 ・養育費等個別法律相談 1人 1日 1時間	1	子育てを行っている保護者対象の子育て支援講演会及び就業支援パソコン講習会実施の際等に引き続き託児サービスを実施する。 事業の周知について、母子寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携するとともに、引き続き、母子・父子自立支援員の離婚直後の面談時や就業等の相談時に制度の説明とあわせ事業の一層の周知に努める。 (6月末実績) ・就業支援パソコン講習会 4人 延べ11日 66時間	824	1,258	児童家庭課 各課
					一般市民を対象とした男女共同参画に関する講演会において、託児サービスの周知を実施した。	「ワーク・ライフ・バランス」をテーマとした講演会で、託児サービスの周知を実施したが、利用者がいなかった。	0	一般市民を対象とした講演会を開催する場合は、参加者の要望に応じて託児サービスを実施する。	6	人権・男女共同参画 推進課 各課
121	73	地域活動施設の整備		地域自治会活動の拠点として、自治会集会施設の整備に対し、計画的に支援を実施します。	・白鷺梅郷住宅自治会 10,140,000円 ・台町上町自治会 990,000円	白鷺梅郷住宅自治会の集会施設の改修及び台町上町自治会の集会施設の修繕について支援を行った。	11,130	地域自治会活動の拠点として、自治会集会施設の整備に対し支援を行う。 ・宿自治会の集会施設改修が対象	12,000	市民生活課
122	74	職業能力開発に係る講座の充実等	○再就職支援 ○女性の参画が少ない分野での就業支援	女性の職業能力の開発を支援するため、受講ニーズに合わせた講座内容を検討し、内容の充実を図ります。 また、県共生センターで開催される女性の職業能力開発講座等の情報を広く市民に提供します。	○ひとり親家庭就業支援パソコン講座の実施 実施日：5月～2月 実施場所：野田地域職業訓練センター 参加人数：16人	ひとり親家庭就業支援パソコン講座については、パンフレットやチラシ等により周知を図り、活用の促進に努めた。	1,803	○ひとり親家庭就業支援パソコン講座 実施日：5月～2月 実施場所：野田地域職業訓練センター 参加人数：未定	1,623	商工観光課 人権・男女共同参画 推進課
123	74	女性の再就職支援セミナーの開催	○再就職支援	再就職を希望する女性を対象として、21世紀職業財団と連携を図り、地域職業訓練センターを活用して再就職セミナーを開催し、女性の就労を支援します。	○女性のための就職活動支援講座の実施 実施日：3月8日(水) 実施場所：野田地域職業訓練センター 参加人数：5人	女性のための就職活動支援講座について、パンフレットやチラシ等により周知を図り、活用の促進に努めた。	97	○女性のための就職活動支援講座 実施日：2月下旬 実施場所：野田地域職業訓練センター 参加人数：未定	511 (女性向け以外の若 年者、中 高年者を含む)	商工観光課
124	74	女性、中高年齢者の就業機会の拡大	○再就職支援	女性や中高年齢者の求職に対し、ハローワーク野田等と連携を図りながら、情報提供の充実、相談窓口の強化等により、就業機会の拡大を図ります。	○中高年齢層向け就職のためのスキルアップ講座の実施 実施日：3月9日(木) 実施場所：野田地域職業訓練センター 参加人数：5人	中高年齢層向け就職のためのスキルアップ講座について、パンフレットやチラシ等により周知を図り、活用の促進に努めた。	97	○中高年齢層向け就職のためのスキルアップ講座 実施日：3月上旬 実施場所：野田地域職業訓練センター 参加人数：未定	511 (中高年齢者以外の若 年者、女 性向けを含む)	商工観光課

## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
125	74	就業相談の充実及び就労支援の推進	○再就職支援 ○女性の職業生活における情報の収集・整理・提供	市独自の無料職業相談所を活用した情報提供を行うとともに、各企業に対し、求職者のあつせんを推進します。 また、就業相談員による求人情報の収集を図り、それぞれのニーズに合った就労を支援するとともに、「野田市パーソナルサポートセンター」において、就労等の総合的な支援を行います。	市独自の無料職業紹介所を活用し、情報の提供に努めた。 【利用実績】 来所者数 2,519人 新規求職者数 530人 相談者数 1,385人 紹介者数 244人 就職者数 114人	雇用促進として効果があると考えられるため、松戸公共職業安定所野田出張所と連携を取りながら、求人情報の充実を図るとともに事業主に対して求職者をあつせんした。	2,208	市独自の無料職業紹介所を活用し、情報の提供に努める。 〔6月末実績〕 利用状況 来所者数 716人 新規求職者数 128人 相談者数 378人 紹介者数 65人 就職者数 29人	2,218	商工観光課 生活支援課
126	75	女性のチャレンジ支援の推進	○起業・創業支援 ○女性の参画が少ない分野での就業支援 ○キャリア教育等の推進(理工系分野で活躍する女性の支援等)	各分野での人材育成を目指し、女性のチャレンジを総合的に支援するとともに、理工系分野等従来女性が少なかった分野への女性のチャレンジを重点的に支援するため、情報収集・提供を行います。	関係資料を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センターや商工観光課窓口で提供した。	女性のチャレンジ支援として、市民に対して起業・創業支援セミナー関連資料の周知、啓発を図った。	0	関係資料を野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センター、商工会議所や商工観光課窓口で提供する。	0	商工観光課 人権・男女共同参画 推進課
127	75	「ワーク・ライフ・バランス」についての広報、啓発の推進(基本目標IV 82 再掲)		あらゆる年代を対象として、育児休業・介護休業制度等の周知や女性のキャリアアップの推進及び地域社会の大切さ等に関する各種講演会や講座等を開催し、広報、啓発を推進します。	○ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 実施日：2月4日(土) 実施場所：市役所8階大会議室 参加人数：62人	「ワーク・ライフ・バランス」についての啓発を推進するため、事業主に対して講演会を開催した。	117	○ワーク・ライフ・バランスセミナーを30年2月に実施する予定。	95	商工観光課 人権・男女共同参画 推進課
128	77	性差医療に関する情報提供の推進		性差医療について、主体となる野田健康福祉センター及び関係機関との連携により、性差に応じた的確な医療が受けられるよう、実施医療機関の情報提供を図ります。	男性とは異なる身体的特性を持った女性の健康支援に寄与するため、電話相談等での問合せにおいて、性差に応じた的確な医療が受けられる女性専用外来等を紹介している。	性差医療の相談時に、適切な情報提供が行えた。	0	昨年度と同様に女性の健康支援に寄与するため、電話相談等での問合せにおいて、性差に応じた的確な医療が受けられる女性専用外来等を紹介する。	0	保健センター 人権・男女共同参画 推進課
129	77	健康教育の充実		生活習慣病や骨粗しょう症、メタボリックシンドローム等の予防について、知識の普及及び情報提供を推進するため、健康教育の充実を図ります。	各種講演会、骨太教室の実施により予防知識の普及や情報提供を行った。 ・集団健康教育：255回 参加延人数 10,123人 ・歯周疾患 開催数27回 169人 ・ロコモティブシンドローム 開催数6回 25人 ・病態別講演会等 開催数44回 7,374人 ・健康のための運動・生活習慣予防のための心得等 開催数 178回 2,555人	各種講演会、教室に多くの参加があり、生活習慣病やロコモティブシンドローム、骨粗鬆症及びメタボリックシンドローム等の予防についての知識の普及を図ることができた。今後も多くの方が参加できるようにPRを図る。	1,349	昨年度に引き続き、各種教室を開催する。	1,520	保健センター
130	77	健康づくり実践活動事業の推進		市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示会及び発表会等を行うとともに、市民が自らの健康づくりについて考える機会を提供するため、「健康づくりフェスティバル」を開催します。	健康づくりフェスティバルの開催 ・10月16日 野田保健センター 1,739人 ・10月30日 関宿保健センター 170人	健康づくりフェスティバルは、野田・関宿の2会場で、多くのコーナーに興味を持ってもらうよう工夫した。また、野田市保健センターは、産業祭と同時開催することで集客効果が得られたが、一方で関宿保健センターは参加者数が減少しているため、引き続き、多くの方が参加しやすい方法を検討していく。	768	幅広い年齢の方に楽しんで参加していただけるテーマ、及び魅力あるコーナーづくりに努め、充実した内容にする。 ・10月15日に実施予定 野田保健センター ・10月29日に実施予定 関宿保健センター	897	保健センター

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
131	78	母子健康教育の充実		親子が健やかな生活を送れるよう、保健師が妊娠届出、母子健康手帳交付時に面接による保健指導を行い、妊娠、出産及び育児を支える相談相手として、保健センターの利用を推奨します。 また、父親の育児参加に関する内容の周知を図ります。	・母子健康手帳交付数 954 ・マタニティーキーホルダー配布数 936	妊娠中の健康管理・妊婦訪問等継続して支援できる相談相手として保健センターの利用を進めていく必要がある。 ハイリスク妊婦は早期に関係機関と連携していく必要がある。	345	引き続き、子ども支援室及び保健センターは妊娠中から気軽に相談できる場であることを妊娠届出時及び各事業を通して周知する。 妊娠届出時にアセスメントを行い、支援プランを作成し必要な支援を行う。	371	保健センター
132	78	両親学級の充実		妊娠、出産及び育児に関する正しい知識を修得し、仲間づくりをすることにより育児不安の軽減と孤立を防ぎ、健全な子どもを産み育てることができるよう両親学級を開催します。 また、夫婦で子育てする意識を高めるため父親の両親学級への参加を啓発し、父親の育児参加を推進します。	・コースⅠ 21回 受講者 延270人 ・コースⅡ 9回 受講者 延203人 ・同窓会 7回 参加者 延64人 ・交流会 7回 参加者 延119人	グループワークを取り入れ、妊婦同士の思いや悩みを共有する場、情報交換や仲間作りの場として活用されている。 平日開催が殆どであり、仕事をしている妊婦は参加しづらい状況にあるため、土曜日開催を実施し好評だった。 夫への参加を期待するコースⅡでも参加しやすいよう、土曜日開催の回数を増やし、4回実施した。	115	両親学級を通して正しい知識を普及するとともに交流会や同窓会を行い、妊婦や配偶者の仲間作り、育児の情報交換、夫の育児参加を支援する。 仕事をしている妊婦や夫も参加しやすいようにコースⅠ・コースⅡとも土曜日・日曜日の開催日を設けた。 体験型の沐浴や体操などの実習を設けることで引き続き夫の参加を促す。	120	保健センター
133	78	育児学級の推進		親の心身の悩みや病気等により、ストレスや育児不安を抱える親が気軽に相談できる場を提供し、育児不安の解消、育児能力の向上及び児童虐待の未然防止を図ります。	2会場各月1回実施 ・参加者数(延) 295人	必要時親子に対して、臨床発達心理士による個別相談や保健師による継続支援につなげることができた。 安心して育児ができるように切れ目のない支援を行い、関係機関との連携強化が必要である。	489	安心して育児に臨めるように、不安やストレスを解消するとともに、育児学級終了時には地域で楽しく育児ができるように促す。 適切な時期に支援プランの見直しをするとともに、必要時に臨床発達心理士による個別相談を行う。	486	保健センター
134	78	思春期の健康教育の推進		豊かな母性、父性を育むため、家庭や学校、地域ぐるみで命の大切さについて考える機会を持つとともに、性に関する正しい知識、能力、技術を身に付けるよう健康教育を推進します。	中学校保健体育の授業(保健分野)により、1年生の「心身の発達と心の健康」の中と、3年生の「健康な生活と病気の予防」で学習した。	学習内容については、生徒及び学級の実態等をふまえ、男女別に行うなど適切に行う必要がある。	0	中学校保健体育の授業(保健分野)により、1年生の「心身の発達と心の健康」と、3年生の「健康な生活と病気の予防」で学習する。	0	指導課
					野田健康福祉センターと共同で開催し、市内の中学校を会場に思春期教育講演会を開催した。 ・中学校(9校) 1,127人	講演会後の児童・生徒へのアンケートより「命の大切さ」、「人への思いやり」等の感想が多く聞かれ好評だった。 若年の妊娠や性感染症の増加があり、今後も正しい知識の普及・啓発に努める必要がある。	173	学校や地域、野田健康福祉センターとの連携を図りながら、今後も思春期教育講演会の開催や啓発を行い正しい知識の普及に努める。 中学校を中心に実施し、講演会を実施したことのない学校への働きかけを行う。	224	保健センター

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
135	80	生涯学習・生涯スポーツ活動の推進		<p>生涯学習では、生涯学習相談窓口等の充実を図るとともに、各種講座や講習会等を開催し、学習機会の拡充と支援を図ります。</p> <p>誰もが生きがいを持ち地域への参加を通じて生涯に渡って学び合い、また、自身の培った知識や技術を地域に還元できるよう、その仕組みづくりに取り組めます。</p> <p>生涯スポーツ活動では、スポーツ教室、指導者講習会、スポーツ大会等を開催し、健康づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習相談 608件</li> <li>○いきいきライフセミナー 実施月：7月～12月(6回) 実施場所：中央公民館 参加者：427人</li> <li>○貯筋運動教室 実施月：10月～12月(12回) 実施場所：中央公民館 参加者：272人</li> <li>○スポーツ吹矢教室 実施月：7月(3回)・2月～3月(3回) 実施場所：中央公民館 参加者：54人</li> <li>○東部長寿教室 実施月：6月～11月(6回) 実施場所：東部公民館 参加者：176人</li> <li>○あなたが主役の健康づくり 実施月：6月～9月(3回) 実施場所：東部公民館 参加者：75人</li> <li>○梅郷ふれあい大学 実施月：5月～3月(6回) 実施場所：南部梅郷公民館 参加者：360人</li> <li>○初心者のためのスポーツ吹矢講座 実施月：11月～12月(3回) 実施場所：南部梅郷公民館 参加者：21人</li> <li>○北部長寿大学 実施月：4月～12月(8回) 実施場所：北部公民館 参加者：1,620人</li> <li>○川間新星大学院 実施月：5月～2月(10回) 実施場所：川間公民館 参加者：555人</li> <li>○福田長寿大学 実施月：6月～12月(6回) 実施場所：福田公民館 参加者：283人 (次頁に続く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習相談 多様化した市民の学習要求に対応するため、学習機会や団体・グループ等の生涯学習情報を提供し、生涯学習活動を支援することができた。今後も引き続き市民の学習要求に対応するため、生涯学習情報の確保、更新に努めていく必要がある。</li> <li>○各種講座・教室 講義や運動、移動学習を通して、高齢者相互の生きがいづくり、地域活動の機会を提供をすることができた。また、レクリエーションや軽スポーツ等により、話しやすい環境のなかで仲間づくりの場を創出することができた。三世代交流の会等により、子どもたちに高齢者の知恵や知識を受け継ぐ機会を増やしていきたいと考えている。 今後、より多くの高齢者の参加促進のため、魅力ある講座内容の充実を図り、バリエーション拡大や現代的課題への取り組み等が課題である。</li> </ul>	1,082	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習相談 145件(29年6月末時点)</li> <li>○いきいきライフセミナー 実施月：7月～12月(6回) 実施場所：中央公民館</li> <li>○東部長寿教室 実施月：6月～11月(7回) 実施場所：東部公民館</li> <li>○梅郷ふれあい大学 実施月：5月～3月(6回) 実施場所：南部梅郷公民館</li> <li>○初心者のためのスポーツ吹矢講座 実施月：6月～7月 実施場所：南部梅郷公民館</li> <li>○北部長寿大学 実施月：4月～12月(8回) 実施場所：北部公民館</li> <li>○川間新星大学院 実施月：5月～2月(9回) 実施場所：川間公民館</li> <li>○福田長寿大学 実施月：5月～11月(6回) 実施場所：福田公民館</li> <li>○長寿教室 実施月：6月～12月(6回) 実施場所：関宿中央公民館</li> <li>○せきやど長寿大学 実施月：6月～1月(8回) 実施場所：関宿公民館</li> <li>○Newsスポーツ教室 実施月：6月～7月(8回) 実施場所：関宿公民館</li> <li>○二川はつらつ長寿大学 実施月：6月～2月(9回) 実施場所：二川公民館</li> <li>○グラウンド・ゴルフフェスタ 実施月：5月・10月(2回) 実施場所：木間ヶ瀬公民館(関宿総合公園)</li> </ul>	952	社会教育課 公民館 高齢者支援課

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
135	80	生涯学習・生涯スポーツ活動の推進		<p>生涯学習では、生涯学習相談窓口等の充実を図るとともに、各種講座や講習会等を開催し、学習機会の拡充と支援を図ります。</p> <p>誰もが生きがいを持ち地域への参加を通じて生涯に渡って学び合い、また、自身の培った知識や技術を地域に還元できるよう、その仕組みづくりに取り組めます。</p> <p>生涯スポーツ活動では、スポーツ教室、指導者講習会、スポーツ大会等を開催し、健康づくりを推進します。</p>	<p>(前頁から続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○シニアから始める楽しいテニス講座(前期) 実施月:6月~8月(5回) 実施場所:福田体育施設 参加者:88人</li> <li>○シニアから始める楽しいテニス講座(後期) 実施月:10月~11月(5回) 実施場所:福田体育施設 参加者:95人</li> <li>○長寿教室 実施月:6月~12月(6回) 実施場所:関宿中央公民館 参加者:194人</li> <li>○せきやど長寿大学 実施月:6月~1月(7回) 実施場所:関宿公民館 参加者:206人</li> <li>○Newスポーツ教室 実施月:6月~7月(8回) 実施場所:関宿公民館 参加者:66人</li> <li>○二川はつらつ長寿大学 実施月:6月~2月(9回) 実施場所:二川公民館 参加者:340人</li> <li>○グラウンド・ゴルフフェスタ 実施月:5月・10月(2回) 実施場所:木間ヶ瀬公民館(関宿総合公園) 参加者:202人</li> </ul>					社会教育課 公民館 高齢者支援課
				<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ教室(自主事業含む) ・総合公園体育館 6教室 延参加者数=850人</li> <li>・関宿総合公園体育館 48教室 延参加者数=12,624人</li> <li>・春風館道場 2教室 延参加者数=358人</li> <li>○生涯スポーツ推進事業(バレーボール) 実施日:11月6日(日) 実施場所:総合公園体育館 参加者数:300人</li> <li>○少林寺拳法指導者講習会 実施日:9月18日(日) 実施場所:総合公園体育館格技室及び集会室 参加者数:12人</li> <li>○グラウンド・ゴルフ大会 実施日:9月17日(土) 実施場所:関宿総合公園グラウンド・ゴルフ場 参加者数:184人</li> <li>○市民駅伝競走大会 実施日:11月20日(日) 実施場所:総合公園陸上競技場及び総合公園周回コース 参加者数:820人</li> <li>○関宿城マラソン大会 実施日:1月29日(日) 実施場所:関宿城博物館周辺河川敷特設コース 参加者数:721人</li> </ul>	<p>各種スポーツ教室やスポーツ大会等を開催し、幅広い市民の皆様に参加していただきました。</p> <p>今後も市民の誰もが参加できるスポーツ教室、スポーツ大会等を企画し、開催していく必要があります。</p>	1,797	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ教室(自主事業含む) ・総合公園体育館 6教室</li> <li>・関宿総合公園体育館 50教室</li> <li>・春風館道場 2教室</li> <li>○生涯スポーツ推進事業(陸上) 実施場所:総合公園陸上競技場 実施予定日:11月5日(日)</li> <li>○スポーツ指導者講習会 種目:未定 実施場所:未定 実施予定日:未定</li> <li>○グラウンド・ゴルフ大会 実施場所:関宿総合公園グラウンド・ゴルフ場 実施予定日:9月16日(土)</li> <li>○市民駅伝競走大会 実施場所:総合公園陸上競技場及び総合公園周回コース 実施予定日:11月19日(日)</li> <li>○関宿城マラソン大会 実施場所:関宿城博物館周辺河川敷特設コース 実施予定日:1月28日(日)</li> </ul>	1,919	社会体育課	

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署																							
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)																								
136	80	世代間・地域間交流の促進		小・中学校で生活科や総合的な学習の時間等を利用して世代間交流事業を実施し、昔の遊びを学ぶとともに、施設を訪問し、介護やボランティア活動等を中心に交流を図ります。また、保育所で地域の高齢者との触れ合い事業を実施し、交流を図ります。	<p>昼休みの時間帯を利用し、児童とのゲームや歌等、世代間交流事業を実施した。</p> <p>○老人デイサービスセンターでの交流事業 実施場所：岩木小学校老人デイサービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆1年生との交流会 4回 実施日：6月20, 21, 22, 23日 参加人数：利用者数 68名</li> <li>◆3年生との交流会 4回 実施日：7月8, 11, 12, 14日 参加人数：利用者数75人</li> <li>◆4年生との交流会 4回 実施日：9月12, 13, 15, 16日 参加人数：利用者数 75人</li> <li>◆6年生との交流会 3回 実施日：10月3, 4, 6日 参加人数：利用者数55人</li> <li>◆2年生との交流会 5回 実施日：11月14, 15, 17, 18, 21日 参加人数：利用者数 86人</li> <li>◆5年生との交流会 4回 実施日：12月15, 16, 19, 20日 参加人数：利用者数 76人</li> </ul>	<p>昼休みの時間等を利用して、児童とのゲームや歌等を実施し、世代間交流が活発に行われた。</p>	0	<p>昼休みの時間帯を利用し、世代間交流事業を実施する予定となっている。</p> <p>○老人デイサービスセンターでの交流事業 実施場所：岩木小学校老人デイサービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆1年生との交流会 4回 実施日 6月16, 19, 21, 22日</li> <li>◆3年生との交流会 5回 実施日：7月3, 4, 6, 7, 10日</li> <li>◆4年生との交流会 4回 実施日：9月11, 12, 14, 15日</li> <li>◆2年生との交流会 4回 実施日：10月16, 17, 19, 20日</li> <li>◆5年生との交流会 4回 実施日：11月2, 6, 7, 10日</li> <li>◆6年生との交流会 4回 実施日：12月4, 5, 7, 8日</li> </ul>	0	高齢者支援課																							
					<p>各学校の計画により、地域人材を活用した交流事業を実施した。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稲作り、郷土芸能、福祉学習、縄ないなど</li> <li>・生活科では、野菜作り、昔遊び、凧づくりに取り組んだ</li> <li>・北部中学校区では、子・親・祖父母の「3世代交流会」を実施した。</li> <li>・東部中学校区では、小中合同で稲作体験を行うとともに、地域の方との交流を実施した。</li> </ul>	<p>学校・家庭・地域が連携して進めていくよう、より一層の働きかけが必要であり、指導していただく地域人材、ボランティアの発掘が必要である。これについて、学校支援地域本部に積極的に動いてもらった。</p>	0	<p>小中学校で生活科や総合的な学習の時間帯を利用して世代間交流事業を実施し、昔の遊びを学ぶとともに、施設を訪問し、介護やボランティア活動等を中心に交流を図る。また、学校支援地域本部と協同して地域の高齢者との触れ合い事業の推進と、交流を図る。中学校では、職場体験において全中学校で社会福祉施設で体験を実施予定である。</p>	0	指導課																							
					<p>公立保育所（10施設）では、年2～11回実施しており（清水保育所は8月を除いて毎月実施）、延べ42回実施した。</p> <p>内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>伝承遊び</td> <td>4回</td> <td>花植え</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>夏祭り</td> <td>2回</td> <td>散歩</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>運動会</td> <td>3回</td> <td>世代間交流</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>芋苗植え</td> <td>5回</td> <td>その他</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>芋掘り</td> <td>5回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クリスマス会</td> <td>1回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設交流</td> <td>2回</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	伝承遊び	4回	花植え	4回	夏祭り	2回	散歩	1回	運動会	3回	世代間交流	3回	芋苗植え	5回	その他	12回	芋掘り	5回			クリスマス会	1回			施設交流	2回		
伝承遊び	4回	花植え	4回																														
夏祭り	2回	散歩	1回																														
運動会	3回	世代間交流	3回																														
芋苗植え	5回	その他	12回																														
芋掘り	5回																																
クリスマス会	1回																																
施設交流	2回																																

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	事業内容	予算額(千円)		
137	80	地域包括支援センターの充実		要介護等認定者及び認知症高齢者、高齢者虐待等の高齢者に係る課題に対し、関係機関と連携しつつ、地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の十分な活用を図り、高齢者の自立を支援します。	<p>総合相談事業や地域ケア会議等を実施し、高齢者に係る課題の解消や自立の促進を図っている。</p> <p>○総合相談 ・総合相談件数 7,247件 うち虐待等権利擁護に関する件数 764件 うち成年後見制度に関する件数 129件</p> <p>○地域ケア会議 ・地域ケア個別会議(3回) ①実施日:2月8日 実施場所:保健センター 参加人数:13人 ②実施日:1月19日 実施場所:松葉園 参加人数:14人 ③実施日:11月11日 実施場所:関宿ナーシングビレッジ 参加人数:19人 ・地域ケア地区別会議(5回) ①実施日:7月28日 実施場所:市役所 参加人数:25人 ②実施日:7月29日 実施場所:椿寿の里 参加人数:15人 ③実施日:6月16日 実施場所:北コミュニティセンター 参加人数:26人 ④実施日:10月13日 実施場所:松葉園 参加人数:19人 ⑤実施日:6月14日 実施場所:関宿ナーシングビレッジ 参加人数:22人 ・地域ケア包括会議(1回) ①実施日:2月16日 実施場所:保健センター 参加人数:17人 ・地域ケア推進会議(1回) ①実施日:5月25日 実施場所:市役所 参加人数:22人</p> <p>○高齢者虐待防止ネットワーク協議会 ・代表者会議(1回) ①実施日:8月31日 実施場所:市役所 参加人数:25人 ・研修(3回) ①実施日:11月17日 実施場所:市役所 参加人数:12人 ②実施日:1月19日 実施場所:市役所 参加人数:13人 ③実施日:1月24日 実施場所:保健センター 参加人数:15人</p>	<p>高齢者やその家族の相談に対して、適切な機関やサービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローしている。</p> <p>地域ケア会議にて、個別ケースの支援内容の検討から課題解決を図ったり、各関係機関との連携を図っている。さらに個別ケースの積み重ね等から把握された課題を整理し解決策の検討やネットワーク構築を図っている。</p> <p>虐待ケースの解決のため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議で関係機関の連携や協力体制の構築、高齢者虐待にかかる情報交換を行っている。また、職員のスキルアップのために、専門職による研修を行っている。</p> <p>今後もケースの問題解決のため、必要に応じ、実務者会議や千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業を活用する。</p>	<p>総合相談事業や地域包括ケア会議等を実施し、高齢者に係る課題の解消や自立の促進を図っている。</p> <p>地域ケア会議において、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともにそれを支える社会基盤の整備を図っていく。</p> <p>虐待の解決困難ケースの対応に関しても、高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議を通じて関係機関との連携や協力体制を構築、必要に応じて実務者会議、千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業を利用し、ケースの対応を行っていく。</p> <p>○総合相談 継続中</p> <p>○地域ケア会議 「29年度予定」 ・地域ケア個別会議 未定 ・地域ケア地区別会議 ①実施日:7月12日 実施場所:関宿ナーシングビレッジ ②実施日:7月14日 実施場所:七光台会館 ③実施日:6月23日 実施場所:椿寿の里 ④実施日:7月28日 実施場所:保健センター ・地域ケア包括会議 2月15日 ・地域ケア推進会議 6月5日 8月23日</p> <p>○高齢者虐待防止ネットワーク協議会 「29年度予定」 ・代表者会議(1回) ①実施日:8月16日 実施場所:市役所 ・実務者会議 未定</p>	452	1,053	介護保険課



## 第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度			29年度		所管部署
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容	予算額(千円)	
138	80	認知症サポーター育成事業の推進		特に重要性が増している、認知症高齢者に係る取組を重点的に推進するため、認知症を理解し認知症とその家族を見守る、認知症サポーターを育成し、市民の手で安心して暮らせるまちづくりを展開していけるよう支援します。	認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを養成するため、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役のキャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を開催した。 実施回数 38回 参加人数 1,991人	認知症サポーター養成講座を受講することで、認知症の理解が深まり、地域の中でも認知症の人や家族の応援者となる。今後も認知症を理解する人を増やすために、養成講座を実施することが必要である。	417	認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを養成するため、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役のキャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を開催する。	403	介護保険課
139	81	高齢者等の生活の安全の確保		高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるよう、悪徳商法の被害を未然に防ぐための講座や、野田市避難行動要支援者支援計画に基づく避難行動要支援者名簿の整備、地域ぐるみで犯罪を防止するための自治会や各団体等との連携の強化等を図ります。	高齢者等の悪徳商法などの被害を未然に防ぐための講座(消費生活出前講座)を実施した。 実施回数: 12回 参加人数: 418人	消費生活出前講座を12回開催し、高齢者等に被害を未然に防ぐための講座を行い好評を得た。あわせて、関係部局との調整も行き、出前講座の活用を推進する。	50	高齢者等の悪徳商法などの被害を未然に防ぐための消費生活出前講座について、関係部局との調整や案内を行い、出前講座の活用を推進する。 実施回数: 15回 参加人数: 400人	40	市民生活課
					避難行動要支援者台帳システムを導入し、要支援者名簿の作成及び個別計画の管理等を効率的に行った。 要支援者名簿については、一斉更新(7月)、定期的な更新(11月、3月)を行い、避難支援等関係者に配付した。 また、個別計画については、引き続き自主防災組織、自治会・町内会等に作成をお願いした。 ・平常時名簿登録者数6,678人	避難行動要支援者台帳システム導入により、名簿更新作業時間が大幅に短縮された。支援者2名の確保が難しいことから、個別計画の作成は、1,499件(29年4月1日現在)の提出となっている。	3,405	避難行動要支援者台帳システムを活用し、新規名簿登録対象者の抽出及び名簿登録への意向確認を郵送にて行うと共に名簿作成及び個別計画の管理等を効率的に行う。 要支援者名簿については、一斉更新(7月)、定期的な更新(11月、3月)を行っている。 また、個別計画については、引き続き自主防災組織、自治会・町内会等に作成をお願いする。	2,979	高齢者支援課 障がい者支援課
					・野田市防犯組合支部活動補助金 3,199,000円	野田市防犯組合が行う防犯活動を支援し、12月に年末一斉パトロールを実施した。 高齢者が多く集まる催し物や講座等に合わせ、振り込め詐欺被害防止の防犯キャンペーンを実施した。	3,199	防犯組合の活動を支援し、年末一斉パトロールや防犯キャンペーン等を実施し、地域ぐるみの防犯活動を推進する。	320	防災安全課
140	81	障がい者総合相談の充実(基本目標I 16再掲)		障がいのある人が、生きがいをもって自立した生活ができるよう支援するため、障がいのある人やその家族等に対し、日常生活上の相談を受けるとともに、就労に関する相談は、「障害者就業・生活支援センターはーとふる」にその機能を集約し、連携しながらきめ細かな支援を図ります。	障害者差別解消法及び障害者虐待防止法に基づく対応を含めたケース管理票に見直しを行ない、障がい者のある方からのあらゆる相談に対応するための障がい者総合相談を実施した。 ・相談件数 971件 ・障害者差別対応件数 2件 ・虐待対応件数 11件 ・成年後見市長申立件数 1件 ・主な支援内容 不安の解消・情緒安定に関する支援 福祉サービスの利用等に関する支援 家族関係・教育に関する支援 等	電話相談、来所相談、訪問、個別支援会議等により、障がいのある方に支援を実施した。 今後も多様化する相談内容に応じて、地域の社会資源(千葉県、地域活動支援センター、相談支援事業所、通所施設、病院等)と連携を密に支援業務に取り組んでいく。	3,521	引き続き障がいのある方からのあらゆる相談に対応するため障がい者総合相談を実施していく。 また、相談内容が多様化し専門性が求められるなかで適切に相談者へ対応できるよう、千葉県や地域活動支援センター、病院等の専門機関等と連携を図り事業を実施していく。	4,014	障がい者支援課
141	81	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の活用		地区社会福祉協議会が実施する事業の一環として、高齢者向けの「ふれあいいいききサロン事業」等を実施するとともに、障がい者の社会参加の促進を図ります。	各地区社会福祉協議会が特色を活かし、ふれあいいいききサロンなどの活動を実施	22の地区社協で研修会、お楽しみ会等の様々な地域活動に対する支援を行っている。また、地区社協ボランティアスタッフ懇談会を開催し各地区社会福祉協議会の連携を強化した。	0	「ふれあいと支えあい、福祉の心豊かなまちづくり」を基本理念に、地域福祉事業を推進する。 22の地区社協を中心に、ふれあいいいききサロンなどで地域活動を推進する。また他の地区社協との連携をさらに進める。	0	生活支援課 社会福祉協議会 介護保険課



第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
142	81	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援(高齢者世帯要件)(心身障がい者世帯要件)		<p>【高齢者世帯要件】 ○満60歳以上の単身世帯又は満60歳以上の方のみの世帯 【心身障がい者世帯要件】 ○身体障害者手帳1級から4級までの方がいる世帯 ○療育手帳重度又は中度の方のいる世帯 ○精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方のいる世帯それぞれの世帯に対し、民間賃貸住宅の情報提供、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、低額所得者等の場合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数 0件</li> <li>申請件数 0件</li> <li>入居保証 0件</li> <li>情報提供 0件</li> </ul>	<p>保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。契約時の条件として、親族などの緊急連絡先の確保が必要などの条件があり確保できない場合は契約が難しいなどの問題があります。</p>	0	<p>(6月末実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数 0件</li> <li>申請件数 0件</li> <li>入居保証 0件</li> <li>情報提供 0件</li> </ul>	11	<p>営繕課 高齢者支援課 障がい者支援課</p>
143	82	地域包括支援センターの充実(基本目標V 137再掲)		<p>要介護等認定者及び認知症高齢者、高齢者虐待等の高齢者に係る課題に対し、関係機関と連携しつつ、地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の十分な活用を図り、高齢者の自立を支援します。</p>	<p>総合相談事業や地域ケア会議等を実施し、高齢者に係る課題の解消や自立の促進を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>総合相談件数 7,247件</li> <li>うち虐待等権利擁護に関する件数 764件</li> <li>うち成年後見制度に関する件数 129件</li> </ul> </li> <li>○地域ケア会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア個別会議(3回) <ol style="list-style-type: none"> <li>①実施日:2月8日 実施場所:保健センター 参加人数:13人</li> <li>②実施日:1月19日 実施場所:松葉園 参加人数:14人</li> <li>③実施日:11月11日 実施場所:関宿ナーシングビレッジ 参加人数:19人</li> </ol> </li> <li>地域ケア地区別会議(5回) <ol style="list-style-type: none"> <li>①実施日:7月28日 実施場所:市役所 参加人数:25人</li> <li>②実施日:7月29日 実施場所:椿寿の里 参加人数:15人</li> <li>③実施日:6月16日 実施場所:北コミュニティセンター 参加人数:26人</li> <li>④実施日:10月13日 実施場所:松葉園 参加人数:19人</li> <li>⑤実施日:6月14日 実施場所:関宿ナーシングビレッジ 参加人数:22人</li> </ol> </li> <li>地域ケア包括会議(1回) <ol style="list-style-type: none"> <li>①実施日:2月16日 実施場所:保健センター 参加人数:17人</li> </ol> </li> </ul> <p>(次頁に続く)</p> </li></ul>	<p>高齢者やその家族の相談に対して、適切な機関やサービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローしている。</p> <p>地域ケア会議にて、個別ケースの支援内容の検討から課題解決を図ったり、各関係機関との連携を図っている。さらに個別ケースの積み重ね等から把握された課題を整理し解決策の検討やネットワーク構築を図っている。</p> <p>虐待ケースの解決のため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議で関係機関の連携や協力体制の構築、高齢者虐待にかかる情報交換を行っている。また、職員のスルアップのために、専門職による研修を行っている。</p> <p>今後もケースの問題解決のため、必要に応じ、実務者会議や千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業を活用する。</p>	452	<p>総合相談事業や地域包括ケア会議等を実施し、高齢者に係る課題の解消や自立の促進を図っている。</p> <p>地域ケア会議において、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともにそれを支える社会基盤の整備を図っていく。</p> <p>虐待の解決困難ケースの対応に関しても、高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議を通じて関係機関との連携や協力体制を構築、必要に応じて実務者会議、千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業を利用し、ケースの対応を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合相談 継続中</li> <li>○地域ケア会議 「29年度予定」</li> <li>地域ケア個別会議 未定</li> <li>地域ケア地区別会議 <ol style="list-style-type: none"> <li>①実施日:7月12日 実施場所:関宿ナーシングビレッジ</li> <li>②実施日:7月14日 実施場所:七光台会館</li> <li>③実施日:6月23日 実施場所:椿寿の里</li> <li>④実施日:7月28日 実施場所:保健センター</li> </ol> </li> <li>地域ケア包括会議 2月15日</li> <li>地域ケア推進会議 6月5日 8月23日</li> <li>○高齢者虐待防止ネットワーク協議会 「29年度予定」</li> <li>代表者会議(1回) <ol style="list-style-type: none"> <li>①実施日:8月16日 実施場所:市役所</li> </ol> </li> <li>実務者会議 未定</li> </ul>	1,053	<p>介護保険課</p>

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
143	82	地域包括支援センターの充実(基本目標V 137 再掲)		要介護等認定者及び認知症高齢者、高齢者虐待等の高齢者に係る課題に対し、関係機関と連携しつつ、地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の十分な活用を図り、高齢者の自立を支援します。	(前頁から続き) ・地域ケア推進会議(1回) ①実施日:5月25日 実施場所:市役所 参加人数:17人 ○高齢者虐待防止ネットワーク協議会 ・代表者会議(1回) ①実施日:8月31日 実施場所:市役所 参加人数:25人 ・研修(3回) ①実施日:11月17日 実施場所:市役所 参加人数:12人 ②実施日:1月19日 実施場所:市役所 参加人数:13人 ③実施日:1月24日 実施場所:保健センター 参加人数:15人				介護保険課	
144	83	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備推進		定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を推進し、介護看護サービスの充実を図ります。	東部地区において既存施設を活用し、1施設(利用定員25人)を整備し、サービスの円滑な運営を支援するため、事業者が利用者確保するまでの事業開始初期(1年間)の運営に要する経費の一部を助成した。	施設整備は予定通り実施できたが、定員までの利用者の確保に至っていない。	814	新たな施設の整備の予定はないが、サービスの円滑な運営を支援するため、事業者が利用者確保するまでの事業開始初期(1年間)の運営に要する経費の一部を助成する。	2,520	高齢者支援課
145	83	はつらつ教室の充実		二次予防事業対象者に要介護状態になることを予防することはもとより、二次予防事業対象者から一般高齢者へ移行することを目的として、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上の各教室を開催します。	総合事業の開始に伴い、基本チェックリストを利用して対象者を把握していた二次介護予防事業から、一般介護予防事業に移行して、65歳以上で要介護、要支援1認定を受けていない人を対象に要支援・介護状態になることを予防するため、介護予防教室を実施した。 ○はつらつ教室(運動・栄養・口腔) 8教室 参加者115人 ○元気アップ教室(運動) 4教室 参加者54人 ○いきいき元気教室(運動・認知) 4教室 参加者49人	教室参加者の運動機能や口腔機能の向上等で成果は得られた。教室前後での効果は認められるが、教室参加者が218人で4万4千人を超える高齢者人口に比較すると少なく、より多くの住民が主体的に参加できる事業・教室の展開を検討する必要がある。	17,868	◎29年度からの新たな具体的施策「(仮称)介護予防大学の運営」 一般介護予防事業の刷新に伴い、はつらつ教室及び健康づくり教室を廃止し、新たな一般介護予防事業として、(仮称)介護予防大学を開始する。 (仮称)介護予防大学は、スーパーなどに出向いて行う出前ミニ講座、保健センターで「(仮称)介護予防大学」の全講座を網羅する本講座、本講座の中から市民の要望に応じて身近な場所に出前する出前講座を行う予定。		介護保険課
146	83	健康づくり教室の充実		65歳以上の方を対象に、健康長寿を目標として運動器の機能向上、栄養改善ワンポイント指導、口腔機能ワンポイント指導の各教室を開催します。	65歳以上の一般高齢者を対象とした健康づくり教室を開催した。年2回開催。 ・前期:12回開催 参加者数20人 ・後期:12回開催 参加者数5人	はつらつ教室を一般介護予防事業として取組んだため、健康づくり教室と事業対象者が同じとなったため、参加者数が減っており、より多くの住民が、主体的に参加できる事業を検討する必要がある。	1,687		16,669	介護保険課 保健センター
147	83	介護予防サポーター育成研修事業の推進		65歳以上の健康な人をはじめ、中高年の世代を対象に介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修を実施するなど、地域活動における組織の育成、支援を図ります。	介護予防サポーター育成のための教室を開催 ・21期:6回開催 参加者数9人 ・22期:6回開催 参加者数8人	市報やチラシ等で募集するが、参加者はここ数年一桁程度であり、より多くの住民が主体的に参加できる事業を検討する必要がある。	1,069	◎29年度からの新たな具体的施策「市民ボランティアの育成」 一般介護予防事業の刷新に伴い、市民ボランティアの育成・支援を図る。新たに市民が市民を育てる「シルバーリハビリ体操指導士」の養成、(仮称)介護予防大学の運営を補助する「(仮称)介護予防大学ボランティア」を新設する。	4,909	介護保険課 保健センター

第3次野田市男女共同参画計画(改訂)進捗状況調査表

番号	掲載ページ	具体的施策	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の施策	概要	28年度		29年度		所管部署	
					実績	評価及び課題	決算額(千円)	事業内容		予算額(千円)
148	83	居宅サービス、介護予防サービスの充実		市民の需要に十分対応できるよう、民間サービス事業者の参入促進や人材の確保、育成、サービス提供事業者への指導及び制度の周知徹底等を行い、居宅サービス、介護予防サービスの充実を図ります。	<p>市民の需要に十分対応できるよう、民間サービス事業者の参入促進や人材の確保、育成、サービス提供事業者への指導及び制度の周知徹底等を行い、介護サービス及び介護予防サービスの充実を図る。</p> <p>各協議会とも野田市の介護保険の資質の向上のためにそれぞれ計画的に活動している。介護保険制度の改正に伴い、制度の周知や介護(介護予防)サービスの充実を図る。また、28年度から市に移行された、地域密着型通所介護の周知や運営・サービスの充実を図るための活動を実施していく。</p> <p>○介護サービス事業者協議会 ・「第43回 国際福祉機器展視察」 実施日：10月13日 実施場所：東京ビッグサイト 参加者：20名 ・全体講演会 実施日：2月23日 実施場所：市役所8階大会議室 参加者：110名</p> <p>○介護支援専門員協議会 ・介護支援専門員協議会例会(研修会) 実施回数：6回 実施場所：市役所8階大会議室 参加者：延べ415名</p>	<p>市民の需要に十分対応できるよう、民間サービス事業者の参入促進や人材の確保、育成、サービス提供事業者への指導及び制度の周知徹底等を行い、介護サービス及び介護予防サービスの充実を図る。</p> <p>各協議会とも野田市の介護保険の資質の向上のためにそれぞれ計画的に活動している。介護保険制度の改正に伴い、制度の周知や介護(介護予防)サービスの充実を図る。また、28年度から市に移行された、地域密着型通所介護の周知や運営・サービスの充実を図るための活動を実施していく。</p>	30	<p>市民の需要に十分対応できるよう、民間サービス事業者の参入促進や人材の確保、育成、サービス提供事業者への指導及び制度の周知徹底等を行い、介護サービス及び介護予防サービスの充実を図る。</p> <p>○介護サービス事業者協議会 ・「第44回 国際福祉機器展視察」 実施日：9月28日 実施場所：東京ビッグサイト ・全体講演会 実施日：2月予定 実施場所：市役所8階大会議室</p> <p>○介護支援専門員協議会 ・介護支援専門員協議会例会(研修会) 実施回数：6回 実施場所：市役所8階大会議室</p>	30	介護保険課
149	83	家族介護者等助成事業の活用		介護保険制度導入後も依然として根強い家族介護への支援要望に対応するため、介護サービスを利用せずに重度の要介護者(要介護4、5の方)を介護している家族に対し、慰労金を支給します。	<p>介護サービス(年間7日までのショートステイを除く)を利用せずに重度の要介護者(要介護4、5の方)を介護している家族に対し、年間10万円の慰労金を支給するため、支給の可能性のある者に対して申請の勧奨を行い、3名に支給した。</p> <p>・勧奨対象者4名・支給者3名</p>	<p>介護保険制度の浸透により支給対象者は少ない状況にあるが、今後も在宅で要介護者を介護している家族を支援していく必要がある。</p>	300	<p>介護サービス(年間7日までのショートステイを除く)を利用せずに重度の要介護者(要介護4、5の方)を介護している家族に対し、年間10万円の慰労金を支給する。</p>	400	高齢者支援課
150	84	外国人のための生活情報の提供		日本語と英語の2か国語で発行している外国人生活支援ガイドブックの多言語化を図ります。	<p>市内に在住する外国人の生活のサポートのため、23年度に作製した日本語・英語併記のガイドブックを配布した(28年度151冊の配布)。</p>	<p>市内に在住する外国人の生活をサポートするため、情報提供の重要性、提供する情報の多言語化への要望、本市の厳しい財政運営上の問題を勘案し、ガイドブックの発行に替え、市のホームページにおいて実施している翻訳サービスを活用した多言語での生活に必要な情報の提供を図る必要がある。</p> <p>なお、29年度当初において、23年度に作成したガイドブックの在庫を全て配布したことから、翻訳サービスの適用が可能なホームページの運営及び更なる対応を図っていく必要がある。</p>	0	<p>市内に在住する外国人の生活をサポートするため、市のホームページにおいて生活に必要な情報を掲載している。</p>	0	企画調整課
151	84	野田市国際交流協会の活動支援		野田市国際交流協会による外国人との交流事業等を通じて、草の根レベルの市民主体の異文化交流、相互理解が図られていることから、外国人との交流を促進するため、野田市国際交流協会等の活動を支援します。	<p>・8月19日付け補助金交付決定 交付金額：350,000円</p>	<p>補助金の使途は公益に適合しており、国際化意識の啓発を図るため、今後も補助を行う必要がある。</p>	350	<p>協会の主な活動である外国人のための日本語教室の開催や日本人のための外国語講座、外国人と日本人の交流イベント、小学校の国際理解教育支援などを通じて、国際化意識の啓発を図るための補助金を交付する。</p>	350	企画調整課

野田市特定事業主行動計画（平成28年度から平成31年度）

# 野田市職員の子育て及び女性活躍 に関する行動計画

～みんなが活躍できる職場づくりをめざして～

野 田 市

## 計画の背景及び趣旨

平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」は、当初10年間の時限立法でしたが、この間に合計特殊出生率に改善がみられたものの、依然として少子化の流れは変わらず、今後も社会全体として子育てを支援する環境の充実が求められていることから、法律の一部が改正され、平成37年3月末までその期限が延長されました。

こうした中、我が国の急速な少子高齢化や国民ニーズの多様化など、社会経済情勢の変化に対応していくため、女性が自らの意思により職業生活を営み、又は営もうとし、その個性と能力を十分に発揮して職業生活で活躍することが一層重要となっており、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、事業主行動計画の策定について平成28年4月から施行されます。

「次世代育成支援対策推進法」と「女性活躍推進法」では、このような考え方から、国や地方公共団体等を「特定事業主」と定め、自らの職員の子どもたちの健やかな育成や女性職員の活躍を推進する計画（特定事業主行動計画）を策定するよう求めており、平成17年度には「次世代育成支援対策推進法」に基づく野田市特定事業者行動計画を策定し、今年度、時限立法の延長に伴い、新たに第3期計画を策定したところですが、「女性活躍推進法」の基本方針に基づく行動計画を策定し、取組を進めていくためには、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、子育てを支援していくことが重要であり、子育てと女性職員の活躍を一体として推進することが効果的であることから、「野田市職員の子育て及び女性活躍に関する行動計画」として改訂しました。

この行動計画が提唱するように、女性職員が活躍できる職場環境を整え、仕事と子育てのワーク・ライフ・バランスが図れれば、職場における女性の活躍が支えられるとともに、これまで女性が中心であった子育てに男性が積極的に携わっていくことにも繋がっていくものと考えます。

子育てが終わった職員も、これから父親、母親となる職員も、一人一人が自分自身のことと受け止め、笑顔で働ける職場を作ることが大切であるとともに、それが行政サービスの向上にも資するものであるという信念を持って、この行動計画の推進に御協力いただきますようお願いいたします。

平成28年3月

野 田 市 長  
野 田 市 消 防 長  
野田市水道事業管理者  
野田市教育委員会  
野田市選挙管理委員会  
野田市代表監査委員  
野田市農業委員会  
野 田 市 議 会 議 長

# I 行動計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

野田市では、平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、職員の仕事と家庭の両立に関し特定事業主行動計画を策定し、職員の子育ての支援を進めてきましたが、平成27年8月に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）では、女性が十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、特定事業主行動計画を策定することとされたことから、野田市男女共同参画計画の理念に基づき推進している「次世代育成支援対策推進法」に基づく特定事業主行動計画と合わせた「野田市職員の子育て及び女性活躍に関する行動計画（以下「子育て女性活躍行動計画」という。）として策定しました。

## 2 計画の期間

子育て女性活躍行動計画は、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、子育てを支援していくことが重要であり、「野田市職員の子育てに関する行動計画（以下「子育て行動計画」という。）の計画期間が平成27年4月1日から平成32年3月31日までであることから、女性活躍推進法に基づく行動計画の計画期間の終期も統一し、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間の計画期間とします。

なお、子育て女性活躍計画に掲げている数値目標については、平成31年度までの達成目標とし、当該計画期間中の社会経済情勢や進捗状況を踏まえた上で、次期行動計画では必要に応じて目標を見直すこととします。

## 3 計画の推進体制

子育て女性活躍計画の策定・推進に当たっては、「野田市特定事業主行動計画策定・推進会議」を設置しています。

当会議は、当該計画を円滑に推進するため、目標の達成状況の点検や必要な見直し等を行い、実効性を確保するように努めます。

また、当会議において、子育て中の職員を含めた多くの職員から、女性が安心して職務に精励し、活躍できる環境整備についての建設的な意見を取り入れる仕組みを構築するとともに、年度ごとに目標の達成状況を把握し、年1回、計画に基づく措置の実施状況をホームページ等で公表します。

## 4 計画の実施に当たって

当該計画は、市長事務局、各行政委員会、消防本部、水道部、監査委員事務局及び議会事務局の全ての職員を対象としています。子育てを行う職員や女性だけの問題として捉えるのではなく、全ての職員の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要であることから、職員一人一人がこの計画の趣旨をよく理解して、率先して取り組んでください。

臨時職員等についても、本行動計画中で関連する部分は、一緒に取り組んでいきましょう。

なお、文中の「管理的地位（課長相当職員以上）にある職員」は部下を管理指導する立場にある職員を、「職員」は管理的地位にある職員以外の職員を示しています。



## Ⅱ 基本目標・具体的内容

### 基本目標 1 育児休業等を取得しやすい環境の整備に努めます

#### 《課題》

育児休業及び部分休業などの諸制度は、育児を行う職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉の増進を図ることを目的としています。

しかし、本市の育児休業については、女性職員は毎年度対象者全員が取得している一方、男性職員は、過去に取得者が数名にとどまっている状況です。

そのため、男性職員の育児休業取得向上を最重点課題とし、父親の積極的な育児参加の奨励や育児休業等を取得しやすい環境の整備を図る必要があります。



#### 【今後の取組】

(1) 諸制度の周知と意識啓発	
取組内容	<p><b>①制度の周知</b> 庁内グループウェアを利用し、母性保護、育児休業や休暇の取得、時間外勤務の制限や共済組合による出産費用の給付等の経済的な支援措置など、仕事と家庭の両立を支援する制度についての情報を提供し、諸制度の周知を図ります。 管理的地位にある職員及びその他職員はこれらの制度をよく理解し、職場において、妊娠している職員や子育て中の職員がこうした制度を利用しやすい環境を全員で作らしましょう。</p> <p><b>②相談窓口の設置</b> 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口を設置しています。 子育て中の職員やこれから父親、母親となる職員の相談や質問に対応することで、職員の不安感等を解消し、併せて制度の周知を図ります。</p> <p><b>③男女共同参画の視点に立った意識啓発</b> 情報提供、窓口相談などを通じて、例えば、「子どもの病気よりも仕事を優先すべき」というような職場優先の雰囲気や、「子どもの面倒を見るのは全て母親の仕事だ」というような固定的な性別役割分担意識等を解消するための意識啓発を進めていきます。 この計画を実りあるものとするためには旧来の意識を見直すと同時に、具体的に行動することが必要です。職員一人一人が、研修などの機会に子育てについて改めて考えてみてください。</p>
実施時期	平成17年度から実施中

(2) 妊娠中及び出産後における配慮	
取組内容	<p><b>①仕事の分担の見直し</b>            職員が妊娠を申し出た場合、管理的地位にある職員は職場内の仕事の分担の見直しを行い、その職員の負担とならないよう母性保護に努めるとともに、特定の職員に負担が集まることのないよう配慮します。            また、妊娠中の職員に対しては、時間外勤務を原則として命じないこととします。            周りの職員も、自ら仕事の見直しを行い、妊娠中や出産後の職員への配慮を心掛けましょう。</p> <p><b>②産前産後休暇取得時の代替職員の確保</b>            職員が産前産後休暇を取得する際には、安心して休暇を取得できるよう、これまで代替職員の確保が困難と考えられがちであった職種も含め、臨時職員の採用により代替職員の確保に努めます。</p>
実施時期	平成17年度から実施中

(3) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進	
取組内容	<p><b>○特別休暇の取得促進</b>            父親が取得できる特別休暇には、配偶者の出産休暇・子育て休暇・育児休暇がありますが、管理的地位にある職員が制度を十分に理解し、父親となる職員に連続休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努めてください。            この休暇と年次有給休暇を合わせた連続休暇の取得促進を図ります。            父親となる職員は、連続休暇を積極的に取得しましょう。            周りの職員は、出生時の連続休暇の取得に全員で協力しましょう。</p>
実施時期	平成17年度から実施中
目標値	<p>◎平成31年度までに上記の取組を通じて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父親の特別休暇の取得率を90%（4.5日）以上にします。</li> <li>・父親の子育て支援休暇の取得率を70%（5.0日）以上にします。</li> <li>・父親の育児休業制度をさらに周知し、年間2名以上の育児休業取得者をめざします。</li> </ul>

(4) 育児休業等を取得しやすい環境づくり

取組内容

**①男性職員の育児休業等の取得促進**

男性職員の育児休業等の取得促進を図るため、父親となる職員に育児休業、部分休業の取得や遅出勤務の利用を促します。

また、育児休業等の取得を検討している男性職員のために、人事課に相談窓口を設置し、相談や質問に対応するなどの支援を行います。

管理的地位にある職員は、特に母親の産後8週間は父親が積極的に育児休業を取得することができる職場の環境づくりに努めてください。

周りの職員も、特定の職員に負担が集まることのないように職場内の仕事の分担の見直しなどに協力しましょう。

**②育児休業取得時の代替職員の確保**

育児休業の取得を望む職員が、周りの職員に気兼ねすることなく、安心して育児休業を取得できるよう、任期付職員等の採用により代替職員の確保に努めます。

**③円滑な職場復帰の支援**

育児休業中の職員に対し、メール等で最近の職場の状況を知らせるとともに、アンケートを実施し、職場復帰に関する不安解消に向けた相談を行うなど、適宜対応します。

管理的地位にある職員は、日ごろから仕事に関する情報の適切な共有化を推進するとともに、育児休業を取得した職員が担当していた仕事が円滑に処理されるよう、仕事の分担などを工夫してください。

周りの職員は、育児休業中の職員が職場に電話やメールをしやすいような職場の雰囲気づくりを心掛けましょう。

職務復帰を円滑に進めるためのフォローアップ研修を実施します。

管理的地位にある職員は、育児休業から復帰した職員に対する、復帰後のOJT研修を実施するように努めてください。

育児休業から復帰した職員は、仕事に慣れるのに時間がかかる上、育児にも対応しなければなりません。仕事と子育ての両立のための最も大切な時期ですから、仕事の分担などについてよく検討し、職場全体でサポートしましょう。

**④職務復帰後における給料の取扱い**

育児休業をした職員の職務復帰後の号給については、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を、引き続き勤務したものとみなして号給の調整を行っていましたが、子育て支援の一層の充実を図るため、平成22年度から、育児休業をした全期間を引き続き勤務したものとみなして調整しています。

育児休業を取得しやすい環境が整っていますので、職員は、育児休業を積極的に取得しましょう。

実施時期	平成17年度から実施中
目標値	<p>◎平成31年度までに上記の取組を通じて、育児休業等の取得率を男性30%以上・女性100%にします。</p> <p>(妻が出産する場合の特別休暇と、出産前後2週間計4週間の期間内に取得した育児休業的な休暇が、合計6日以上ある場合を含みます。)</p>

## 基本目標 2 時間外勤務の縮減に努めます

### 〈課題〉

時間外勤務の縮減は、子育て中の職員はもちろん、全ての職員の切実な願いです。

恒常的な時間外勤務は、職員の活力を低下させ、仕事の遂行に支障を来たすだけでなく、職員の健康や健全な家庭生活、社会生活に深刻な影響を及ぼします。

時間外勤務の縮減に対する各取組により、第2期行動計画の目標値であった一人当たりの時間外勤務時間数100時間/年は、平成22年度以降、全年度において達成できていないことから、今後も、更に時間外勤務縮減に向けた各取組を継続していくことが必要となっています。



### 【今後の取組】

時間外勤務を縮減するために	
取組内容	<p><b>①ノー残業デイの徹底</b> 毎週水曜日及び毎月給料日のノー残業デイには、人事担当課による巡回指導を継続するなど、ノー残業デイの徹底に努めます。また、試行的に実施している毎週金曜日のノー残業デイの導入等、制度の拡充を検討します。</p> <p><b>②事務の簡素合理化の推進</b> 社会状況の変化に対応して新規事業が生じる中で、時間外勤務を縮減するために、事務の簡素・合理化を推進します。</p> <p><b>③時間外勤務縮減のための意識啓発</b> 平成26年度に策定した「時間外勤務削減緊急対策プラン」では、削減対策員である部局長等を中心に全庁的な時間外勤務縮減に取り組んでいます。併せて管理的地位にある職員に対しては自己診断チェックリストを作成・配布し、時間外勤務縮減に対する認識の徹底を図る取組を継続して行います。 管理的地位にある職員は、自己診断チェックリストを、時間外勤務の縮減に向けた意識の向上に役立ててください。</p> <p><b>④職員の健康管理の充実</b> 健康学習講座の案内やセルフチェックシート、メンタルヘルス相談などの紹介を行うなど定期的に健康に関する情報を提供し、職員の健康増進を図ります。 管理的地位にある職員は、時間外勤務の多い職員については、健康管理に特に気を配るようにしてください。</p>
実施時期	平成17年度から実施中
目標値	◎以上のような取組を通じて、平成31年度までに一人当たりの時間外勤務時間数を、年間約100時間（月間約8時間）以内にします。 ※消防職員の時間外勤務は、勤務形態や職務内容を考慮し集計の対象外とします。

### 基本目標 3 年次有給休暇等の取得促進に努めます

#### 《課題》

職員の年次有給休暇の平均取得率は、平成26年で61.2%（12日1時間54分）となっていますが、全ての職員が自らの目的に応じて計画的に取得している状況にあるとはいえ、特に育児を行う職員にあっては、計画的に休暇を取得することが困難である場合が多いといえます。

第1期行動計画から年次有給休暇の取得促進に努めていますが、子育てに関する特別休暇制度と併せて、今後も、積極的かつ計画的に休暇を取得できるような取組が必要となっています。



#### 【今後の取組】

年次有給休暇等の取得を促進するために	
取組内容	<p><b>①計画的な休暇取得の促進</b>            管理的地位にある職員は、所属職員の仕事の進捗状況を適切に管理することにより、職員の計画的な年次有給休暇の取得を促進してください。            また、職員の年次有給休暇の取得状況を定期的に把握し、取得日数の少ない職員についても職員やその家族の誕生日、結婚記念日等各種行事日に年次有給休暇を取得させるなど休暇の取得を促してください。</p> <p><b>②連続休暇等の取得促進</b>            週休日や休日を組み合わせた年次有給休暇の取得などによる、連続休暇の取得促進を図ります。            また、年1回、夏季休暇や年次有給休暇を利用した1週間程度のリフレッシュ休暇の取得促進を図るために、管理的地位にある職員は、休日に挟まれた平日やお盆の期間における会議の自粛などに努めてください。</p> <p><b>③休暇を取得しやすい職場雰囲気醸成</b>            子育てをする職員が、年次有給休暇を取得することに抵抗を感じることはない職場環境を整えます。            また、子どもの看護等を行うための特別休暇（通称・子育て支援休暇）は段階的に子どもの対象年齢や取得期間の拡大、取得要件の追加を行っています。管理的地位にある職員は、率先して休暇を取得するとともに、仕事の相互応援体制を整備し、職員が年次有給休暇や特別休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めてください。</p>
実施時期	平成17年度から実施中
目標値	◎このような取組を通じて、平成31年度までに職員一人当たりの年次有給休暇取得率を75%（15日）以上にします。



## 基本目標 4 子育てをする職員を応援します

### 《課題》

核家族化の進行が、子育てに対する不安感や負担感を一層高めている状況にあります。このため、子育て中の職員に対する適切なアドバイスや情報提供、交流の場づくりなどの支援が必要なだけでなく、親も子どもと一緒に学習し、成長していくという視点に立った相談・指導・学習の機会を提供する事業等への取組も必要となってきています。

管理的地位にある職員が両立支援制度を理解し、キャリア形成を支援する職場環境を整え、職場で活躍できる女性職員を育成するとともに、ワーク・ライフ・バランスに取組む女性職員を適切に評価する視点が必要となります。



### 【今後の取組】

(1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動の促進	
取組内容	<p><b>①子ども・子育てに関する活動の支援</b> 職員は、子どもが参加するスポーツ・文化活動等、地域に貢献する子育て支援活動に、機会を捉えて積極的に参加しましょう。管理的地位にある職員は、職員が地域活動に参加しやすい職場の雰囲気づくりに努めてください。</p> <p><b>②子どもを交通事故から守る活動の実施及び支援</b> 日ごろから交通事故防止への意識の喚起に努めるとともに、全職員を対象に交通安全講習会等による安全運転に関する研修を実施します。</p>
実施時期	①平成22年度から実施中      ②平成17年度から実施中
(2) 学習機会の提供	
取組内容	<p><b>○家庭の教育力の向上支援</b> 家庭における子育てやしつけに関する情報を提供します。 また、家庭教育に関する各種講座（通信教育等）を紹介し、子育て中の職員に参加を促します。</p>
実施時期	平成17年度から実施中
(3) 子育てをする女性職員の活躍を推進	
取組内容	自己申告制度の活用等により育児などの女性職員の状況に配慮した人事運用を図るとともに、女性職員に対する情報提供・能力開発など円滑な職場復帰の支援を行います。また、管理的地位にある職員に必要な指導力やマネジメント能力等の研修を行うことで女性職員のキャリア形成を支援します。
実施時期	平成17年度から実施中

(4) 人事評価への反映	
取組内容	仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けてとられた行動については、人事評価において適切に評価します。
実施時期	平成27年度から実施中

## 基本目標5 女性職員が活躍できる職場をめざします

### 《課題》

- ・常勤正規職員のうち、女性職員の構成比が3割を下回っており、将来、活躍する女性職員の育成するためには、女性の職員採用が必要です。
  - ・仕事と家庭の両立支援制度の導入は進んでいますが、女性職員は、幅広い部署での業務経験や役職経験の不足から、管理的地位に昇格しても早期退職してしまうなど、女性職員がキャリア形成をめざし、活躍できるような体制づくりは進んでいません。
- こうしたことから、管理的地位にある職員が両立支援制度を理解し、キャリア形成を支援する職場環境を整え、職場で活躍できる女性職員を育成するとともに、ワーク・ライフ・バランスに取り組む女性職員を適切に評価する視点が必要となります。



### 【今後の取組】

(1) 女性職員の採用	
取組内容	<p><b>①広報活動</b> 女性（管理的地位にある職員も含め）が活躍する様子や育児支援制度を紹介する職員募集パンフレット（ホームページにも掲載）を作成します。 なお、募集に当たっては、一般行政職や専門職に限らず、女性消防士の採用について積極的に広報します。</p> <p><b>②採用試験</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の応募割合の高い社会人採用枠を拡大します。</li> <li>・女性を対象とした採用試験等を実施します。</li> </ul>
実施時期	平成28年度から実施
目標値	◎平成31年度までに上記の取組を通じて 新規採用職員の女性割合を50%以上とし、正規常勤の女性職員の割合を30%以上とします。また、女性消防士については、3名の採用をめざします。

(2) 正規常勤職員の継続勤務年数の男女差異の縮小	
取組内容	<p><b>①両立支援制度の充実</b> 職場と家庭の両立ができるよう介護休暇や看護休暇の利用を促進するとともに、新たに創設する遅出勤務制度の周知を図り、職員がそれぞれの制度を利用しやすい職場環境を整備します。</p> <p><b>②女性職員の能力活用</b> 女性職員を幅広い部署に配置し、業務経験を積ませることで、管理的地位にある職員としての心構えを構築します。</p> <p><b>③女性職員のキャリア形成に向けた研修の充実</b> 女性職員については、勸奨や自己都合による早期退職者に占める割合が高いことから、平成28年度から女性職員研修（キャリアアップ研修）を追加し、管理職登用に向けた女性職員のキャリア意識の醸成を図るための研修を充実します。</p>
実施時期	①平成17年度から実施中 ②・③平成28年度から実施

(3) 子育てをする女性職員の活躍を推進（再掲）	
取組内容	自己申告制度の活用等により育児などの女性職員の状況に配慮した人事運用を図るとともに、女性職員に対する情報提供・能力開発など円滑な職場復帰の支援を行います。また、管理的地位にある職員に必要な指導力やマネジメント能力等の研修を行うことで女性職員のキャリア形成を支援します。
実施時期	平成17年度から実施中

(4) 女性の管理的地位にある職員及び役職者の拡大	
取組内容	<p><b>①女性職員のキャリア形成に向けた研修の充実（再掲）</b> 女性職員については、勸奨や自己都合による早期退職者に占める割合が高いことから、平成28年度から女性職員研修（キャリアアップ研修）を追加し、管理的地位や役職者への登用に向けた女性職員のキャリア意識の醸成を図るための研修を充実します。</p> <p><b>②女性職員の役職者への登用</b> 女性職員を幅広い部署に配置し、業務経験を積ませることで、管理的地位にある職員としての心構えを構築し、ポジティブ・アクションに基づき積極的に女性の管理的地位や役職者への登用を図ります。</p> <p><b>③子育て・介護を行う職員が働きやすい職場づくり</b> ・職場と家庭の両立ができるよう介護休暇や看護休暇の利用を促進するとともに、新たに創設する遅出勤務制度の周知を図り、職員がそれぞれの制度を利用しやすい職場環境を整備する。 ・所属職員が安心して育児休業・看護休暇等が取得できる職場環境を整えるために所属長の意識改革を行います。</p> <p><b>④採用試験（再掲）</b> ・女性の応募割合の高い社会人採用枠を拡大します。 ・女性を対象とした採用試験等を実施します。</p>
実施時期	平成28年度から実施
目標値	平成31年度までに上記の取組を通じて 女性の課長相当職を8%（5人）以上、課長補佐相当職を18%（15人）以上、係長相当職を37%（85人）以上とします。

(5) 人事評価への反映（再掲）	
取組内容	仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けてとられた行動については、人事評価において適切に評価します。
実施時期	平成27年度から実施中